

決算審査特別委員会

平成28年9月13日  
午前9時 開議  
於 斑鳩町第一会議室

議長

中西和夫

委員長

坂口 徹

副委員長

奥村容子

出席委員

小林 誠

小村 尚己

伴 吉晴

平川理恵

濱 眞理子

理事者出席

町 長

小城 利重

副町長

池田 善紀

教育長

清水 建也

総務部長

植村 俊彦

総務課長

加藤 惠三

財政課長

福居 哲也

健康福祉部長

西 卷 昭男

福祉子ども課長

中原 潤

同課長補佐

上 埜 幸弘

長寿福祉課長

西 梶 浩司

同課長補佐

羽根田 久枝

同 係 長

明 石 将樹

健康対策課長

北 典 子

同課長補佐

東 浦 寿也

生活環境部長

乾 善 亮

国保医療課長補佐

田 口 昌孝

同 係 長

富 井 千晶

環境対策課長

栗 本 公生

同課長補佐

峯 川 敏明

住民課長

浦 野 歩実

同 係 長

小 澤 香代子

都市建設部長

谷 口 裕司

建設農林課長

上 田 俊雄

同課長補佐

井戸西 豊

同課長補佐

手 塚 仁

都市整備課長

松 岡 洋右

同課長補佐

関 口 修

下水道課長

寺 田 良信

同課長補佐

岡 村 智生

上水道課長

井 上 貴至

同課長補佐

扇 田 一弘

同課長補佐

猪 川 恭弘

会計管理者

藤 川 岳志

教委総務課長

安 藤 晴康

同課長補佐

竹 田 敏伯

同 係 長

田 中 弘二

生涯学習課長

真 弓 啓

同課長補佐

平 田 政彦

同 係 長

長谷川 浩文

同 係 長

今 田 善友

議会事務局職員

議会事務局長

黒 崎 益 範

係 長

大 塚 美 季

(午前9時00分 開議)

○坂口委員長 おはようございます。

ただいまから再開し、直ちに本日の会議を開きます。

9日に引き続き、審査を行ってまいりたいと思います。

それでは、認定第5号 平成27年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

理事者の説明を求めます。

面巻健康福祉部長。

○面巻健康福祉部長 おはようございます。

それでは、認定第5号 平成27年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、ご説明させていただきます。

初めに、議案書を朗読させていただきます。

認定第5号

平成27年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成28年9月1日提出

斑鳩町長 小城 利重

恐れ入りますが、座ってご説明をさせていただきます。

初めに、主要な施策の成果報告書222ページをお開きいただきたいと思います。第1表のところでございます。平成27年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額が21億5,786万7,000円、歳出総額が20億7,136万6,000円となり、歳入歳出差引額は、8,650万1,000円となっております。

それでは、歳出決算の状況から、各款ごとにご説明を申しあげます。

主要な施策の成果報告書225ページから227ページの第1款 総務費でございます。

まず、225ページの第1項 総務管理費でございます。介護保険事務に携わる職員の人件費のほか、電算ソフト使用料や国民健康保険団体連合会への負担金などに要する費用を支出しております。

次に、225ページから226ページまでの第2項 徴収費であります。介護保険料の賦課徴収事務に要する費用について支出しております。

平成27年度の介護保険料は、第6期介護保険事業計画で見込んでいる給付額に基づき、年間基準額6万4,300円をもって賦課しております。現年度分保険料の調定額は、特別徴収が4億9,036万300円、普通徴収が4,022万7,030円、合わせまして5億3,058万7,330円で、前年度と比較して、5,207万4,040円、10.9%の増となっております。また、226ページでございますが、滞納繰越分保険料の調定額は、普通徴収で742万9,810円であり、現年度分と滞納繰越分を合わせた調定額は、5億3,801万7,140円となっております。次に、収納状況等でございますが、225ページにお戻りください。収納額は、現年度分が5億2,783万8,360円で、収納率は99.3%、次に、226ページの滞納繰越分では、収納額が101万7,860円、収納率は13.7%となっております。

次に、226ページの第3項 介護認定審査会費では、介護認定審査会を設置している王寺周辺広域休日応急診療施設組合に対する負担金や、認定調査、主治医意見書の作成などに要する費用について支出しております。

次に、227ページの第4項 趣旨普及費では、介護保険制度の啓発パンフレットを作成いたしました。

次に、第5項 介護保険運営協議会費では、第6期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の進捗管理等について審議するため、協議会を2回開催いたしました。

次に、第6項 地域包括支援センター運営協議会費では、本協議会の委員は全て介護保険運営協議会の委員であり、平成27年度の会議は、介護保険運営協議会と同日に開催したことから、委員報酬の支出はございませんでした。

続きまして、228ページから230ページまでの第2款 介護給付費であります。介護給付費は、要介護または要支援の認定を受けた被保険者が、介護サービスや介護予防サービスを受けたとき、その費用の9割に当たる保険給付を支出する科目であり、介護保険事業特別会計の歳出予算の大半を占める科目となっております。第6期介護保険事業計画における標準給付費に対する平成27年度介護給付費の進捗状況は、92.8%となっております。

初めに、228ページの第1項 介護サービス等諸費であります。介護認定を受けた被保険者の居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス、ケアプラン作成、福祉用具購入、住宅改修などに係る費用について支出しております。給付費の主な内訳は、居宅介護サービス給付7億9,547万7,000円、構成比45.9%、施設介護サービス給付6億7,012万3,000円、構成比38.7%、地域密着型介護サービ

ス1億6,960万8,000円、構成比9.8%、居宅介護サービス計画給付8,691万5,000円、構成比5.0%などとなっております。

次に、第2項 介護予防サービス等諸費であります。要支援認定を受けた被保険者の居宅サービス、ケアプラン作成、福祉用具購入、住宅改修等に係る給付費について支出しております。給付費の主な内訳は、介護予防サービス給付7,012万2,000円、構成比81.2%、介護予防サービス計画給付1,043万3,000円、構成比12.1%、介護予防住宅改修給付498万8,000円構成比5.8%となっております。

次に、229ページの第3項 その他諸費でございます。介護報酬の請求に係る審査事務の手数料について支出しております。

次に、第4項 高額サービス等費でございます。高額介護（予防）サービスに要する費用について支出しております。同一月に利用した介護サービスの自己負担額が一定額を超えた場合等に、その超過額について給付するものでございます。

次に、第5項 高額医療合算サービス等費でございます。高額医療合算サービスに要する費用について支出しております。介護保険の限度額と国民健康保険や後期高齢者医療などの医療保険の限度額をそれぞれ適用した後、年間の自己負担額を合算し、その額が所得に応じた負担限度額を超えた場合に、その超過額のうち、介護保険に係る負担割合分について給付するものとなっております。

次に、230ページの第6項 特定入所者介護サービス等費でございます。特定の施設入所者に対する介護サービスに要する費用について支出しております。低所得の要介護認定者等が、施設サービスや短期入所サービスを利用した場合に、食費や居住費に係る自己負担額が一定額を超えた場合、その超過額について保険から給付するものでございます。

続きまして、第3款 基金積立金でございます。介護保険給付費準備基金への積立金について支出しております。平成26年度決算における給付関係の実質的な黒字収支分及び当該基金の運用益等2,962万7,000円を積み立てております。また、平成27年度では、第6期介護保険事業計画どおり、1,700万円の基金取り崩しを行い、本特別会計に繰り入れたことから、平成27年度末の基金現在高は、8,863万4,000円となっております。

続きまして、231ページから236ページまでの第4款 地域支援事業費でございます。

初めに、231ページから232ページまでの第1項 介護予防事業費であります。

介護予防事業に要する費用について支出しております。231ページの第1目 一次予防事業費では、要介護認定をお持ちでない高齢者を対象として、転倒防止や運動器の機能低下予防に関する教室などを開催いたしました。

また、第2目 二次予防事業費では、将来要介護状態となるリスクの高い虚弱高齢者を対象として、転倒防止や生活機能の向上を図るため、運動指導や栄養の相談、口腔機能に関する教室を開催いたしました。なお 232ページの健康づくり高齢者の把握では、二次予防事業の対象者について、生活機能に関するチェックリストにより把握し、地域包括支援センターにおいて事業参加の可能性や意向を確認の上、それぞれに応じたサービスを提供しているところでございます。

第3目 総合事業費精算金では、平成27年度においては利用者がいなかったため、予算執行はございませんでした。

次に、233ページから236ページまでの第2項 包括的支援事業・任意事業費でございす。

223ページの第1目 包括的支援事業費では、斑鳩町社会福祉協議会に委託する地域包括支援センターの運営に要する費用について支出しております。地域包括支援センターにおいては、地域支援の総合相談支援及び権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメントを行いました。

また、234ページから235ページまでの第2目 任意事業費では、家族介護教室や家族介護用品の支給、配食サービス、緊急通報装置の設置など、介護保険事業で実施する福祉サービスに要する費用について支出しています。

236ページの第4目 認知症総合支援事業費では、認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続できることを目的とした認知症総合対策の推進のため、認知症初期集中支援チーム検討委員会を設立し、委員会を1回開催いたしました。

続きまして、第5款 諸支出金であります。平成26年度以前の第1号被保険者の保険料の還付、国・県支出金、支払基金交付金の超過交付の返還金について支出しております。

続きまして、第6款 予備費であります。平成27年度では、予備費の充用はございませんでした。

続きまして、歳入決算の状況について、ご説明させていただきます。恐れ入りますが、223ページにお戻りいただけますでしょうか。

第2表として、歳入決算の内訳を記載させていただいております。初めに、1行目の

第1款 保険料では、決算額は、5億2,885万6,000円となっております。次に、2行目の第2款 使用料及び手数料では、決算額は6,000円となっております。保険料に係る督促手数料となっております。次に、3行目の第3款 国庫支出金では、決算額は4億2,290万2,000円となっております。国庫負担金として介護給付費負担金、国庫補助金として調整交付金及び地域支援事業交付金について受け入れをしております。次に、4行目の第4款 支払基金交付金では、決算額は5億5,148万7,000円となっております。支払基金交付金として介護給付費交付金と地域支援事業交付金について受け入れをしております。次に、5行目の第5款 県支出金では、決算額は2億9,342万円となっております。県負担金として介護給付費負担金、県補助金として地域支援事業交付金について受け入れをしております。次に、6行目の第6款 財産収入では、決算額は11万9,000円となっております。介護保険給付費準備基金の預金利息となっております。次に、7行目の第7款 寄附金でございますが、平成27年度の寄附金の受け入れはございませんでした。次に、8行目の第8款 繰入金では、決算額は3億1,989万4,000円となっております。一般会計及び介護保険給付費準備基金からの繰り入れとなっております。一般会計からの繰入金は、介護給付費、地域支援事業費、職員給与費及び事務費に係る繰り入れとなっております。次に、9行目の第9款 繰越金では、決算額は4,114万円となっております。平成26年度の決算の余剰金について受け入れを行っております。次に、10行目の第10款 諸収入では、決算額は4万3,000円となっております。その主なものは、過年度分の保険料に係る延滞金の受け入れとなっております。

以上で、認定第5号 平成27年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして原案どおりご認定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、介護保険事業特別会計について、質疑をお受けいたします。

濱委員。

○濱委員 ありがとうございます。最初にお伺いしたいのは、介護保険の負担金が、収入の多い方が2割負担になって、その分で人数ですとか、教えていただきたいんです。

○坂口委員長 西梶長寿福祉課長。

○西梶長寿福祉課長 平成28年3月末時点で、1,420人のうち、2割負担は203人となっております。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 先に、一般質問もですけども、軽い方のことを先にお伺いしたいんですが、今、お聞きしました2割負担の方ですけども、介護度の重い方っていうんですか、3、4、5とかいう方が、それで分けたときにどんな人数っていうのわかりますか。介護度ごとに出ているんでしょうか。

○坂口委員長 西梶長寿福祉課長。

○西梶長寿福祉課長 今の203人のうち、要介護度別っていうことなんですけども、資料としては年間のトータルの延べの件数が出ておりますので、ちょっと実数、実人数ではちょっとわかりませんねけど、ちょっと延べ人数で申しあげさせていただきます。介護給付の要支援1につきましては年間で84件、要支援2では177件、そして要介護1では280件、要介護2では531件、要介護3では304件、要介護4では260件、要介護5では207件ということで、延べで年間通しての2割負担の方の利用の件数となっております。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 すみません、今の件数っていうのは、この2割負担の負担をした利用っていう意味ですね。だから、最初の要支援1の方が84の利用に対して、それまで1割だけ2割になったという。どういう。

○坂口委員長 西梶長寿福祉課長。

○西梶長寿福祉課長 今の件数につきましては、利用者は2割を負担していただいて使っていただいてっていう件数でございます。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 ありがとうございます。まだ認定を受けていらっしゃらない方ですとか、それから要支援で1、2の認定を受けておられる方を特に質問では聞かせていただいたんですけども、認定を受けて、要支援の認定を持っていても、実際にサービスを受けていらっしゃらないっていう方が結構、半数近くの方がそういった方がいらっしゃいますけれども、そういう方たちに対しては、町のほうでもどなたがいらっしゃるっていうことを把握されているけれども、実際の介護度でもしも認定を受ければ支援であろうと思われるけれども、サービスを受けるとかいう意識もそんなにないし、必要としないと思っ  
ていらっしゃって、こういうチェックリストなどで聞き取りだとかをしている方から漏れているというか、こういった方っていうのがまだまだたくさんいらっしゃると思うんですけども、今後そういうところの掘り起こしというのか、そういったことには、ど

うですか、どういうふうにしていこうと思われていますか。

例で言いますと、町から来ている通知ですとか、広報とかを全然見ていらっしやらない方って、やっぱりいらっしやるんです。見ていないし、広報も見ていないし、それから、送られてきたチェックリストのそれも、もちろんもう見たけれども、見たって、開封したかもしれないけれども、そういうことに返答するとかいうことも全然しないってような方々っていうのは、そういう方たちを一番身近で気がつくというのは、家族さんであったりとか、また、家族さんでなくて、お友達であったり、地域の方なんですけれども、なかなかその辺は、今、お年寄りも、ひとり暮らしであったりとか、老夫婦でいらっしやるおうちとか、そういったことで外部への、発信っておかしいですけども、そういうものっていうのがやっぱり少ないというか、希薄。そういうところを一番くみ上げていかないことには、気がついたときにはもうある程度っていうか、介護度が進んでしまっているんじゃないかっていうところ、そこが一番苦慮するところだと思いますけど、その辺のところでは、どういったところに力を入れていけますか。

○坂口委員長 西梶長寿福祉課長。

○西梶長寿福祉課長 要介護認定の申請をして、サービス受けていない場合があるということで、その方たちへの啓発とかどういう形でっていうことなんですけども、認定申請に来られましたら、まず、介護保険のガイドブックによりまして、認定の審査の仕方、あるいはもし認定がおりたらケアマネジャーさんを選んでいただいて、こういうサービスが受けられるという説明をさせていただいています。実際に認定がおりて、要支援1から要介護5の中で、実際に使われていないというか、4、5になれば、多分病院に入院されて、介護保険の利用が少なくなると。要支援1、2については、やはりちょっとヘルパーさんが必要だからということで、2になれば半数ぐらいは使われているという状況になっております。受けたものの、要支援1で自分で何とかしたらいけるっていう方もおられるので、使っておられない方は7割程度、ことしの7月末現在では7割程度使っておられない状況でありますけども、毎年7月に一番当初賦課で保険料幾らになりますということで通知させていただいている中にも、パンフレット等を入れまして、この介護保険制度についての案内もさせていただいておりますので、実際に認定を受けてちょっと困ったところがあれば、必ず地域包括支援センターなり長寿福祉課のほうには電話はありますので、そのときにご説明をさせていただいているという状況であります。

今後におきましても、そういったパンフレットとか広報等ですね、地域包括、困った



らまず地域包括にご相談くださいということで、ホームページとかの広報ですね、でも周知をさせていただいていますので、そういった形で今後も啓発に努めていきたいというふうに考えております。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 ちょっと質問のところとちょっとずれがあったように思うんです。窓口においでになった方とかじゃなくて、窓口にも来ない方というか、そういった方のことをちょっと聞いたかったんですけども、保険料の改定とかそういったことの通知のときにはパンフレットも送ってくださるということですか。

○坂口委員長 西梶長寿福祉課長。

○西梶長寿福祉課長 認定申請も何もされないという方につきましては、福祉のサービスもございますし、地域に民生委員さん等もおられますので、斑鳩町の福祉のサービス等の制度の説明もさせていただいて、地域の方で困っておられる方がありましたら、こういったサービスにつなげていただくとか、あとは介護保険につないでいただくとか、そういったところでも情報とかを入れていただいで対応しておりますので、役場の職員自身が個々に、そういった家にはなかなか、こういった方がおられるっていうのは難しい状況なので、そういったところでもご協力いただいで、できるだけ困っている方がおられましたら、福祉のサービス、あるいは介護保険のサービスにつなげてまいりたいというふうに考えております。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 結構です。また個別で教えて、勉強させていただきたいと思います。すみません。

続いて、いいですか。介護度で重い方ね、要介護の5の、5とか4の方がサービスを受けていないのが、先ほどのお話に、入院をされているとかいうことですが、在宅でね、家族さんであるとか、それから自分の私費でお願いをされているとか、そういうようなことでサービスを受けていらっやらないとか、そういう方もあるんでしょうか。その辺はわかりませんか。

○坂口委員長 西梶長寿福祉課長。

○西梶長寿福祉課長 今の介護保険のサービスの中で、家族介護慰労金の支給という制度がございます。この制度につきましては、要介護4、5で非課税の世帯の方がおうちで介護をしていただいた場合には年間10万円をお支払いさせていただくということなんですけども、235ページには、上から2段目で、サービスは、27年度はそういった

方の利用はなかったというような状況になっておりますので、今おっしゃったように、ちょっとうちのほうではそういった方の状況については、ちょっと把握、今、できていない状況でございます。

○坂口委員長 何かあります、濱委員。

○濱委員 ちょっと、ちょっと休憩というか、ほかの方へ行ってください。また、また聞きたいことがあります。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 濱委員さんのちょっと関連で、先日の一般質問でも、介護認定を受けているけれども実際にサービスを受けていない方が結構な数いらっしゃるっていうことがちょっとあったんですけれども、介護認定受けるっていうのは、一応サービスを利用することを前提に受けられるのではないんですか。実際に受けておられないっていうことについての、特に、実態把握とかというのは特にはされていないということなんですか。

○坂口委員長 西梶長寿福祉課長。

○西梶長寿福祉課長 今おっしゃったとおり、介護認定を受けるっていうのは、サービスを前提としてだと思いますけども、そのサービスを開始時期っていうのは、ご本人さん、ひよっとしたら、今つけておいて、もう少し状態が悪くなれば使おうと思ってはる方もおられると思いますので、受けておられない方、要支援の場合でしたら、要支援1では7割程度。ただ、要支援1、2はヘルパーさんの利用っていうのが一番に多いと思うんですけど、やっぱり要支援1より2のほうが半数ぐらいは利用されておられますので、在宅で生活するのに、やはりヘルパーさんの利用があればできるということで、利用率が高くなっているのかなというふうには感じております。

○坂口委員長 西巻健康福祉部長。

○西巻健康福祉部長 サービスの利用率ということで、県と国とを比較しますと、斑鳩町の場合、サービスの利用率は、先ほど申しあげましたように72.6%ということになっておまして、全国のほうでは63%、奈良県のほうでは64%となっておりますので、斑鳩町の方はやっぱりサービスのほう、まだ受けておられる状況にあるという状態でございます。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 すごく全国に比べると高いっていうのは、それだけ知られているのかなというふうに思うんですけども、利用されていないところの理由が、費用がかかるからって

いうところなのか、それともそもそも病院に入って利用する必要があるのか、そのあたりによってちょっとまたアプローチの仕方も変わってくるのかなと思いますので、介護認定をするときに、そういう仕組みとかをお話ししていただけたらと思います。

もう1点、介護保険、この間の濱委員さんの質問の中でも、64歳以下の方の介護認定もあるっていうことですが、介護保険と、あと障害者のサービスっていうので、同じものが重なっているものもあれば、障害者独自のサービスもあるっていうので、ただやはり担当されている方が介護保険、高齢福祉を専門にされていると、なかなか障害者のサービスにどんなものがあるって、その窓口で相談に来られたときに、こちらではこういうサービスが受けられますよっていうことをなかなか、案内ができていくかどうかというところをちょっと疑問を感じるころもありましたので、そのあたり、連携とか、情報交換とか、サービスについての相談に来られた人にどう対応するのかっていうところは、何か対策とか、情報交換ってされていますか。

○坂口委員長 西梶長寿福祉課長。

○西梶長寿福祉課長 介護保険法と障害者サービスの中で、この分については介護保険優先とか、保険の優先の公費負担と介護保険のどちらが優先かということで決まっておりますので、それに基づきまして、介護保険で給付する場合と、障害者のそういったサービスで給付する場合とに分けて実施をしております。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 実施していただいているのはよくわかるんですけども、そういう、来られた方にとって、介護保険では対応できないけれども障害者のサービスでこういうのがあるので利用できるものについて、年金、障害者の場合は障害年金とか、そういうこともありますので、そのあたりできちんと、対応された方もいろいろ、きちんと窓口でご案内できるようにお願いします。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 先ほどのちょっと続きのようなことですが、地域支援のほうでね、認知症のサポーター養成講座っていうのを開かれていますね、このあれで、231ページ。

○坂口委員長 濱委員、ページ数、ちょっと。

○濱委員 231ページです。この上の段の介護予防の支援というところに、運動機能であるとか、いろいろと載っている一番下に、認知症のサポーター養成講座というのが、26年度、前年度の分も数字を挙げていただいていますけども、この延べ人数っていうのが、27年、26年、同じ75ですけど、開催回数というのが6と2っていうのはど

ういうふうな違いなのかをちょっと教えてください。

○坂口委員長 西梶長寿福祉課長。

○西梶長寿福祉課長 地域の住人の方から、認知症のサポーター養成講座っていうか、認知症についてお話をしていただきたいっていう申し出がございましたら、この認知症サポーター養成講座というのが、約、大体1時間半程度すれば、地域の方がいわゆる認知症になられたら地域での見守りどうしたらいいかとか、そういったお話をさせていただいております。それが26年度、地域で2件ありましたけども、それが27年では6件にふえてきているということで、地域でのそういった認知症についてのお話、講座の件数になっております。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 すみません、そうしたらこの回数と人数っていうのは関係なく、1回の開催でもたくさん来るときもあるし、少ないときもあるという、それだけの違いですか。

○坂口委員長 西梶長寿福祉課長。

○西梶長寿福祉課長 そのとおりでございます。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 一般質問の中でも申しあげたんですけど、これからの総合事業で、地域でお買い物であったりとか、そういったサービスに、資格のない方に対して研修、一定の研修を行ってそういう業務に当たることができるという、そういう緩和型のサービスの話をお聞かせいただいたんですけども、その一定の研修っていうのと、この認知症サポーター養成講座っていう、その内容とかについてはどうなんでしょうか。比べるというか。もちろん重なるところがあると思いますけども。まだその後者のほうの研修とか具体的に決まっていなかったら、その辺も教えてください。

○坂口委員長 西梶長寿福祉課長。

○西梶長寿福祉課長 今思っておるのは、やはり従来、ヘルパーさんの資格ということで、そういった形で生活援助的なものをやっていますので、そういったヘルパーさんが受ける研修の内容程度のものというふうには考えておりますけども、一定の、7町でその内容も、ヘルパーやったら何級程度とかありますので、そこら辺がもう少し7町で詰めて研修を考えていきたいというふうには考えておりますので。認知症サポーターっていうのはまた違う研修になりますので、そこら辺はまだ、そういった部分で研修ということを考えておりますので、まだ決まっていますが、よろしく願いいたします。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 わかりました。まだ後者のほうについては具体的には決まっていなくても、ヘルパーの方が勉強されているような内容ということですね。そうしたら、このサポーター養成講座っていうのは、そもそも認知症とはどういうものなんだとか、認知の方とのかかわり方で大事なことはとかいう、そういうお話をさせていただくと認識していたんですけども、先ほど言いました、ボランティアじゃないわ、無資格だけれども一定の研修っていうことについては、もっと深めた内容でっていうことやけど、具体的にはまだ決まっていなくていいということですか。はい、わかりました。ありがとうございます。

○坂口委員長 濱委員、まだありますか。

○濱委員 いや、いいですよ。

○坂口委員長 よろしいですか。ほか。

小林委員。

○小林委員 すみません、231ページの介護予防事業についてなんです。私も濱さんに関連してですけど、一次予防事業とか、二次予防事業の中に、ともに栄養の改善、口腔機能向上というところですね、開催回数や延べ人数、実人数が挙げられております。ぱっと見て、私個人的には少ないのかなっていうふうに感想が、見て思ったんですけども、担当課としてはこの数値をどういうふうに受けとめておられるのか。その理由はですね、健康増進計画や食育推進計画の中でも、歯や口腔機能の向上、健康とか、高齢期の取り組みの方向性とか書かれておられますし、斑鳩町の高齢者の増加、高齢化率、それに、この二次予防事業対象者の数から見てこの数値が妥当なのかどうか、ちょっと担当課の感想をお聞かせいただきたいと思います。

○坂口委員長 西梶長寿福祉課長。

○西梶長寿福祉課長 二次予防の栄養改善につきましては、基本チェックリストを送付させていただいて回収した中で、どれかのこういったサービス、教室等を受けていただいて改善に努めるということでご案内させていただいて、希望者を募って、栄養改善の教室に参加をいただいております。一次予防というのは、もう一般的な高齢者、全ての方を対象とした栄養のお話をさせていただいているんですけども、料理教室とかそういった分については皆さん結構興味を示されるんですけども、今おっしゃったように、今後やっぱり予防とかの活動をいかに日ごろ皆様に取り入れて、日ごろからやっていただくというのは非常に大事であるというふうに考えておりますので、今後進める上では、そういった部分も、どうやったらふえるかということも検討しながら進めてまいりたいというふうには考えております。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 228ページの上の介護サービスですねけど、このものではないんですが、この介護サービスを申し込まれて、そして認定がおりの間、以前お聞きしたら、暫定的に介護保険を使っていたというようにお聞きしたんですけど、具体的には、これ、何か証明書みたいなのを発行して、そして使えるようになるのか、このあたり、具体的にはどんな感じで使えるようになるのでしょうか。

○坂口委員長 西梶長寿福祉課長。

○西梶長寿福祉課長 まず、申請いただいてから、大体1か月ぐらいが認定おりのまでかかります。要支援また要介護認定が出れば、申請していただいた日から、申請していただいたその日から介護保険サービスの対象というふうになります。ただ、申請日以降に必要なに応じて利用していただけるんですけども、要介護度によりまして使えるサービスが異なります。例えば通院等乗降介助につきましては、いわゆる介護タクシーと言われる分については要介護1以上で利用できますけども、もし要支援の認定が出れば、そのサービスは全て自費という形になりますので、要支援とか、要介護1、要介護2とかいうこの認定によって使えるサービスが異なりますので、その認定よりも軽い、自分が思っているサービスを使いたいけど、もうそれよりも軽い認定が出た場合、そのサービスを使っていた場合、対象にならない場合は全て自費で清算することになりますけども、そういった部分につきましては、大体状態とかお聞きすれば、この程度になるんじゃないかということもある程度は判断できますので、そういった部分は説明を十分させてもらって、必要なサービスをすぐに受けていただけるようにはさせていただきます。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 今、私質問したのは、そのいとまのない方ですな、すぐにある程度利用したいと、ただ、認定がおりの間があるというような、そういうケースの場合にちょっとどうなるのかなと思って質問させていただきましてんけど、結局のところ、申し込まれて、その状況を把握されるときに、その辺をしっかりと案内していただく。でないと、結局、自分は使えるもんやと思ってサービスを使ったけど、あきまへんわと、認定がおりの場合もあれば、思ったより軽い場合もあると。ほんだからその分だけ全部自費になってしまう、そういう形になるので、その辺、そういうことができるだけ起こらないように、その辺、説明をちゃんとしていただきたいと思います。

続きまして、お願いします。ちょっとこれ、全体的なことになるんですけど、町内、今、特別養護老人ホームが、特別養護の、特養の施設ができる予定やと聞いておるんで

すが、このあたりと、結局、この、たしか以前に、そういう施設があればいいん違うかというように思って、ちょっと質問させていただいたときに、いや、あれば逆にちょっと値段も上がっていくというような話もお聞きしたんですけど、具体的に今度できるということになれば、介護保険の保険料がどのような形で影響があるのか、ないのか、ちょっとお聞きします。

○坂口委員長 西梶長寿福祉課長。

○西梶長寿福祉課長 今、建設中の特別養護老人ホームにつきましては、入所定員が、今、50名となっております。あと、ショートステイ、定員が10名、デイサービスが1日利用人員が25名ということで、今、4階建ての建物を建設して、4月1日からオープンする予定となっております。

今ご質問いただきました、たくさん要るんじゃないかということなんですけども、こういった特養を建てる場合、斑鳩町の事業計画、介護保険の事業計画にその計画を載せないとだめだということで、第6期の斑鳩町介護保険事業計画に挙げております。29年度は特別養護老人ホームの入所を、29年度は20名を見込んでおりまして、若干例年よりは、多少多く見込んで、給付額におきましても、一応、事業計画上なんですけども、5,900万増の3億6,681万1,000円を特別養護老人ホームの支出として見込んでおります。そういう意味では、それも含んだ中で、第6期、27、28、29年の保険料を設定していただいて、保険料を、5段階の平均6万4,300円という形で保険料を設定させていただいております。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 わかりますねんけど、実際それによってどれぐらい上がるのか、今、6万4,300円でっか、今現在何ぼで、それが6万4,300円に上がるのか、ちょっとその辺の、この6万4,300円と今のお答えの数字がわかっていませんねわ。ちょっと教えてください。

○坂口委員長 西梶長寿福祉課長。

○西梶長寿福祉課長 今、6万4,300円っていうのは、27、28、29年の介護保険全部の給付額、幾らになるかということで、全てを計算した中で保険料額の平均は、5段階6万4,300円という計算を出しております。また、30年以降、30、31、32年は、次は第7期の介護保険の事業計画を立てるときに、全ての給付額の見込みを立てまして、全てを計算して保険料の設定をしていきますので、これが今、1つ建ったからどれだけの介護保険の分に反映するということは、ちょっとお答えするのが難しい

状況でございます。ただ、給付費では、事業計画の計画の中では、事業計画で、28年度の事業計画の給付量よりも約5,900万増の3億6,668万1,000円の事業計画費としては組んでおりますけども、細かくそれがどの形であって、全部の給付料を見込んで3年間で計算しますので、ちょっとご理解お願いいたします。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 お聞きして、結局、あまり影響は、そんなに思っていたほどないという感触なのか、感触で聞くようにしますわ、それとも、いや、やっぱり、これ、結構差がありますわというのか、ちょっと、どっちですか。

○坂口委員長 池田副町長。

○池田副町長 介護保険での分ですけども、例えば資料の228ページ見ていただければいいんですけども、そのうちで施設介護サービス給付があると思うんですわ。約6億7,000万ですかね。平成26年が約7億円でした。あれが完成したときに、ただ、あれは特養ですので、特別養護老人ホームに入所者がふえると、入っていかれると。今、待機者がおられます。上牧にも、河合も、郡山にもございますけども、あれが50床できたときに、やはりその待機者がそこへ入られると。それに何人入られるかというの、ちょっと今、課長言ったようにわかりませんが、やはりこの分で、やっぱり施設入所の数はふえてまいります。例えばそこで、例えば5%ふえるのか、例えばそこで10人斑鳩町が入られるのかによって違うんですけども、例えばここで5%ふえたときに、例えば単純に言って約3億円がここで上がってくると。その分が介護保険料にふえてきますよということになってきますので、やはり若干、そのパーセントはちょっと今ここではっきり言えませんよ、ここでふえてくることは確かでございます。

それと、今後どんどん、それだけが理由ではないので、今後、高齢化率が上がってきますわね。高齢化率が上がってきたら、要介護認定の方もふえてくると。要介護3、4、5の方もふえてくるということで、ダブルで、次の第7期は保険料は上がってくるといふことをご理解いただきたいと思います。

○坂口委員長 ほか。

濱委員。

○濱委員 今の伴委員さんの続きのようなものですが、介護保険の保険料の算定というのは、介護のサービスというか、給付をたくさん、そういう事業をたくさん使えば上がってくるって、いう大きな仕組みがあるので、影響が多い、少ないは別にして、たくさんサービスを利用すれば、結果的にはそれが保険料にはね返ってくるって、いふ、それは何



も変わらないですね。

○坂口委員長 池田副町長。

○池田副町長 それはもう、全然変わりございません。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 特養の話が出たので、ついでというわけじゃないんですけども、特別養護老人ホームの入所の要件が、要介護1、2の方を外して、要介護3以上の人でないと申し込めないというふうになって、したときに、今までに例えば要介護1の人や要介護2の人が特別養護老人ホームの入所の申し込みをして待っているとかいう、または3の方、4の方が待っているというのの数は把握されていますか。どうですか、わかりますか、そんなのは。聞きたいのは、外れる人がどのくらいあるのかなということを知りたいです。

○坂口委員長 西梶長寿福祉課長。

○西梶長寿福祉課長 その数字については、ちょっと把握しておりません。

○坂口委員長 ほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、介護保険事業特別会計に対する質疑を終結いたします。

以上で、健康福祉部所管に係る決算についての審査を終わります。

理事者入れ替えのため、10時10分まで休憩いたします。

(午前 9時52分 休憩)

(午前10時10分 再開)

○坂口委員長 再開いたします。

それでは、生活環境部所管に係る決算審査を行います。

初めに、第2款 総務費について、説明を求めます。

乾生活環境部長。

○乾生活環境部長 それでは、第2款 総務費のうち、生活環境部が所管いたします決算の概要につきまして、ご説明申し上げます。

失礼して、座って説明させていただきます。

主要な施策の成果報告書57ページでございます。第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費のうち、人権の擁護についてでございます。人権の相談の実施につきましては、斑鳩町の人権擁護委員により毎月1回開催し、無料法律相談の実施については、奈良弁護士会の弁護士により毎月3回開催し、157件の相談を受けてお

ります。

次に、59ページでございます。住民と行政の協働によるまちづくりの行政相談の実施につきましては、行政相談委員により毎月1回開催をしております。行政サービスや手続きに関する相談を受け付け、相談者への助言や関係機関への通知などを行ったものでございます。

次に、71ページでございます。71ページの第8目 交通安全対策費のうち、交通安全の放置自転車の防止についてでございます。JR法隆寺駅周辺での放置防止指導及び放置自転車等の移送、保管、引き渡し業務を実施をいたしております。平成27年度では、警告札の貼付件数は24件、放置自転車等の移送台数は、放置禁止区域内で19台、放置禁止区域外で16台、合計35台でございました。

次に、72ページの第9目 自転車等駐車場運営費であります。JR法隆寺駅北口自転車等駐車場の利用状況は、平成27年度では、一時預かりでは前年度を177台上回る25,371台の利用がございましたが、月決めの利用につきましては前年度を278台下回る5,126台となったところでございます。

次に、79ページから80ページでございます。

79ページの第3項 戸籍住民基本台帳費でございます。

まず、79ページの第1目 戸籍住民基本台帳費でございます。住民基本台帳事務、戸籍事務、印鑑登録事務などの各種登録や証明書の交付事務等について、住民記録及び戸籍の電算システム化や自動交付機の導入などにより正確で迅速な事務処理を行うとともに、親切な窓口対応に努めたところでございます。なお、住民基本台帳事務では、社会保障・税番号制度に対応するため、平成26年度に引き続き、住民基本台帳システムの改修を実施をしております。

次に、80ページの住民基本台帳ネットワークの運用であります。このネットワークは本人確認ができる全国共通のシステムであります。社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、より利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤として、平成27年10月から社会保障・税番号制度、マイナンバー制度が開始されております。これに伴いまして、平成27年10月から12月までの間に、住民票のある全ての人にマイナンバーの通知カードを送付し、平成28年1月から個人番号カードの発行を開始しております。なお、住民基本台帳カードの新規交付につきましては、平成27年12月末をもって終了いたしております。

次に、戸籍総合システムの運用では、戸籍総合システムによる戸籍管理を行うほか、

災害時等によるデータの滅失を防ぐため、戸籍副本データ管理を行いました。

また、住民窓口の充実では、役場庁舎外での証明書の交付サービスについては、町の施設である西公民館、東公民館、総合保健福祉会館において実施し、引き続き窓口サービスの向上に努めました。

以上で、第2款 総務費のうち、生活環境部が所管いたします決算の概要の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、第2款 総務費について、質疑をお受けいたします。ございませんか・

濱委員。

○濱委員 個人番号のカードの発行。

○坂口委員長 濱委員、ページ数お願いします。

○濱委員 80ページですね。順調に進んでですけども、どうなんでしょうか。現在というか、この後の状況というのは、どんな感じですか。

○坂口委員長 浦野住民課長。

○浦野住民課長 個人番号カードの発行状況をお尋ねということですのでよろしいでしょうか。

平成28年8月末現在で、交付枚数1,719枚となっております。

○坂口委員長 濱委員、よろしいですか。

○濱委員 はい、いいです。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 同じく80ページの自動交付機、一番下のやつですねんけど、たしかこれ、リースの期間があって、そしてそこで終了するような話をお聞きしたと思いますねけど、その後、ちょっとわかりませんねけど、パゴちゃんカードの関係とか、また、西、東の公民館で交付されている、これの日程の関係、ちょっとこの辺、わかりやすく、もう一遍説明してもらえませんか。

○坂口委員長 浦野住民課長。

○浦野住民課長 自動交付機等の今後の予定でございますけれども、この議会中の厚生常任委員会におきまして、今後の方針についてご報告させていただく予定としておりますが、自動交付機につきましては、現在、もうリースが切れておりまして、コンビニ交付サービスで利用するマイナンバーカードには対応しておらず、後継の機種につきましては、マイナンバーカード及びパゴちゃんカードの両方に対応できる機種について調査研究を進めてまいりましたが、両方のカードに対応できる機器の開発予定がないことから、現

在の自動交付機の部品供給の最終期限であります平成29年6月末まで使用し、その後、撤去したいと考えております。

もう1つの、西公民館、東公民館、生き生きプラザ斑鳩における証明書等発行サービスでございますが、こちらにつきましては、機器のリース期間終了期限であります平成30年3月末をもって終了してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 この機械は来年の6月で一応もう終了やと、今、お聞きして、あと、厚生委員会の方で説明があるということですので、私、もう、ここで結構でございます。

○坂口委員長 ほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、第2款 総務費に対する質疑を終結いたします。

次に、第3款 民生費について、説明を求めます。

乾生活環境部長。

○乾生活環境部長 それでは、第3款 民生費のうち、生活環境部が所管いたします決算の概要につきまして、説明を申しあげたいと思います。

失礼して、座って説明させていただきます。

主要な施策の成果報告書85ページでございます。第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費の国民健康保険の充実の国民健康保険事業への支援では、国民健康保険事業特別会計に対し、法令の定めにより人件費及び療養給付費に係る町の負担など2億4,650万8,231円を繰り出したほか、施策上における介護納付金分の赤字補填1,534万2,617円、合計で2億6,185万848円を繰り出したものでございます。

次に、同じページの第2目 国民年金事務取扱費であります。国が行う国民年金事務のうち、第1号被保険者の資格関係届、保険料免除申請、年金裁定請求などの手続きや相談について、法定受託事務として引き続き窓口事務を行ったものでございます。

次に、88ページでございます。88ページから89ページにかけましての第5目 医療対策費でございます。福祉医療の充実として、88ページの老人医療費の助成、子ども医療費の助成、89ページの心身障害者医療費の助成、ひとり親家庭等医療費の助成、重度心身障害老人等医療費の助成、精神障害者医療費の助成、未熟児養育医療費の給付を引き続き行い、それぞれ対象者の医療費の負担軽減を図っております。

次に、90ページでございます。第6目 人権対策費でございます。人権問題に関する啓発や職員研修等に要する費用を支出しております。街頭での啓発や人権に関する講演会を開催するなど人権啓発活動に努めるとともに、市町村啓発連協の研修を初め各種人権研修に参加をしております。

次に、98ページでございます。98ページの第11目 後期高齢者医療費でございます。後期高齢者医療制度への支援として、後期高齢者医療制度の運営に必要となる事務経費のほか、保険基盤安定繰出金として後期高齢者医療特別会計に繰り出し、制度の安定的な運営を支援しました。また、広域連合が行う後期高齢者医療の給付等に係る費用について、市町村の負担割合である12分の1に相当する額を療養給付費負担金として広域連合に支出をしております。

次に、第12目 旧老人保健医療給付費であります。予算の執行はございませんでした。

以上で、第3款 民生費のうち、生活環境部が所管いたします決算の概要の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますよう、お願いをいたします。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、第3款 民生費について、質疑をお受けいたします。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、第3款 民生費に対する質疑を終結いたします。

次に、第4款 衛生費について、説明を求めます。

乾生活環境部長。

○乾生活環境部長 それでは、第4款 衛生費のうち、生活環境部が所管いたします決算の概要につきまして、説明を申し上げます。

失礼して、座って説明させていただきます。

主要な施策の成果報告書107ページからでございます。

初めに、107ページの第1項 保健衛生費、第1目 保健衛生総務費であります。

職員の人件費、西和衛生試験センター組合の運営に要する費用が主なものでございます。

続きまして、123ページでございます。123ページの第5目 狂犬病予防費であります。狂犬病予防法に基づきます犬の登録事務及び狂犬病予防注射済票交付事務等を行ったところであります。

続きまして、第6目の火葬場費であります。火葬業務や火葬施設の日常的な維持管理に要する費用を支出しております。また、火葬場周辺の環境整備に努めたところでござ

います。

続きまして、124ページから126ページにかけましての第7目 環境対策費でございます。環境教室の開催、地球温暖化防止事業、竜田川流域生活排水対策推進会議の運営、環境保全推進委員の活動、ISO14001の推進に要する費用について支出をしております。

124ページから125ページにかけましての環境共生まちづくりの推進でございます。環境保全推進委員活動の支援では、平成27年度におきまして、新たに第10期委員を各自治会に1名ずつ委嘱し、地域の巡視活動を中心に取り組んでいただきました。次に、ISO14001の推進でございますが、ISO14001の導入によります費用対効果につきましては、省エネ、省資源への取り組みによりまして、ISO運用経費を含めましても、依然効果の持続を確認しているところであります。なお、平成27年度におきまして、第5期目登録の1年次定期審査を受審し、当町の環境マネジメントシステムは前年度よりも向上しているとの評価を受けたところでございます。次に、125ページの地球温暖化の防止では、地球温暖化防止に関する活動、情報発信などの事業を展開している斑鳩町地球温暖化対策地域協議会の活動を支援しております。

次に、125ページから126ページにかけての環境保全対策であります。126ページの空き地の適正管理につきましては、平成26年度に斑鳩町空き地の適正管理に関する条例を創設し、所有者に対し適正な管理を強く促したところ、条例創設の前年には24か所の空き地が適正に管理されず放置されておりましたが、平成27年度では5か所までに減少するなど、条例を創設した一定の成果を確認しているところであります。次に、スズメバチ被害防止の支援といたしまして、28件のスズメバチ営巣駆除に対し補助金を交付しております。

続きまして、127ページから137ページにかけての第2項 清掃費であります。

まず、127ページの第1目 清掃総務費では、職員の人件費や美化推進などに要する費用を支出しております。ポイ捨てしにくい雰囲気醸成するとともに美化意識の向上を図るため、クリーンキャンペーンの実施や環境パトロール時に啓発広報を実施したところであります。

次に、第2目の塵芥処理費であります。リサイクル及びごみ処理、ごみ減量化推進、資源物集団回収奨励事業、衛生処理場の維持管理・運営、バイオマス利活用の推進、ゼロ・ウェイストの推進、衛生処理場焼却棟解体撤去工事などに要する費用について支出をしております。

134ページでございます。134ページから135ページにかけましてのごみ排出量状況であります。135ページのごみ処理の状況、種類別では、可燃ごみは、平成27年度では前年度から117トン減少しており、ビン類・缶類、ペットボトルは前年度より微減となっております。そのほか、分別世帯数が増加した生ごみ、分別の徹底がより図られた枝葉・草類につきましては前年度より大きく増加しておりますが、それ以外は前年度より増加しておりますものの、微増であり、総量では、前年度と比較して9.1トン減少の約6,400トンとなっております。このような状況から、134ページの下段のごみ排出量状況の住民1人1日当たりのごみ排出量は、平成27年度では前年度より5g減少の755gとなっております。平成26年度の国民1人1日当たり、奈良県民1人1日当たりのごみ排出量、ともに947グラムですが、これと比較いたしまして、当町は低い排出量で推移しているところでございます。一方、135ページのごみ資源化の状況では、平成27年度は、前年度から0.9ポイント上昇の53.7%となっております。平成26年度の全国平均の20.6%、平成26年度の奈良県平均の15.6%と比較いたしまして、かなり高水準となっております。このことから、平成27年度におきましても、本町は、ごみの発生量は減少し、資源化率は上昇していることになり、本町が目指しております、ごみを燃やさない 埋め立てないまちに向けまして、一歩ずつではありますが、前進しているところでございます。

本町では、平成24年4月から焼却処理を民間業者に委託したことによりまして、本町のごみ処理は全て委託処理となり、排出量の増減が、処理費用の増減に直結してまいります。このことから、従来のごみのゆくえ探検ツアーや環境井戸端会議といった啓発事業に加え、平成27年度では、ごみ分別アプリによる新たな情報の発信、小学校と連携した子どもごみ分別博士養成講座の開催など、さらに啓発事業を充実させ、ごみ減量化・資源化の推進を図ったところでございます。

また、依然、可燃ごみに多く含まれている雑紙の分別徹底を図るため、公共施設に5か所に古紙類回収箱、資源にカエル宝箱を設置したほか、小型家電、金属類のピックアップ回収も充実させ、原材料として売却するなど、ごみ減量化とともに処理費用の削減にも努めたところであります。

最後に、137ページの第3目 し尿処理費であります。職員の人件費、鳩水園の維持管理・運営、し尿の収集、浄化槽の設置補助、鳩水園の耐震補強設計などに要する費用を支出いたしました。ごみ・し尿処理では、施設からの放流水につきまして、オゾン処理装置による高度処理及び脱窒素処理などにより水質汚濁の防止に努め、適正な施設

運営を行いました。次に、合併処理浄化槽の設置補助では、平成27年度におきましても引き続き合併処理浄化槽設置者に対しての補助金を交付するとともに、浄化槽の適正な維持管理について、広報紙等を通じましてその啓発に努めたところであります。また、鳩水園の耐震補強では、平成25年度に実施いたしました耐震診断業務におきまして、管理棟の煙突部分及び処理棟の耐震性能が不足していると判断されましたことから、平成27年度におきまして耐震補強設計業務を実施したところでございます。

以上で、第4款 衛生費のうち、生活環境部が所管いたします決算の概要とさせていただきます。何とぞよろしくご審議賜りよう、よろしくお願いをいたします。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、第4款 衛生費について、質疑をお受けいたします。

濱委員。

○濱委員 ごみの問題も、このし尿の問題も、それこそ生活に密着した大事なことなのに、大変力を入れてくださって、成果を上げてくださっているということ、大変感謝しております。

ごみのことでお聞きしますけれども、しっかりとした分別をすることによって。

(「ページ数」と呼ぶ者あり)

○濱委員 ごめんなさいね。135ですか、資源化の状況ということで載せていただいています。今の報告の中でちょっと触れましたけれども、実際に分別することによって売り払いをしてっていうか、売れるものっていうのはどれで、どのぐらいの分で処分されているのかを、まずは教えてください。

○坂口委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 それぞれ、この施策の実施内容に売り払いされた金額等々を記載しております。まず、131ページ、資源物のリサイクルの中の小型家電でありますけれども、売却金額は10万3,120円となっております。続きまして、次の132ページ、古紙類の売却であります。古紙類、繊維類の回収事業、古紙類、繊維類の持込事業、資源にカエル宝箱の設置事業、3つを合わせまして、約200万円の売却益となっております。続きまして、下のバイオマス利活用の推進で、廃油の引き渡し、廃食用油も売却をしております、27年度では11万5,900円の売却となっております。以上です。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 ありがとうございます。



今、教えていただいた分以外に、例えば生ごみでありますとか、それから枝、葉っぱ、枯れ草、刈った草とか、そういうものを資源化していますね。何て言うのかな、堆肥って言うのかな、そういうものも販売されていますね。そういったところっていうのは、ここではどう見たらいいですか。

○坂口委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 生ごみ及び枝葉・草類につきましては、処理費用が発生をしております。できた堆肥につきましては、当町では虹の家のほうで販売をさせていただいております。業者から虹の家が直接購入されて、それを販売されているということですので、町のほうにはそういった収益が入っていないということです。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 ペットボトルについては、ペットボトルだけの分別をされていますけども、プラスチック類については、結構いろいろなプラスチック類が雑多にまじった状況で回収されているのを、袋を開いてそれぞれに分けるという処理をさせていただいていると思うんですけども、すごい大変な仕事量というか、内容もだと思うんですけども、その辺では、どうなんでしょうか。この分別というところだとか、住民さんがごみを出すときの意識とか、そういったところにはもう少し進めないといけない部分があるのではないかと思いますけども、いかがでございましょうか。

○坂口委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 その他プラスチック類についてのご質問であります。まず、その他プラスチック類という名称ですけども、当町では、ペットボトルと食品トレイのプラスチック製品以外のプラスチックを入れていただくということで、その他プラスチック類という名称で分別収集をしております。住民の皆様にはですね、当然、これ、資源化をしますので、あまり汚れたものは資源化に適さないということで、汚れたものについては、一旦小袋に入れていただいてその他プラスチック類の袋に入れていただく、きれいなものはそのままその他プラスチックのほうに入れていただく。中間処理施設でそれを破袋処理をしまして、まず、きれいなプラスチックをリサイクルに回します。汚れたものうち、まだ可能な、リサイクル、資源化が可能なものについて、できるだけ資源化に回しますので、それをさらに小袋を破袋して選別作業をしているというところで、現在、リサイクル率は、その他プラスチックだけで言いますと97%、3%が埋め立てになっているということで、非常に住民の皆様はきれいに出して、排出をいただいておりますので、これをですね、維持していただくように啓発に努めたいというふうに考

えております。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 今のその他プラスチックですけども、今、いろいろな食品が入っている袋であったり、いろいろなそういうものっていうのに、このものはどういう素材ですっていう表示がございますね。ですけど、複合した素材が一緒になっている、裏表が違ったりとか、そういったことで、表にはプラスチックって書いてあるけれども、実際にはそれがプラスチックだけでなくほかのものも一緒になっているっていうような、そういったものっていうのはどういうふう処理の上では認識されるというか、扱っておられるんですか。

○坂口委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 今、容器包装類には必ず、何で、どの素材でできたものかっていうのを表示するのが義務づけられております。例えばプラスチック製品でしたらプラマーク、紙製品でしたら紙マークが必ず商品のどこかに印字をされております。紙かプラスチックか微妙にわからないときについては、その表示を見ていただいて、プラスチック、プラって書いてあったらそれはプラスチック製品で排出ができると。いくら紙がそこにまじっていても、プラって書いてあったらプラスチックで処理してくださいということになっていますので、住民の皆様にも、わかりにくいときはそのマークを探して、プラって書いてあったらプラ、紙と書いてあったら紙に出してくださいっていうお願いをしています。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 ありがとうございます。わかりました。ということは、混入していても、リサイクルについてはそのとおりに出せば問題がないというふうに、ということですね。はい、わかりました。

それと、ごみの、ペットボトルであったりとか、食品トレイ、それから卵の容器なんかも含めて、あと何かな、そういったものっていうのは、スーパーとかの回収っていうのが設置されているところがあって、そちらのほうに出していただくほうが町としてはいいということですか。

○坂口委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 容器包装リサイクル法ではですね、そのプラスチック製品、ペットボトルなり食品トレイをつくった製造業者、それを売る小売業者については、リサイクルの義務及び回収の義務が課せられています。そういったことから、町では、食品トレ

イについては各公共施設の拠点回収のみで、ステーション回収は行っておりません。できる限りスーパーに返してください、そうしたらそれはスーパーの責任でリサイクルされますので、町の費用は要らないということで取り組んでいます。ただ、ペットボトルにつきましては、買い物に行くのに非常にかさばりますので、そういった利便性も考えて、ペットボトルについてはステーション収集も、町のほうで収集もしている。ただ、基本的には店に返してくださいねっていうお願いを住民の皆さんにはしているところです。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 ありがとうございます。斑鳩町のごみの出し方っていうのは、住民の皆さんも一生懸命取り組んでおられて、よそのところから聞きますと、頑張っているねっていう声もたくさん聞かれるんです。ですけど、今、言いましたように、企業の責任でやっぱり回収をしなければならないっていうものっていうのを、やっぱりしっかりと、住民もそのところでも取り組んでいただきますよう力を入れていただきたいと思います。

結構です。ありがとうございます。

○坂口委員長 ほか、ございませんか。

伴委員。

○伴委員 126 ページの一番下のスズメバチ被害防止の支援なんですけど、昨日か一昨日か、ちょっとニュースにもスズメバチのニュースが出ていたんですが、私、ちょっと相談を受けたことがありますねんけど、結局、スズメバチがもうあって、ハチがちょっとこう、おるような感じやと。やっぱりどうしてもスズメバチの巣が、空き家とか、空き地とか、所有者が、その土地の所有者、建物の所有者がすぐわからないときに非常に多くて、その中で結局、町のほうに相談させてもうたら、まず所有者に連絡とってと。なかなかその所有者が連絡が、すぐつけばいいんですが、つかないケースもあると。ただ、非常に危険な状態で、いつ刺されてもおかしくない状態やと。何とか所有者の承諾をとる、それまでにいとまのないケースとして、代執行といいますか、先に処理していただいて、後、所有者に請求していただくようなことも考えていただいて。何しろ相手が相手ですので、もう非常にこのあたり、難しい判断。確かに、先していただいて後から町のほうが、それ、請求しても、支払ってもらえるかどうかわかりにくいようなケースもあると思いますし、難しい判断やと思いますけど、何しろ場合によったら人命にもかかわることにもなってくると思うんですが、ちょっとそのあたりの見解をお願いしたいです。

○坂口委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 現行のスズメバチ被害防止の補助金の交付要綱では、所有者が駆除業者に依頼して、その費用の一部を補助するというようになっております。委員がおっしゃいますように、空き地や空き家については、所有者が遠方の場合がございます。そういった場合に、所有者が駆除業者を探して駆除するまでに相当の日数を要することもございます。ただ、先に駆除して、その費用を所有者から徴収することはできないかということでもありますけども、そういったことができる制度にいたしましてもですね、少なくとも、所有者に所有地にスズメバチの営巣があること、また、所有地に、行政であれ、業者であれ、侵入することへの了解を求めること、そして営巣駆除に要した費用を支払っていただくことと、この3つの点を合意する必要があると思います。そうでないと、行政のほうで先に駆除して、それから交渉するというのは、支払っていただけない場合もございますので、この3点は少なくとも合意をしておかなければならない、そういった大きな課題がございますので、今後、先進例も含めて調査、研究はしてまいりたいとは考えますけども、非常に難しい問題があるというふうに考えます。

そうした中でですね、行政ができることといたしましては、空き家や空き地にスズメバチの営巣がされていた場合で、なおかつ処理に時間がかかるようであれば、営巣がされている旨の張り紙をですね、その場所にするなりして、住民の方が近寄らないような、まず周知はですね、担当課のほうでできると思いますので、まずそういったことをさせていただいて、速やかに、あとは所有者と連絡をとって駆除に努めていきたいというふうに考えております。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 おっしゃることはようわかりますねん。確かにそういう形をとらんと非常に難しい。人の土地に入ったり、屋内に入るような形になるかもわからない。ただ、やはりお隣で生活されていたり、近寄らないようにいっても、その巣が近くにあって、隣に住んでおると、こういうケースは確かにあるんですわ。これでまた、子どもに外に出るなというわけにも、やっぱり学校に行くこともあるし、やっぱり大人でも非常に危険な状態がある。この辺ちょっと考えていただいて、ケースによります。また、所有者のほうも亡くなられていて相続人が多数おられるような形で、私関係ないというようなこともあり得る、最近はあり得るケース。やはりいろいろなケースを見て、やはり人、やっぱり安全っていうことを第一に考えていく。確かに緊急避難と、火災のときなんかであれば人の土地に入ったかていけるような、緊急避難というような、そういうような制度も

あるわけですから、一度そのあたりも考えていただいて、また研究していただきたいと、このように思います。以上です。

○坂口委員長 奥村委員。

○奥村委員 ページ、136ページなんですけれども、安心サポートごみ収集の実施というところでございますけれども、この安心サポートごみ収集は、自宅の前に出しておけばとりに来ていただけるという認識でよろしいでしょうか。

○坂口委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 この安心サポートごみ収集は、ひとり暮らしの高齢者、あるいは障害をお持ちの方の安否確認を兼ねたごみ収集を実施しておりますので、基本的には対面収集、玄関でお顔を見て収集するというのを基本にしているところであります。

○坂口委員長 奥村委員。

○奥村委員 わかりました。そうしましたら、町民の方全体を、全体というか、当てはまる方を対象っていうことでもなく、いわゆるお年寄り、高齢者の方の安否確認っていうことが目的っていうことで、今、お聞きいたしましたんですけれども、これはこれから高齢化社会、どんどん広がっていくわけなんですけれども、今のところ高齢者おひとり暮らし、25人、障害者の方1人とか、介護をお受けになってる方が6件とかございますけれども、これからますます拡大を見せていく高齢社会の中で、要請が大きく広がっていくことへの認識っていうのはどういうふうにされておられますでしょうか。

○坂口委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 この安心サポートごみ収集は、おひとり暮らしでも、元気な方は対象外です。集積場所まで持っていくことが困難な方が対象になりますので、そういった意味では、申請がありましても、面談をさせていただいて、自分で歩ける方、またはサポートできる方が身近におられた場合についてはですね、この制度は受けられないと。あくまでおひとり暮らしの方で、足が不自由であるとか、何かの理由で持っていくことが困難っていう条件になりますので、高齢者全員が対象になるというものではございません。

○奥村委員 わかりました。そうしましたら、今のところは高齢者の方が対象で、そういういろいろな案件というか、要件があるっていうことでございますけれども、これを、例えば要件を広げて、妊産婦の方であるとか、小さいお子さん持っておられる方というところまで広げるというようなことは、今のところはないですか。

○坂口委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 この事業を実施するときに、非常に課題になったというか、気になった点、これをするによってますます歩かなくなる方が出てきたらどうしようというのが一番やっぱり心配した点ですので、やっぱり妊婦の方もある程度歩いていただくというのはやっぱり必要なことかなというふうに思いますので、今のところはそういうことは考えておりません。

○坂口委員長 奥村委員。

○奥村委員 それと、次に124ページでございます。124ページのISO14001の推進というところで、今回、5期1回目の定期審査を終えられて、その結果、「システムが向上しているとの評価を受けた」でございますけれども、具体的にどういうところらへんが向上したということなんでしょうか。教えていただけますか。

○坂口委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 このISO14001、毎年、外部審査が行われます。そして、去年よりそのシステムがどういうふうになったかというのを評価をされます。当町やっぱり運用をできるだけ職員がやりやすいような、システムのスリム化っていうのも図っております。そういったことで、その見直したシステムがですね、昨年よりも効果的であったという判断から、向上しているというような評価を受けたところであります。

○坂口委員長 奥村委員。

○奥村委員 その見直したシステムというのは具体的な、例えば、教えていただけることはできるんでしょうか。

○坂口委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 審査員のほうからは、5項目の点についていろいろ、向上している、維持、あと、低下しているという評価をされます。そういった中で、3つ以上向上していたら向上しているというところで、具体的な内容につきましては、ちょっと審査の所見、ちょっと今、持っておりませんので、申しわけございません、後刻ご報告をさせていただきます。申しわけございません。

○坂口委員長 よろしいですか。

平川委員。

○平川委員 123ページの火葬場の周辺対策の環境整備を実施したっていうのは、これ、具体的にどういうことをされているんでしょうか。

○坂口委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 火葬場、あるいは衛生処理場などの衛生施設につきましては、周辺

に多大なご迷惑をかけ、ご協力をいただいで運営をしています。そういったことから、その周辺の環境について整備をしたと。いろいろ地元の方からの要望をいただいで事業を実施しているというところで、補償事業というふうに理解をしていただいたらいいと思います。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 わかりました。

あと、127ページの美化推進活動のクリーンキャンペーンってあるんですけど、これは恐らく町が実施したクリーンキャンペーンのことかなと思うんですけども、自治会単位で取り組まれているっていうものについては、特に予算化の中には入っていないんですかね。

○坂口委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 このクリーンキャンペーン、平成27年度では2回と記載をしておりますけども、1つは春に行ういかるがの里クリーンキャンペーン、もう1点は9月から10月にかけて自治会内で実施をしております自治会内美化キャンペーン、この2回を計上しております、それ以外、自治会独自で自治会内の清掃をされるのは、この中には入ってはおりません。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 自治会でこの掃除をした場合に、ごみとか、あと草刈りした草とかが出てくると思うんですけども、その回収は、じゃあ、もう特に町のほうで回収しているので資金的なところっていうのは特にないっていうことでよろしいんですか。

○坂口委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 自治会内で独自で清掃される場合も、そのごみ袋については、ボランティア袋を配布をさせていただいております。それを配布するときに、掃除される日時等も聞いておりますので、そしてごみの出される場所も聞いておりますので、実施された後は町のほうで回収をさせていただいて、処理をしているところであります。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 何でこんなことを聞いたかといいますと、実際に清掃活動をした後に、日時を事前に言っても、なかなか回収までに時間がかかっているように感じるんですけども、そのあたりの調整ってどうされているのかなと思ひまして。

○坂口委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 9月、10月の、町が実施を呼びかけております自治会内美化キャ

ンペーンもそうです、また、春に自治会で独自でされております清掃活動もそうですが、大体重なるときが非常に多くございます。そういったことからですね、収集も、他のごみの収集の合間に収集をさせていただいておりますので、実施されましてから大体3日ぐらいはお時間をくださいというお願いはさせていただいておりますので、日曜日にされますと大体次の水曜日までに回収するふうな目途で回収をしております。全くその日にほかの自治会が清掃がなくて、その自治会だけが清掃されていたら、もう月曜日に処理はさせていただいているところでもあります。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 わかりました。ただ、やはり日常的なごみの収集に出したものは回収されていて、清掃活動したものが残されているっていうところとか、あと、やはり枯れ草とか置いてあると、放火とかのそういう心配をされる方もいらっしゃると思いますので、できればちょっと速やかに回収できるような、そういうふうなことを構築して、していただけたらなというふうに思います。以上です。

○坂口委員長 よろしいですか。

栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 先ほどの奥村委員からのISO14001、どのところが向上したのかというところでもありますけども、審査員の評価の中で、3点向上しているという評価をいただいています。まず1点目、すみません、ISOの専門用語で申し上げます。4.4.2という項番で、力量、教育訓練及び自覚というところで、何が向上しているかというところでもありますけども、課長補佐級職員は全て内部監査資格を付与するとの方針のもと、昨年につき今年も課長補佐級を内部監査として養成されたというところが評価をされたところでもあります。また、4.4.3、コミュニケーションの項番では、平成8年より継続して取り組まれているEM菌による生ごみリサイクル活動に対し、地球環境共生ネットワークより奨励賞が授与されたというところが向上の評価になっているといったところで、あと、4.4.6、運用管理では、ごみの減量化に努められておりました、資源化率も向上しているというところが評価の点で向上という評価になったところでもあります。

○坂口委員長 よろしいですか。ほか、ございませんか。

濱委員。

○濱委員 124ページにあります環境保全推進委員活動の支援ということで、自治会に1人ずつ、113人の方を設置をした、委員を設置したということですけど、巡視を中



心とした活動をしていただいているということですが、こういった方々からの実際の報告というのが、直接でなく自治会を通してかもしれませんけれども、どういうふうになってきているのかという、その辺の成果というか、その辺のことと、関連しまして、その次のページの125ページで、自治会に対して環境問題の学習会を実施をされていますね。それから、もう1つ、何だったかな、生ごみをまだやっていないところに、ごめんなさい、これ、どこかな、生ごみをまだ実施してない自治会に対しての説明会というのがありますけど、その辺の関係で、自治会としてごみ問題にどう取り組むかというのを、こういった委員を設置することで、いかに効率的にというか、意識が高まっていけるのかというところで、どのような活動をされているかを教えてください。

○坂口委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 まず、環境保全推進委員でございますけれども、現在の環境問題に対処していくにはですね、私たちの生活様式の転換はもちろんなんですけれども、行政と地域住民、事業者が連携して取り組んでいく必要があると。そういったことから、平成9年度よりですね、地域でのリーダー的な役割を担っていただき、また、行政とのパイプ役となつていただく環境保全推進委員を委嘱をさせていただいております。これまでに延べ、間もなく1,000人の方の委嘱になろうというふうに考えております。

こういった活動をしていただいているのかということですが、町からお願いしておりますのは、まず、ごみのポイ捨て、不法投棄の実態調査をお願いをしております。また、飼い犬等のペットの飼い方マナーの調査、あるいはごみの出し方、分別マナーの実態調査等々をお願いをしております。第10期環境保全推進委員の1年目の取り組みの結果といたしまして、ごみのポイ捨てや不法投棄の調査、延べで663件、飼い犬等ペットの飼い方調査で50件、ごみの出し方、分別マナー調査で502件など、調査をいただいております。なお、この調査の報告につきましては、当該月の活動を翌月の10日までに報告書という形で出していただいで、そしていろいろ地域の問題があればともに解決をさせていただいているというものでございます。

次に、自治会別環境問題学習会の開催、あるいは生ごみ分別収集の説明会でございますけれども、133ページ、生ごみ分別収集未実施自治会への説明会、やはりまず自治会長さんなり、自治会の役員さんがですね、こういった事業に、注目といいますか、興味を持っていただくのが一番大事かなということで、平成27年度からこの生ごみ分別収集未実施自治会の説明会を開催をさせていただきまして、参加自治会、45自治会がございまして、参加者が、66の自治会長さんなり、役員の方が参加をいただきました。

この45自治会のうち、この説明会を聞いていただいてから、その年度内に10自治会の方が生ごみ分別収集に取り組んでいただいたということで、非常に効果的な説明会であったのかなということで、今年度についても、引き続き未実施の自治会長さんに来ていただいて、先般も開催をしたところであります。

以上です。

○坂口委員長 ほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、第4款 衛生費に対する質疑を終結いたします。

次に、第6款 商工費について、説明を求めます。

乾生活環境部長。

○乾生活環境部長 それでは、第6款 商工費のうち、生活環境部が所管いたします決算の概要につきまして、説明をいたします。

主要な施策の成果報告書の144ページでございます。144ページの第6款 商工費、第1項 商工費、第1目 商工総務費でございます。消費者保護対策の充実として、消費者相談の実施でございます。毎週木曜日の午後、第4木曜日は午前と午後でございますが、消費生活相談員による消費生活相談窓口を開設し、住民の方々からの複雑多様化する相談に対応するとともに、消費者被害の防止や消費者意識の向上などに努めております。また、全国消費生活情報ネットワークシステムの刷新に伴いまして、システム接続等の環境整備を行い、相談体制の充実に努めたところでございます。

以上で、第6款 商工費のうち、生活環境部が所管いたします決算の概要の説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますよう、お願いをいたします。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、第6款 商工費について、質疑をお受けいたします。ございませんか。ありますか。

濱委員。

○濱委員 このシルバーのことについては、ここで話させていただいていいんですね。違うんですか。

(「もう終わった」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、第6款 商工費に対する質疑を終結いたします。

続きまして、認定第3号 平成27年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決

算の認定についての審査を行います。

理事者の説明を求めます。

乾生活環境部長。

○乾生活環境部長 それでは、認定第3号 平成27年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

認定第3号

平成27年度 斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成28年9月1日提出

斑鳩町長 小城 利重

それでは、座って説明をさせていただきます。

まず、平成27年度の歳入歳出決算書、この製本された冊子でございますが、歳入歳出決算書の22ページをごらんいただきたいと思います。歳入歳出決算書の22ページでございます。実質収支に関する調書ということでございますが、平成27年度の国民健康保険事業特別会計の歳入歳出決算は、歳入総額が36億794万1,040円、歳出総額が40億3,752万1,646円となり、歳入歳出差引額は4億2,958万606円の歳入不足となりました。このため、平成28年度会計におきまして、繰上充用の予算補正措置を行って決算を終えております。

それでは、決算の状況につきまして、歳出の部からおのおのの款ごとにご説明を申し上げます。主要な施策の成果報告書の201ページからでございます。まず、201ページの第1項 総務管理費でございます。国民健康保険事業に携わる職員の人件費及び給付や資格管理などの事務の執行に係る費用であります。

平成27年度末現在におけます加入世帯数は4,103世帯であり、総世帯数に占める割合、加入率は35.9%、被保険者数は6,982人であり、総人口に占める割合、加入率は24.8%となっております。

次に、202ページから204ページにかけての第2項 徴税費でございます。国民健康保険税の賦課徴収に携わる職員の人件費及び賦課計算業務委託などの費用でございます。

平成27年度の国民健康保険税の状況についてでございますが、まず、203ページ

の表をごらんいただきたいと思います。現年度課税分では、一番下の行になりますが、調定額が6億7,191万4,200円に対しまして、収入額は、6億4,039万2,965円で、収納率は95.3%であり、前年度より0.8ポイントの上昇となっております。一方、滞納繰越分でございますが、204ページでございます。204ページの表にありますように、一番下の行でございますが、調定額が1億6,313万5,273円に対しまして、収入額は、3,039万1,067円で、収納率は18.6%であり、前年度より2.5ポイントの増となっております。

なお、滞納処分の状況につきましては、202ページでございます、戻っていただきまして202ページでございますが、差し押さえで5件、交付要求で3件、滞納額で675万5,000円を処分いたしております。これらのうち、換価または配当があったものが4件で、金額では144万3,000円となっております。

また、205ページでございますが、205ページの不納欠損処分の状況でございますが、件数は139件、処分額は1,222万8,837円となっております。

次に、同じページの第3項 運営協議会費であります。平成27年度につきましては、国保特別会計の予算・決算、特定健康診査の実施状況等について審議をいただくため、国民健康保険運営協議会を2回開催をしております。

次に、第4項の趣旨普及費であります。被保険者証の更新にあわせて、制度の解説やエイズについての正しい知識の啓発のためリーフレットを配布したものであります。

続いて、206ページから209ページにかけての第2款 保険給付費であります。

まず、206ページの第1項 療養諸費、第1目 療養諸費は、本会計の過半を占める中核的な科目であり、前年度と比較すると、全体で206万790円、0.1%の減となっております、これは、被保険者数の減によるものであります。

次に、208ページの第2項 高額療養費であります。前年度と比較すると、全体で1,129万6,061円、5.0%の増となっております。高額療養費の支給状況は、医療技術の高度化や疾病構造の変化等により年々増加で推移しており、この傾向は今後も続くものと考えております。

次に、209ページでございます。第3項の移送費については、給付事案がございませんでした。

次に、第4項の出産育児諸費であります。出産育児一時金の給付件数は、前年度より10件増の29件ございました。

次に、第5項 葬祭諸費であります。葬祭費の給付件数は、前年度より16件減の3

1件でございました。

続きまして、210ページの第3款 後期高齢者支援金等であります。後期高齢者医療制度への医療保険者からの支援金として、社会保険診療報酬支払基金に後期高齢者支援金3億9,395万9,570円を納付いたしました。

続いて、第4款 前期高齢者納付金等であります。前期高齢者が多い医療保険者では費用負担が大きくなることから、この不均衡を是正するために、医療保険者間で納付金を負担し合い、前期高齢者が多い医療保険者に再配分することとなっております。本町も保険者として社会保険診療報酬支払基金に前期高齢者納付金24万4,865円を納付いたしました。

続いて、211ページの第5款 老人保健拠出金であります。老人保健制度は、平成20年4月から後期高齢者医療制度に移行しておりますが、精算に係る事務費1万4,299円を社会保険診療報酬支払基金に納付したものであります。

続きまして、第6款 介護納付金であります。介護保険の給付費に要する費用に充てるため、40歳以上65歳未満の人数に応じて、社会保険診療報酬支払基金に介護納付金1億3,112万9,365円を納付しております。

続きまして、212ページでございます。第7款の共同事業拠出金であります。高額な医療費の発生等による保険者の過重な負担を緩和するため、奈良県国民健康保険団体連合会を事業主体として、高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業等を実施しており、これに係る拠出金、合わせて7億3,796万677円を支出したものでございます。

続きまして、212ページから213ページにかけましての第8款 保健事業費であります。

まず、212ページの第1項 特定健康診査等事業費であります。メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防とその予備群の減少を目的として、被保険者に対して特定健康診査及び特定保健指導を実施をしております。平成27年度においても、個別健診に加え、集団健診年3回を実施し、受診者数は1,823人、受診率は32.9%でございました。

次に、213ページの第2項 保健事業費であります。健康に対する認識や医療給付についての理解を深めてもらうため、医療費通知を送付するとともに、平成27年度から、ジェネリック医薬品利用差額通知を送付いたしました。また、112人に対して人間ドック健診受診費用の助成を行っております。

続いて、第9款 公債費であります。一時借入金の借り入れはございませんでした。  
続いて、214ページでございます。第10款の諸支出金であります。

まず、第1項の償還金及び還付加算金であります。所得の修正や重複納付などによって過誤納付となった国民健康保険税の還付、また、国庫補助金や療養給付費交付金について、前年度で超過交付となっていたものを精算還付したものであります。

次に、第2項 療養費等指定公費立替金であります。70歳から74歳までの高齢受給者に療養費を支給する場合、法令で2割負担とされている自己負担を1割に軽減するため、国が1割相当分を負担することとなっておりますが、この国負担分を保険者が一旦立てかえて奈良県国民健康保険団体連合会に支払いしたものであります。なお、立てかえ分は、国民健康保険団体連合会を通じて国に請求し、指定公費負担医療立替交付として交付される仕組みとなっております。

続いて、第11款 予備費であります。平成27年度の充用はございませんでした。

続いて、215ページの第12款 前年度繰上充用金であります。平成26年度会計において4億4,810万7,368円の歳入不足が生じたことから、平成27年度会計で繰上充用の予算補正を措置したものでございます。

続いて、歳入決算の状況について、ご説明申し上げます。199ページにお戻りをいただきます。199ページの第2表として、歳入決算の内訳を記載しております。なお、この決算額は、千円単位で表記をいたしております。

まず、1行目、第1款 国民健康保険税は、決算額が6億7,078万4,032円でございます。前年度と比較して2,065万8,527円、3.2%の増となっております。これは、平成27年度から後期高齢者支援金分と介護納付金分の税率改正を行ったためでございます。

次に、2行目、第2款 国庫支出金は、決算額が5億9,546万5,635円でございます。国庫負担金として、療養給付費負担金、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金を国庫補助金として財政調整基金を受け入れたものでございます。

次に、3行目、第3款 療養給付費等交付金は、決算額が6,547万415円あります。退職被保険者等の保険給付費の財源として社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

次に、4行目、第4款 前期高齢者交付金は、決算額が11億5,778万9,477円あります。各医療保険者が負担し合った納付金について、社会保険診療報酬支払基金から前期高齢者が多い医療保険者に対し前期高齢者交付金として再配分されたもの

でございます。

次に、5行目、第5款 県支出金は、決算額が2億236万1,086円でございます。県負担金として、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金を県補助金として財政調整交付金などを受け入れたものでございます。

次に、6行目、第6款 共同事業交付金は、決算額が6億4,612万7,154円でございます。高額医療費の発生による影響を緩和するために交付される高額医療費共同事業交付金、また、県内市町村国保間の保険税の平準化、財政の安定化を図るために交付される保険財政共同安定化事業交付金を受け入れたものでございます。

次に、7行目、第7款 財産収入は、決算額が13円であります。国民健康保険財政調整基金の預金利子で、同額を当基金に積み立てをしております。

次に、8行目、第8款 繰入金は、決算額が2億6,185万848円あります。国民健康保険事業の運営に必要な人件費を含む事務経費及び療養給付費に係る町負担などの法定の繰入金のほか、制度上における介護分の赤字を補填するための財源を一般会計から繰り入れたものでございます。

次に、9行目、第9款 繰越金であります。平成27年度会計においても実質収支が赤字となったことから、決算余剰金は発生をしております。

次に、10行目、第10款 諸収入は、決算額が809万2,380円あります。国民健康保険税の納付に伴う延滞金のほか、第三者行為により発生した保険給付に係る損害賠償金、不正・不当な医療に係る返納金、70歳以上の負担凍結に伴う療養費等指定公費返還金が主なものとなっております。

平成27年度の国民健康保険の財政状況は、後期高齢者医療支援金分及び介護分の税率改定を実施したところでございますけれども、被保険者数が減少したことと、それに伴う療養給付費等の減少が少なかったため、単年度では黒字となったものの、依然として厳しい状況が続いております。今後とも、財源の確保、医療費の適正化により国保財政の健全な運営を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、議案第3号 平成27年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましての説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして原案どおり認定いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、国民健康保険事業特別会計について、質疑を受けいたします。

濱委員。

○濱委員 ありがとうございます。いつもお聞かせいただいているんですけども、保険料が払えなくて、一時的に保険証を、正規の分が発行されていない方について、報告をお願いします。

○坂口委員長 乾生活環境部長。

○乾生活環境部長 この205ページの中段の表にも書いておりますけれども、一応、平成27年度では、短期保険者証ということで、6か月交付につきましては26件、3か月交付については37件ということで、国民健康保険税に滞納があるという方については、一応短期証という形で、3月末に一斉に保険証を送付するんですが、送付せずにご案内だけをさせていただいて、やはり納付相談に来ていただくという形で、来ていただいた方について短期証を発行させていただいたと。そのときに、全納、全部納められる方もおられます。そのときには、もう1年の、通年の保険証を交付させていただくんですけども、分納でということで約束をさせていただいて、一応短期証という形で期間を区切って、また収めていただいたら、次また期間を延長するというような格好で更新をしているという状況でございます。これについては、本年度、28年度も同じような形で対応させていただいております。

ただ、18歳未満の子どもさんについては全て郵送させていただいているということで、18歳未満の方についてはお使いいただいていると、通年の保険証を使っているという状況でございます。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 ありがとうございます。

そうしたら、18歳未満の方の分は別に送付されているってということですね。

短期の分を受け取りにおいでになったときに相談をして、ですけど、やっぱりどうしても払えないというような方がいらっしゃると思うんです。分納っていうのがね、1万円ずつ払うのか、500円ずつ払うのか、ちょっと金額的にはね、いろいろですけども、どうしてもやっぱり払えないっていう方に対して、その辺はどのように対応されていきますか。

○坂口委員長 乾生活環境部長。

○乾生活環境部長 いろいろ生活状況を確認させていただく中で、どうしても払えないという方は中にはおられます。その場合でも、やはり保険証のほうはお渡ししているという状況でございますので、ただ、今後、いろいろな生活状況の中で変わっていくという状況があれば当然納めていただくということになりますので。全然納められないとい



う方はほとんどおられないんですけど、幾らかでも、その方の年間の保険税の関係もありますけど、分納で納めてもらって追いつかないという方も中にはおられますけれども、その辺はやはり、今の現状の生活状況というのがございますので、それに応じた形で金額も設定をさせていただきますし、また、期間のほうも、当然保険を使いたいということで来られる方がほとんどですので、やはり保険証はそのときには、一応お話をさせていただいて、ある程度、誓約っていうか、納めていただく方向でやっぱり書類も書いていただきますので。その中で、できるだけ納めていただくと。保険証のほうも当然発行させていただきますと。それで、その経過を見ながら、また納めていただいたらまた更新をしていくというような格好で、その方といろいろ、生活状況を確認しながら対応しているという状況でございます。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 ありがとうございます。

誓約書を書いていただくというか、そういったことであるとか、また、その分納の金額にしては幾らっていう規定でなくって、これから先、払う意思があるというふうに確認すればということで、窓口においでになった方には、この、3か月なのかな、一番短いのが、っていうのを発行してくださっているということですか。それでよろしいですか。

○坂口委員長 乾生活環境部長。

○乾生活環境部長 はい、そういうことでございます。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

○坂口委員長 続けてあります。

ほか、ございませんか。

伴委員。

○伴委員 ちょっと歳入のところでお聞きしたい、199ページ、歳入のところなんですけど、平成27年度、税率改正をされたと。その中で、私が聞きたいのは、結局、実質、収支の、この歳入のだけでなく、収支のところ、税率改正されたときの見込みっていいですか、見積もりと、実際のところどうだったか、お聞かせ願えますか。

○坂口委員長 乾生活環境部長。

○乾生活環境部長 平成26年度におきまして、国民健康保険運営協議会のほうでいろいろご審議をいただいております、担当常任委員会にもその資料っていうのも、説明の

資料ですね、税率改正におけるその資料というのもお出しをさせていただいております。そのときの資料、そのときの数値ということでございますけれども、平成27年度につきましては、これ、3年間の中で税率を決めていこうということでいろいろご議論いただいたんですけど、平成27年度につきましては約7,400万円の黒字、そして平成28年度では約2,300万円の黒字、そして平成29年度は約4,300万円の赤字ということで、トータル、3年間トータルで約5,400万円ぐらいの黒字になるという見込みのもとで、試算のもとで、この今の、平成27年度からの税率の設定をさせていただいたところでございます。

平成27年度決算、収支をしてみますと、約1,850万円ということで黒字と、単年度では1,850万ということで黒字となったわけでございますけれども、これは、見込んでいた被保険者数、このときの、試算をしていたときの被保険者数と実際の平成27年度の被保険者の数ですね、これがちょっと開きがございまして、やはりその被保険者数が減少したということで、国保税の税収のほうも減少をしたというのが、1つ、要因として挙げられます。

そして、当然、被保険者数が減りますと、医療費のほうも減ってくるんですけども、思っていたよりも減らなかったと、被保険者数の減った割には医療費が減らなかった。というのは、1つは、8月以降に新薬のいろいろな認可が、認可と言いますか、保険適用ですね、C型肝炎なんかの保険適用がされたとかということで、特に調剤ですね、調剤のほうが大きく上がっておりまして、医療費のほうはそんなに伸びていないんですけど、この調剤のほうが大きく、これはもう全国的な傾向になっておりまして、この新薬の保険適用だけではないと思うんですけども、医療技術の高度化ということもあるんでしょうし、何回か、たくさん行かれたということもあるんでしょうけれども、そういったことで、被保険者数が減った割には保険給付がそんなに減らなかったということが、そういうことがありまして、それで、あと、もう1点は、平成26年度の精算金というのがあるんですけど、これが、4,700万ぐらい精算金があるんですけど、これは26年度の分の医療費の概算交付受けた分の精算ということで、もらいすぎていたということで、医療費がかかるということで多く見込んでおいて、医療費給付費がたくさんいただいたということで、それを翌年度に精算で返さなあかんということになりますので、これが4,500万ほど返さなあかんということになりまして、これはもう、当然このときの試算の中には含まれておりませんでしたので、トータルで黒字となったんですけども、思っていたよりは少なくなったという状況でございます。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 丁寧に説明していただきまして、状況はわかりました。

これ、正直、民間企業やったらえらいことですわ。はっきり言うて、これ、見込みがあまりにも違いすぎる。結局7,400万のやつが1,850と。後の対応ですね、普通であれば、3年間でまた税率改正をしていってやっていこうという。これ、3年間、これやったらもたない格好。3年目は最初の見込みでも赤字っていう形で、3年間トータルでは何とかプラスにもっていくと。これで、ある程度、累積したものも減らしていくという説明やったと思いますねけど、これやったらとってもこのスタートから1年目でこうなると、もうとってもこれ、もたない形になると。そのあたり、町の対応をお聞きします。

○坂口委員長 池田副町長。

○池田副町長 ちょっと、さっき乾部長説明しましたけども、ちょっと、198ページごらんになっていただきたいんですわ。そのここで、乾部長、確かに実質収支は1,800万なっていますわね。ただ、説明の中、見ていただきますと、さっきも説明したように、前年の精算金、4,700万返していますので、それを27年度に払っています。それを考慮しますと、約6,800万円改善しているんですわ。というのは、約3億8,000万の、実質的な分には3億8,000万ですよと。それで、去年は約4億5,000万ですので、それを差し引きしますと、約6,800万円改善しているんですわ。ということは、この6,800万改善した分は、保険税が値上げした分が影響しておるということに鑑みますので、この1,800万円よりはもったの効果があったと理解していただきたいんですわ。その数字は、当初予定していたように、7,400万にほぼ近い数字にはなっておるということで、効果はあると。それでまた、その効果は平成28年度決算で見ていきたいと考えております。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 ただ、最初、プラス7,400万やと思っていたやつが1,800万。

(「いえいえ、6,800万」と呼ぶ者あり)

○伴委員 ええ、6,800万でんねん。ところが、予定外に4千何ぼは、結局、見込みのやつから言うと、見込みと違うかったという分が、と私、認識しています、今の説明から言うたら。だけど実際、ほんま言うたらそれはプラスになって、3年間トータルでは、いくやつが、最初のスタート、ちょっとプラスが少ないという形になっていると僕は思うんですよ。結局、実質、この単年度で言うたら、副町長言わはるように、6,8

00万のちゃんとそのプラス。もしこれ値上げしてへんだら、また大変なことになる、これはようわかりまんねん。実質この収支、それだけ見たらそうやけど、予定外のその4千何ぼがあったものやから、トータル3年間考えていったら、やっぱりこれ、しんどいことになってくる。だから、また3年でなく、もっと、場合によっては柔軟な対応で累積をふやさないように、そのように思うんですが、そのあたり、どうですか。

○坂口委員長 池田副町長。

○池田副町長 これはもう、前回の値上げのときでもお答えさせていただいておりますし、あそこの、国保の運営審議会の中でも、やはり定期的な保険税の見直しというのを当然答申に書いていただいておりますので、今後におきまして、やっぱり定期的に見直しを行って国保財政の健全化に努めていきたい、これはもう全然変わりはありません。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 もうそういう形でやっていただいて、結局、最後、累積したものをどういう形で処理するかっていうことになってくると、やはり、一般会計に頼る部分と、そしてなおかつこの保険全体で返していくと、この辺のバランスということが非常に大事やと私は思うので、そのあたり、うまくかじ取り、よろしく願いいたします。これが非常にやっぱり大きな、我が町にとっては大きい問題やと私は思っていますので、よろしく願いいたします。以上です。

○坂口委員長 ほか、ございませんか。

濱委員。

○濱委員 伴委員さんの発言の後に、私はまた反対のことを必ず言わせていただいておりますけれども、この国保のこういう、それぞれの方の負担をふやす値上げっていうものでこういう形になってきているけれども、この制度自身、一番、斑鳩町だけでなくどの市町村であってもやっぱり医療費がどんどんとふえていっている、それを、じゃあ誰が払うのかといったときに、この保険料の分から考えるのではなくて、国としての施策として、やっぱり国や県がこの事業に対してしっかりとした、やっぱりお金をしっかり出すというところっていう、それを除いては、この末端のほうでどうするのかっていう、やっぱり解決しない問題だと思います。そういう状況の中で、またこれから先、もう30年度からは広域での統合してっていう、もう事業が目の前に迫っている中で、ますます、この今の状況でいくと、町民に対して、赤字になっていっている分っていうのが全部負担が押し付けられるっていうこと、大変なことになっていくと思うんです。

もちろん使うほうを減らすっていうためには、できるだけ健康であって、医療費を使

わなっていくということがとても大事で、そういったことで施策っていうのはほかの分野から進んでいますし、この中でも、予防するためというか、入院やたくさんの薬を飲まなくてもやっていけるようになっていくことで、健康増進であったりとか、予防であったりとかいうのに力を入れてくださっているというのは認めますし、大変大切なことだと思いますけども、やはり高齢化というのも進んでいくということは、加齢によるやはりこういった医療費であったり、いろいろなことに使うお金っていうのはふえていっていると思うんです。ですから、その辺では、末端のところはどうだということではなくて、国に対しても、また、県に対しても、こういったことに対する支出っていうのをしっかりと求めていくっていう姿勢を持っていただかないことには、この、ここだけの話ではすまないことだと思います。その辺については、いかがでございましょうか。

○坂口委員長 乾生活環境部長。

○乾生活環境部長 そのために、平成30年度から、この県の単一化というのがされるわけでございます。これは当然、県が財政の運営の主体になるということでございますので、当然、国からも補助金をいただきながら運営していくわけでございますので、町村に対しては、給付に必要な分は交付していただけると、県から交付していただけるということになりますので。その分に当然必要な分は、県にまた納付金という形で払うということになりますけれども、これは国としても、市町村によって保険料が違う、負担と支出の公平性っていうのが欠けているということで、これはもう県単一化していこうということにしていますので、これはもう当然、国がそういった形で動き始めておりますので、これは今度、国としてはやはり全国一本の制度にしたいというのが方針も出ておりますので、これは当然、今、とりあえず県がやって、それからまた国の一本化ということも視野に入れながら検討されておりますので、町村としては、この30年度からの県の統一化に向けて、いろいろ県と今後協議していきたいというふうに思っております。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 統一化っていうので、もちろんわかっていますけれども、そうしたら、この統一化されることによって、私たちの直接の影響っていうのは、保険料が幾らになるかっていうことですが、その辺については、いかがでしょうか。

市とかはまたそれで1つずつしていますね、市単位っていうのはね。その格差とかいうのも何か、もう今の段階でわかるようなことがありますか。

○坂口委員長 乾生活環境部長。

○乾生活環境部長 今年度から本格的な議論が、今、始まっております。これは、事務担

当者レベルの、今、話でございますので。これから、合意に向けて、制度等の合意に向けてこれから進んでいこうということになっておりますので、今の段階でちょっと申しあげることにはできませんけれども、当然、今の現行の保険税よりも、保険料よりも上がるというところも出てまいりますし、やはり下がるというところも当然出てまいります。それを、その上がり下がりをしていくか、激変緩和をどうしていくかというのも、1つ、議論の中に入っておりますので、これも含めて、どうなっていくかっていうのは、まだ今の段階では、まだ明確には示されておられませんので、これからの協議ということになります。

最終的には、来年度の9月ごろまでには制度の合意を図っていくということになっておりますので、それ以前には、もう大体のところは出てくると思いますけれども、現段階では、まだ、税収がどうなって、どれぐらいの保険料になるかっていうのはまだわかりませんので、今後の議論ということになります。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 まだ発表できないというか、まだ協議中っていうことですが、聞くところによると、というか、もうこの保険税については、もう必ず今のこの斑鳩町の分よりも値上がりするであろうっていう説が有力だということですが、その辺では、どうですか。

○坂口委員長 乾生活環境部長。

○乾生活環境部長 これは、今の課税方式どうするかということにもあるんですけども、今、所得割と資産割と均等割、平等割ということで、4方式といわれるんですけど、をしております。これをどうするかということも、今後、検討、いろいろなデータをつくりながら議論していかなあかんですけど、この資産割をどうしていくかっていうことが、今、1つ、議論になると思います。これを、仮に資産割をなくすということであれば、当然、所得割に比重がかかってまいりますので、あと、均等割、平等割に比重がかかってまいりますので、そういったことになったら、やはり今よりは上がるだろうというのはあると思いますけれども、ただ、あと、それを、激変緩和をどういった形でしてもらえるのかというのが1つありますので、それも含めた中で、今後、議論、いろいろな資料、データを出しながらまた議論を、国民健康保険運営協議会の中でもいろいろ議論をしていただくことになるというふうに思います。

○坂口委員長 ほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、国民健康保険事業特別会計に対する質疑を終結いたします。

続きまして、認定第6号 平成27年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

理事者の説明を求めます。

乾生活環境部長。

○乾生活環境部長 それでは、認定第6号 平成27年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

認定第6号

平成27年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成28年9月1日提出

斑鳩町長 小城 利重

それでは、失礼して、座って説明させていただきます。

平成27年度の歳入歳出決算書、先ほどの製本された冊子でございますけれども、こちらの40ページをごらんいただきたいと思います。決算書の40ページでございます。平成27年度の後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、歳入総額が3億5,989万6,628円、歳出総額が3億5,959万5,428円となり、歳入歳出差引額30万1,200円の歳入超過となっております。なお、出納整理期間中に収納のあった保険料等については、平成28年度会計に繰り越したうえ、奈良県後期高齢者医療広域連合に納付することとなっております。

それでは、決算の状況につきまして、歳出の部からおのこの款ごとに説明を申し上げます。

主要な施策の成果報告書の240ページでございます。240ページの第1項 総務管理費であります。後期高齢者医療の資格管理事務の執行に要する費用などがございます。平成27年度末現在におけます被保険者数は、3,765人でございます。

次に、240ページから241ページにかけての第2項 徴収費であります。被保険者に対して、奈良県後期高齢者医療広域連合長名で保険料額決定通知書を、また、斑鳩町長名で保険料納付通知書を交付するとともに、保険料の収納管理を行っております。

平成27年度の保険料の状況についてでございますが、240ページの表になりますけれども、現年度分では、調定額2億8,512万5,700円、収入額は2億8,455万4,400円で、収納率は99.5%となっております。また、滞納繰越分は、調定額が210万5,900円、収入額76万3,700円で、収納率は36.3%でありました。また、241ページの不納欠損処分の状況であります。件数は4件、処分数額は17万9,700円となっております。

続いて、241ページの第2款 後期高齢者医療広域連合納付金であります。後期高齢者医療広域連合事務費負担金、町が徴収した保険料及び保険基盤安定負担金を奈良県後期高齢者医療広域連合に納付をしております。

続きまして、242ページの第3款 諸支出金であります。軽減認定や死亡などによって過納付となった保険料の還付となっております。

続いて、第4款 予備費であります。平成27年度は充用がございませんでした。

続きまして、歳入決算の状況について、説明申しあげます。238ページにお戻りいただきたいと思っております。238ページの第2表として、歳入決算の内訳を記載しております。なお、この決算額は、千円単位で表記いたしております。

まず、1行目の第1款 後期高齢者医療保険料は、決算額が2億8,531万8,100円であります。前年度と比較して、222万7,600円、0.8%の増となっております。

次に、2行目、第2款 使用料及び手数料は、決算額が1万2,950円あります。督促手数料であります。

次に、3行目、第3款 寄附金であります。平成27年度は寄附がございませんでした。

次に、4行目、第4款 繰入金は、決算額が7,063万9,078円あります。後期高齢者医療制度の運営に必要となる町及び広域連合の事務経費を一般会計から繰り入れるとともに、保険料の所得に応じた均等割軽減分及び被用者保険の被扶養者であった被保険者の軽減分を補うために必要となる県及び町負担金分を一般会計から繰り入れたものであります。

次に、5行目、第5款 繰越金は、決算額が161万5,400円でございます。平成26年度会計における出納整理期間中に収納のあった保険料等の繰り越しであります。

次に、6行目、第6款 諸収入は、決算額が231万1,100円あります。保険料の納付に伴う延滞金のほか、保険料の償還に伴う広域連合からの還付金が主なもので



あります。

今後も高齢者が安心して医療が受けられるよう、広域連合と連携をとりながら制度の運営に努めてまいります。

以上で、議案第6号 平成27年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきましての説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議を賜りまして原案どおり認定いただきますよう、お願いを申し上げます。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、後期高齢者医療特別会計について、質疑をお受けいたします。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、後期高齢者医療特別会計に対する質疑を終結いたします。

以上で、生活環境部所管に係る決算審査を終わります。

13時まで休憩いたします。

(午前11時52分 休憩)

(午後1時00分 再開)

○坂口委員長 再開いたします。

それでは、都市建設部所管に係る決算審査を行います。

初めに、第2款 総務費について、説明を求めます。

谷口都市建設部長。

○谷口都市建設部長 それでは、第2款総務費のうち、都市建設部が所管いたします事業につきまして、説明をさせていただきます。

施策の成果報告書71ページをお願いいたします。

座って説明のほう、進めさせていただきます。

第8目 交通安全対策費でございます。交通安全週間や各種イベントにおける啓発・普及活動を初め、幼児、児童に対して交通安全教室を開催いたしました。また、交通安全協会西和支部協会斑鳩町分会に対し支援を行っております。また、道路反射鏡及び路面表示や標識、防護柵などの交通安全施設の整備及び補修を行い、交通事故の未然防止に努めてきたところでございます。

恐れ入ります、83ページをお願いいたします。第1目 指定統計調査費でございます。一昨年に実施しました世界農林業センサスの調査後の整理を行いました。

以上が、第2款 総務費のうち、都市建設部が所管いたします決算の概要でございます。よろしくご審査賜りますよう、お願い申し上げます。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、第2款 総務費について、質疑をお受けいたします。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、第2款 総務費に対する質疑を終結いたします。

次に、第5款 農林水産業費について、説明を求めます。

谷口都市建設部長。

○谷口都市建設部長 それでは、第5款 農林水産業費について、ご説明をさせていただきます。

主要な施策の成果報告書の138ページをお願いいたします。

恐れ入ります、座って説明を進めさせていただきます。

第1目 農業委員会費でございます。毎月農業委員会を開催し、農地法や農業経営基盤強化促進法などの法律に定められた規定に基づき、農地転用や農地の権利移動などの案件を審議し、処理を行ってまいりました。その他、遊休農地の解消対策として、昨年に引き続き、遊休農地の状況を一筆ごとに把握するという遊休農地の利用状況調査及び利用意向調査を実施し、貸し付け希望農地等の農地につきましては担い手への情報提供を行いながら、遊休農地の解消に努めました。

次に、第2目、農業総務費は、主に職員の人件費でございます。

次に、139ページでございます。第3目 農業振興費でございます。斑鳩町の農業を活性化させるため、農業経営の改善を目指し、農家・農協・行政の連携による相互扶助体制など効率的・安定的な農業経営の確立に努め、斑鳩町内で農業振興、農業の活性化のために活動されている農業関係団体に対して支援を行いました。また、農業を初めとする町内産業の従事者と住民との交流の場を提供し、町内産業への理解と認識を深めていただくことを目的に、斑鳩町産業まつり2015が開催されました。

次に、140ページをお願いいたします。第4目 土地改良事業費でございます。農道整備工事を高安地区、東里地区で実施いたしました。また、水利組合等の団体が実施する水門、水路、農道等の農業用施設の新設、改良、維持修繕に関する整備に対して支援を行いました。また、震災対策農業水利施設の整備として、いかるが溜池において、堤体の安全性を確認するため耐震性調査を実施いたしました。また、天満池について、決壊した場合の避難計画等を示したハザードマップを作成いたしました。

141ページでございます。第5目 生産調整推進対策費でございます。国の補助事業であります経営所得安定対策事業への加入を促進しながら、農家の方々へ生産調整の

達成に向けた協力依頼を行い、町単独の転作助成金の交付を行いました。

次に、142ページをお願いいたします。第6目 有害鳥獣駆除対策事業費でございます。農作物への被害をもたらす有害鳥獣を駆除するため、地元猟友会に委託し、カラスやドバトなどの駆除に努めました。また、イノシシ対策につきましては、わな、捕獲おりによる捕獲に努めながら、耕作者が自ら行う被害防止対策事業として、農作物の被害を受ける農地を対象に、電気柵の設置費用の一部を補助いたしました。

次に、第7目 地域農政推進対策事業費でございます。農業従事者の高齢化が急速に進展する中、持続可能な力強い農業を実現することを目的に、青年の新規就農者を増加させるため、国の事業であります新規就農総合支援事業を活用し、当町においても1名の新規就農者に対し給付金を支出いたしました。

次に、第8目 遊休農地解消総合対策事業費でございます。農地の保全を図る上で遊休農地解消は緊急の課題となっていることから、農業委員会において遊休農地解消に向けた取り組みを実施いたしました。また、そば、菜の花、ジャガイモ、黒米栽培を実証試験展示圃で行いながら、農や食への理解を深めていただくため、ジャガイモ栽培サポーターの募集、幼稚園児、保育園児によるジャガイモの掘り取り体験を実施いたしました。

次に、143ページをお願いいたします。第9目 環境保全活動等支援事業費でございます。農業者の高齢化等により、農地や農業用水路・農道などの地域資源の保全管理が困難になってきています。そうしたことから、新たに活動組織を立ち上げ、地域が一丸となって施設の保全を行っていくという活動を、稲葉車瀬地区、岡本地区の活動組織において実施いたしました。また、環境に優しい農業に取り組む環境保全型農業として、化学肥料を慣行から5割以上低減し、化学合成農薬については慣行より3割以上低減する取り組みを稲葉車瀬地区の梨部会で実施されました。

次に、第2項 林業費でございます。143ページでございます。

第1目 林業振興費でございます。林業振興について、各種林業関係協会等への負担金を支出いたしました。

次に、第2目 地域で育む里山づくり事業費でございます。荒廃した里山林の整備を、森林所有者の協力を得てボランティア団体により実施いただき、里山の機能回復を図ってまいりました。また、整備後の里山において、植物の観察会やシイタケの菌打ちなどのイベントを実施され、里山の利活用に努められました。

以上が、第5款 農林水産業費の決算概要でございます。よろしくご審査賜りますよ

う、お願い申し上げます。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、第5款 農林水産業費について、質疑をお受けいたします。ございませんか。

伴委員。

○伴委員 140ページの一番下のいかるが溜池の環境整備なんですけど、今の進展状況はどんな感じになっていますか。

○坂口委員長 上田建設農林課長。

○上田建設農林課長 いかるが溜池の溜池多面的活用促進事業の状況でございます。昨年より国の補助金の採択を受け、奈良県が事業主体で事業を実施している事業ですが、平成27年度の事業内容につきましては、用地測量の業務、基本設計業務、そして地元ワークショップの開催の業務を実施いたしました。今後のスケジュールにつきましては、用地測量業務、詳細設計にと進めてまいりたいと考えております。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 これ、大体いつごろに完成するような予定になっていますのやろ。

○坂口委員長 上田建設農林課長。

○上田建設農林課長 平成28年、ことしですね、先ほども申しましたけども、用地測量業務と詳細設計業務の予定をいたしておりまして、来年度から3か年にかけて工事を実施する予定で進めております。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 私もぐるり、あれは1.5メートルを走らせていただいておりますねけど、よりよいものにしていただくように、よろしく願いいたします。以上です。

○坂口委員長 ほか、ございませんか。

濱委員。

○濱委員 142ページのところに、有害鳥獣の駆除とところがありますけども、説明の中に、イノシシに対してのわなの補助であるとか、電気柵というものがありましたけど、ここのイノシシ等災害防止っていうところの、メートル、設置延長っていうのは、この電気柵のことですか。

○坂口委員長 上田建設農林課長。

○上田建設農林課長 電気柵の設置延長のことです。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 ということは、これ、どのぐらいの補助をされているんですか、金額的には。

というか、電気柵自身が1メートルどのぐらいの単価でできるものなのかも、私、ちょっとわからないので、どのぐらいの率のとか、上限があるのとか、教えてください。

○坂口委員長 上田建設農林課長。

○上田建設農林課長 事業費につきましては、37万2,600円の事業費でございます。大体7人の方に補助をいたしておりまして、メーター当たりの単価で申しますと、ちょっと、いろいろな電気柵がありますので、一概にその単価の、一律した単価は設定いたしておりませんので、大体、多い方で10万円、少ない方ですと1万4,500円というような補助金の割合になっております。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 この、26年度がこれだけ、27年度がこれだけっていうふうに延長がきていますので、毎年同じように補助が出れば、延長っていうか、総延長がふえていくわけですね。それからまた、傷んでいるところっていうか、都合悪いところを新しくするとかいうことで、現在、どのぐらいですか。現在っていうか、この年度末でもいいですけども、総延長でどのぐらいの電気柵を使われているんですか。

○坂口委員長 上田建設農林課長。

○上田建設農林課長 この補助につきましては、平成26年度から補助をいたしておりますので、今、施策の成果に上っているメーター数の設置延長でございます。また、補修につきましては補助の対象といたしておりませんので、新規についての補助ということでございます。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 ありがとうございます。すみません、26年度からっていうの、ちょっとよくわからなくて、申しわけないです。そうしたら、前年度、26年度のメーター数と、この27年度のメーター数が総メーター数ということですね。この斑鳩町ではもちろん何も事故とかそういうのはなかったですけども、他のところで電気柵による事故が起こってというところで、農業関係でなくて、ゴルフ場ですか、なんか取りやめにしたとかいうことを聞きましたけども、この安全性とか、その辺のことでは、どうなんでしょう。

○坂口委員長 上田建設農林課長。

○上田建設農林課長 委員おっしゃるとおり、法隆寺カントリー倶楽部ではイノシシの電機柵の設置はしておられませんが、ゴルフセンター、斑鳩中学校の上の施設については、イノシシの電機柵の設置をされておりまして、町としても、電気柵に問題がないとは、

ヒアリングして、確認しているところでございます。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 今のとちょっと関連してですけど、この駆除状況、ドバト、カラス、スズメ、イノシシなんですけど、猿ですとか、ほかの対象ってというのは、この駆除の対象にはなっていないんでしょうか。

○坂口委員長 上田建設農林課長。

○上田建設農林課長 あくまでも有害鳥獣ということで、有害な動物についての駆除ということですので、猿等については、有害鳥獣という対象にはなっておりません。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 奈良県の山間地域なんかで、猿による被害とかっていうのをよく聞かれていると思うんですけど、斑鳩町の場合はそういう被害の状況が生じているというわけではないってことですか。

○坂口委員長 上田建設農林課長。

○上田建設農林課長 猿についての、作物についての被害については、現在、確認いたしております。

○坂口委員長 ほか、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、第5款 農林水産業費に対する質疑を終結いたします。

次に、第6款 商工費について、説明を求めます。

谷口都市建設部長。

○谷口都市建設部長 それでは、主要な施策の成果報告書の149ページをお願いいたします。

座って、説明を進めさせていただきます。

第6款 商工費のうち、都市建設部が所管する事業でございます。

第6款 商工費、第1項 商工費、第5目 歴史街道ネットワーク事業費で、斑鳩町歴史的風致維持向上計画に搭載した事業を推進するために、斑鳩町まちなか観光景観形成事業補助金により、歴史的な町並みの景観形成に資する民間の修景施設の整備費に対して支援を行いました。

以上が、第6款 商工費のうち、都市建設部が所管いたします決算の概要でございます。よろしくご審査賜りますよう、お願い申し上げます。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、第6款 商工費について、質疑をお受けいたし

ます。

伴委員。

○伴委員 このまちなか観光で三町のところを中心に整備をしていただいている、その姿というのは、私も確認させていただいているんですが、これ、何年度からスタートして、どのような計画で、どれぐらいの、今、今現在の金額、どれぐらいお金が流れているっちゃうか、整備に使われているのか。ちょっとその辺、お願いします。

○坂口委員長 松岡都市整備課長。

○松岡都市整備課長 この事業でございますけれども、平成26年度から実施されてございます。事業費につきましては、補助対象外の部分がございますので補助金ベースでご報告をさせていただきます。平成26年度には、助成件数2件、補助金ベースで1,446万円、27年度につきましては、7件、補助金ベースで2,922万8,000円というような状況でございます。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 今後、これで終わるんじゃない、まだ今後続けていかれるように思うんですが、どのような形を町は、斑鳩町は考えておられるのか、もう1度お聞かせ願えますか。

○坂口委員長 松岡都市整備課長。

○松岡都市整備課長 この事業でございますけれども、まず、事業の目的と申しますか、将来的な意義と申しますか、というところでお答えをさせていただきますと、この法隆寺周辺地区につきましては、三町、西里、東里を中心といたしまして、歴史的な建物が数多く残されているところでございますが、生活様式の変化に伴いまして、増改築、修理等によってそういった姿が失われている例も徐々には出てきているところでございます。こうした歴史的景観を残す建物につきましては、地域の歴史、文化や町並みの特徴を表す重要な構成要素でございますことから、良好な状態を保つことが、これ、町として不可欠だと考えてございます。この事業によりまして、適切な保存と修理、維持管理、さらにはその活用の面にわたってまでご協力をいただけるように推進していこうというところで、町としては、民間の住宅の改修について、木材やしっくい、土など、こういった自然素材を用いた地域の伝統的なデザインといわれるようなものを踏襲した、歴史的町並みに調和するような修景をされる事業を支援をしようとしているところでございます。そうした民間のご協力、地域の皆様のご理解とご協力によりまして沿道の町並みの連続性を創出することで、地域全体の景観が整い、歴史的建物、外観の保全の意義をこれで皆様に知っていただくとともに、地域のブランド感、地域の住民の皆様の意識の

向上にも資するものというようなところでこの事業を進めているところでございます。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 今、お話聞いていますと、滞在型の観光というものがそこにあるのかなというように、私もちょっと今、話聞きながら感じていましてんけど、これ、何年までこの事業ちゅうのはあるわけですか。切りっていいですか、26年度から始められて、続けておられる、なんかそういうような予定っていうのは、どんな感じなんでしょうか。

○坂口委員長 松岡都市整備課長。

○松岡都市整備課長 本事業につきましては、歴史的風致維持向上計画の中に位置づけられている事業でございます、この計画は、26年度から35年度までの10年計画となっております。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 今のところ、三町のあのイメージなんですけど、もう幅広く、範囲を広げて、今の話でしたらもう少し範囲が広いものやと。それを感じられるようなまちづくりちゅうのをやっていただきたいというように思います。以上です。

○坂口委員長 ほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、第6款 商工費に対する質疑を終結いたします。

次に、第7款 土木費について、説明を求めます。

谷口都市建設部長。

○谷口都市建設部長 それでは、第7款 土木費につきまして、ご説明をさせていただきます。主要な施策の成果報告書151ページから158ページとなっております。

それでは、151ページをお願いいたします。

座って説明をさせていただきます。

まず、第1項 土木管理費、第1目 土木総務費でございます。主要なものは、人件費でございます。

次に、第2項 道路橋りょう費でございます。

第1目 道路維持費では、町道などを安全かつ快適に利用していただくために舗装の補修や路肩整備、路肩の草刈り等を行いました。また、所有権移転登記等、5路線について、未登記道路の整理を行いました。

次に、152ページをお願いいたします。第2目 道路新設改良費でございます。

大和川堤防線、町道437号線の拡幅工事を行うとともに、8路線の道路改良工事を実



施いたしました。

次に、第3目 橋りょう維持費でございます。橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、1橋の補修工事と12橋の橋りょう定期点検を行いました。

続きまして、第3項 河川費でございます。153ページをお願いいたします。

第1目 河川総務費でございます。主な内容は、毎年春に実施されている自治会内水路清掃に伴う発生土砂等の処理を行ったものでございます。また、自治会等が自発的に行われます水路改修及び水路浚渫事業に対して、その経費の一部を支援いたしました。

次に、第2目 治水対策費でございます。集中豪雨に対応するため、既存のため池を活用し浸水被害の軽減を図る対策として、流域貯留浸透事業を東町池で実施いたしました。

続きまして、154ページをお願いいたします。第4項 都市計画費、第1目 都市計画総務費でございます。人件費以外の主な執行につきましては、既存木造住宅の耐震診断及び耐震改修に対する支援に要する経費、いかるがパークウェイの整備促進に要する経費、JR法隆寺駅南北自由通路の維持管理に要する経費でございます。

まず、既存木造住宅耐震診断及び既存木造住宅耐震改修に対する支援を、昨年度に引き続き実施いたしました。また、住宅の耐震化に関する知識の普及を目的とし、NPO法人との共催により、住民フォーラムを開催いたしました。

次に、国の直轄事業でありますいかるがパークウェイでは、現在、竜田川岩瀬橋西詰めから国道25号三室交差点の道路構造について、地元自治会や関係機関との協議が続けられるとともに、用地取得も進められている状況でございます。また、事業予算の確保に向けた要望活動につきましては、国土交通省を初め、関係機関に対し積極的に働きかけを行っております。

次に、155ページをお願いいたします。第2目 公共下水道費でございます。公共下水道事業特別会計への繰出金として支出いたしており、詳細につきましては、公共下水道事業特別会計におきましてご説明をさせていただきます。

次に、第3目 都市下水道費では、都市下水道5路線の浚渫作業を行い、適正な維持管理に努めました。

次に、第4目 公園費では、公園等に設置されている遊具による事故を未然に防止するため、職員による定期的な点検パトロールを実施するとともに、専門業者による公園施設の安全点検と保守点検業務を毎年度実施いたしております。

次に、156ページをお願いいたします。

第5目 都市計画審議会費でございます。斑鳩町都市計画審議会を1回開催したことによる委員報酬を執行いたしております。開催した会議では、役員を選任及び法隆寺周辺地区特別用途地区の運用状況の報告を行いました。

次に、第6目 開発指導調整費では、都市計画法等関係諸法令及び斑鳩町開発指導要綱に基づき、より良好なまちづくりの推進に努めております。また、屋外広告物許可申請に係る事務処理のほか、違反広告物の除却を行い、良好な景観の形成に努めております。

次に、157ページでございます。

第7目 景観保全対策事業費でございます。三塔周辺地域におきまして、地域の農地所有者の協力を得ることにより、景観形成作物のコスモスの栽培を実施いたしました。また、景観法、景観計画、景観条例に基づく届出の事前相談、届出書類の審査や指導を行いました。また、身近な緑化の推進と住民意識の高揚のため、4月に、小学校の入学記念樹として、町の花サザンカの苗木を、そして、12月の産業まつりでは、サクラソウの苗をそれぞれ配布いたしました。

次に、第8目 法隆寺線整備事業費では、歩道部の照明柱設置及び中央公民館駐輪場の復旧工事を実施いたしました。また、今後の供用開始に向けて、関係機関との協議を行いました。

続きまして、158ページをお願いいたします。第5項住宅費でございます。

第1目 住宅管理費でございます。町営住宅の適正な維持管理に努めました。

以上が、第7款土木費の決算概要でございます。よろしくご審査賜りますよう、お願い申し上げます。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、第7款 土木費について、質疑をお受けいたします。

伴委員。

○伴委員 153ページの上の河川美化ですねんけど、何年か前に、大和川の水際の大きな木を何本も町のほうで処理をしていただいて、非常に景観がよくなりましたんけど、またちょっと小さいやつが、徐々に、徐々に、また大きくなってきていると。今やったらまだそんなに大きな、いう形では。これ、ほっておくと、また同じような形になる。大変な思いをして処理をしていただいたせっかくの景観ですので、何とか早い目に処理をしていただきたいんですけど、そのあたり、どんなもんでしょうか。

○坂口委員長 上田建設農林課長。

- 上田建設農林課長 大和川の雑木についてでございますが、今現在、また木が徐々に伸びている状態でございますので、大和川河川事務所等に、都度、要望してまいりたいと考えております。
- 坂口委員長 伴委員。
- 伴委員 たしか、前回のほうは、国は切ってもらって、後の処理は町のほうで、たしか、やっていただいたという、私、記憶があるんですけど、もう何とか国のほう、今はもう国のほうでないとなかなか処理ができないと思いますので、早い目によりしくお願いします。以上です。
- 坂口委員長 ほか。
- 濱委員。
- 濱委員 154ページの、ここに耐震改修の支援っていうので挙がっているんですけども、ちょっとこの場所で聞いていいのかわかりませんが、古民家とかを改修して商売を始めたとかっていうことの支援をされているときに、その対象となる古民家とかの耐震診断とかいうようなことについては、どうなんでしょうかとお伺いしたいんですが。
- 坂口委員長 松岡都市整備課長。
- 松岡都市整備課長 この耐震改修の支援の対象でございますけれども、昭和56年の以前の建築物のうち新耐震基準を満たさない建築物が対象となっているところでございまして、古民家といわれるところにつきましては、築年からすれば対象になってこようなというふうにはあるかと思われます。しかしながら、耐震改修の工事の中身につきましては一定の要件を満たしていただく必要がございますので、そのあたりの要件は、整備の内容等々、十分に確認をさせていただいた上で、補助の対象になるか、ならないか、そのあたりは個々の事例として協議をさせていただくところでございます。以上です。
- 坂口委員長 濱委員。
- 濱委員 わかりました。ありがとうございます。
- 同じページで、パークウェイのことですけれども、ご報告いただいたように、三室の交差点のところまでが今年度進んでいるんですけども、町民の皆さんから、中央公民館のところからの出入りができないからっていうようなことで、警察のほうも、あそこをあけると今の三室交差点の25号線に合流するところがとても大変だからっていうふうに説明を、行って、聞いています。しかし現在でも、通り抜けて言ったらおかしいですけども、中央公民館のところから入るのは入れないけれども、南都銀行のところであ

ったり、もっと言うと中央の体育館のところから抜けていく、または郵便局の前を歩いていくとかいうことで、パークウェイ、今、開通しているところに行く車ってというのは、大変たくさんあると思うんです。見ていると、25号線に出やすいのか、割と体育館のところから出てくる車、夕方も、朝も、信号のところですいぶん並んでいらっしやいます。そういうのが現実多く起こっているんだったら、いい悪いは別にして、中央公民館のところから通り抜けができないっていうことを、どのようにとらえるのかとかいうことで、交通量の調査とかもされているように思うんです。ちょっとどこがしているか定かでないんですけども、交通量の調査とかがたまにカウントしているから、そういったものっていうのを、今、申しあげましたことで、どのようにデータというのを生かすのかとかいうようなことでは、どのようにお考えでしょうか。

○坂口委員長 松岡都市整備課長。

○松岡都市整備課長 法隆寺線の供用の件でございますけれども、これにつきましてはです、委員おっしゃいますように、これまでの警察等の協議の中で、今、現状の形となつてございます。パークウェイ流入する車の有無につきましても、今おっしゃっていただくような、皆無というようなわけにはいかないというような現状はあろうかと思いません。しかしながら、法隆寺線を供用、仮にいたしますと、その数ってというのは爆発的に増加するというふうに考えられますので、パークウェイを介して周囲の生活道路とかいう道路に流入する車が非常にふえるのではないかというようなところを想定しているものでございます。

交通量調査につきましては、今、この法隆寺線を供用する前でございますので、今、パークウェイに流入する経路というのが幾つかありますが、それぞれの場所での計測というのはしてございませんので、ちょっとそのデータをどう生かすかということにつきましては、今、現状、正しいお答えをいたしかねるところでございます。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 わかりました。ありがとうございます。パークウェイ、今、開通している分については、やっぱり利用したいというか、皆さん、そちらに回る方もたくさんいらっしやるけれども、25号線、もっと郡山の方面からおいでになる方も、開通していると、そこへ一気に行って混雑するだろうということだということだということで理解をしますので、それを開けるようにとか、そういうふうに言っているわけではないんです。

そうしたら、今のところから東へ向いての計画についてっていうのは、どうなんでしょうか。何か進展というか、このことで。

○坂口委員長 松岡都市整備課長。

○松岡都市整備課長 小吉田の区間から東側の部分でございますけれども、この区間につきましては、現在取り組まれております三室・紅葉ヶ丘区間のめどが一定ついた後に取  
りかかるということで、国のほうから案が出されているところでございます。供用の具  
体的な年次までは、まだ公表はされていないところでございます。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 結構です。十分と住民の皆さんとの調整というか、一緒に進めていただきたい  
と思いますので、その点についてはよろしく申し上げます。結構です。

○坂口委員長 奥村委員。

○奥村委員 153ページの、先ほども伴委員がおっしゃっておられました河川美化の促  
進のところでございますけれども、イツボ川のことでございます。いつもお願いをして  
おりますけれども、服部地区と興留地区のちょうど住宅街の真ん中を流れておりまして、  
それがやっぱり温かい季節になりますと、すごく草が繁茂して、いつも町のほうにもお  
願いをして、住民の皆様からのお声も上がって、ちょうどやっぱり住宅街の中を流れて  
いる川ですので、草をとったりとかすることを定期的についていうのは、どうかならな  
いのかなと思うんですけれども、なんせ一級河川ということで、なかなか町のほうでも、  
県の土木には言っているけどもなかなかあっていうところもあると思うんです  
けど、その辺は、いかがなんでしょうか。

○坂口委員長 小城町長。

○小城町長 この、おっしゃっていただくように、郡山土木協議会という関係でですね、  
斑鳩、安堵、三郷、平群、生駒、郡山の、この2市4町が集まってですね、郡山土木協  
議会、そこで必ず申しあげるのは、やっぱり所長が変わろうが、何がしようが、県の河  
川であるということで、年間に2回草刈るのやったら、2回刈るという予定は必ず書い  
ているやろうと。そういうことを実行しなかったら、今、予算がないからできませんと  
か、そんなことで私はないと思います。やっぱりその時期があるんです。梅雨時はもう  
必ず、県は、今、工事しませんよ。梅雨時は、雨が降ってきたらもう必ずあれですから。  
今も、富雄川の関係にしても、梅雨のときは工事をしない、その間に工事をするという  
ことですから。そういうことを考えたら、もう少しやっぱり、この草刈りでも、時期を  
見てやっぱりちゃんとこういう、自分のところで発注するわけですから、結局、業者に  
発注して刈ってもらうわけですから、そういうことをきめ細かくやっていかなかったら。  
私、毎年、その郡山土木協議会で申しあげるんです。やる、やらないというよりも、結

局、日程の中に、1年に2回やったら2回、その時期は必ず書いているやろうということを守っていただかなかつたら。こっちから言うていったら、結局、今、ちょっとその三代川、イツボ川のところでちょっとしますよと、半分ぐらい浚渫したり、中途半端なことをするわけですね。だから、これ、誰が言うたんやというたら、誰かが言うてきはったからやりましてんとか、そういうことになってしまうから、やっぱり町から言うていくことについては、郡山土木も真摯にやっぱりやっていかなかつたら。

私はこの、今、一番問われているのは、こういう草刈りというのは、皆さん方、身近にそういうことを感じられますし、浚渫にしても、今、もう三代川でも、いかるがホールの前でも、ほとんど草まめしです。その現状を見て、お客さんがいかるがホール来られたら、この川何と汚い川やなど、こう思われますから、そういうことがやっぱり皆さん方、思ったらですね、そういうものを必ずやらなきゃいかんやということを、もう少し、郡山土木も、入札する中で、何月と何月に、2回やるんやったら2回やるということをおね、やっていかんと。

国はちゃんとするんですよ。国はやっぱりあの堤防でも綺麗に2回ぐらいは必ずすると思います。だからやっぱり国の関係、大和川工事事務所等は草刈りはやりますし、こっちのほうも、言うていったら、えらい草まめしでんなど言うて、ほんなら、今、ちょっとあれですからやりましようとかね、そういうことになってしまうから余計おかしなるといふんだつたら、我々としては、やっぱりこういう、浚渫とか、草刈りは当然やっていかなかつたら。

ただ問題は、古い、三代川でも、この我々の前は古いですから、浚渫をしたら、結局、床を洗いますからですね、崩れてくるということは明らかに、やっぱりその現状ありますから、河川改修してくれということで、今現在、河川改修の関係で言うています。イツボ川の関係等については、あれ、割と、浚渫しても、下、床打っているかどうか、あれですけども、そういうことも考えたら、やっぱり当然やっていかなかつたら、これはいけないと思いますし、こういうことについては口やかましくやっぱり申しあげて、できるだけ協力していただくようにやっていきたいと思ひます。

○坂口委員長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、第7款 土木費に対する質疑を終結いたします。

上田建設農林課長。

○上田建設農林課長 すみません、農林水産業費で、私、答弁いたしました、ちょっと一

部訂正させていただきたいんですけど、よろしいですか。

○坂口委員長 はい。どうぞ。

○上田建設農林課長 有害鳥獣の駆除につきまして、イノシシの被害防止対策事業補助交付状況につきまして、委員から、合計ですね、設置延長と新設の合計の質問がございまして、平成26年度からという答弁をさせていただきましたけども、誤っております、平成25年度から設置させていただいております。平成25年度につきましては、11件、4,174メートルの設置申請がございまして、合計24件の8,264メートルという設置状況でございます。以上です。

○坂口委員長 これをもって、第7款 土木費に対する質疑を終結いたします。

続きまして、認定第4号 平成27年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

理事者の説明を求めます。

谷口都市建設部長。

○谷口都市建設部長 認定第4号 平成27年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

認定第4号

平成27年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成28年9月1日 提出

斑鳩町長 小城 利重

それでは、決算の概要について、ご説明をさせていただきます。

座って説明させていただきます。

まず、公共下水道の供用開始の状況につきましては、前年度4,967戸から401戸ふえ、5,368戸のご家庭で利用可能となりました。そのうち、本年度250件の接続申請を受け付け、3,332件の皆様にご利用いただいております、供用人口14,597人に対し、接続人口が9,788人となり、水洗化率といたしましては、前年度の66.4%から67.1%となったところでございます。

それでは、平成27年度の公共下水道事業の決算状況について、ご説明をさせていただきます。

主要な施策の成果報告書の216ページをお願いいたします。決算及び決算収支の状況では、歳入総額14億3,865万3,000円、歳出総額は14億3,865万3,000円となり、歳入歳出同額を執行いたしております。

次に、217ページ、歳入決算の状況についてでございます。第2表、歳入決算の内訳で、分担金及び負担金では、公共下水道加入負担金が2,500万円、使用料及び手数料では、公共下水道利用者の増加により、前年度より782万9,000円増の1億1,816万6,000円となりました。国庫支出金では、主に面整備工事に取り組んだことから、前年度より3,000万円減の3億3,000万円となりました。次に、繰入金では、元利償還金の増に伴い、前年度より7,246万3,000円増の5億5,089万2,000円となりました。次に、町債では、前年度より1,070万円増の4億760万円となりました。

次に、218ページをお願いいたします。歳出決算の状況では、公共下水道費で、前年度より1,664万8,000円減の8億4,091万4,000円、流域下水道費では、前年度より192万9,000円減の1,258万8,000円、公債費では、前年度より8,667万1,000円増の5億8,515万1,000円でございます。

次に、歳出の主な内容について、ご説明をさせていただきます。

同じく219ページでございます。第1款 公共下水道費、第1項 下水道管理費、第1目 下水道総務費でございます。主な内容といたしましては、人件費でございます。また、接続の支援策として設けております排水設備改造資金融資あっせん及び利子補給制度の利用件数は、当年度は3件のご利用があり、また、この制度を利用され、返済を完了された方からの利子補給申請件数は4件あり、6万6,000円の利子補給をいたしております。また、企業会計への移行に向けた調査費といたしまして、177万9,000円を支出いたしております。

次に、第2目 施設管理費でございます。その内容といたしましては、流域下水道センターへ支払います汚水の処理費用として、流域下水道維持管理負担金に係るものでございます。

次に、220ページでございます。第2項 下水道新設改良費、第1目 管きよ等新設改良費でございます。その主な内容といたしましては、公共下水道の整備で、神南5丁目、稲葉西1丁目・2丁目、龍田西2丁目・5丁目、法隆寺2丁目、興留8丁目、法隆寺南2丁目、高安西1丁目地内など約8ヘクタール、延長で約3.4キロメートルの面整備を行いました。また、浄化槽雨水貯留施設転用に対する支援では、2件の補助を



行い、累計43件となりました。

次に、第2款 流域下水道費では、県が実施する浄化センターなどの整備事業に対しまして、市町村負担割合に応じて支出いたしております。

次に、第3款 公債費では、元金および利子の償還を行い、平成27年度末の起債残高は、前年度末より751万6,817円増の85億1,534万7,812円となりました。また、公債諸費では、繰り上げ償還に伴う補償金として1,016万1,129円を支出いたしております。

今後も公共下水道の整備を着実に進め、普及促進及び接続の向上を図るとともに、健全な下水道経営に努めてまいりたいと考えております。

以上で、認定第4号 平成27年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜わりまして、何とぞ原案とお認いただけますよう、お願い申し上げます。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、公共下水道事業特別会計について、質疑をお受けいたします。

濱委員。

○濱委員 1つだけ。下水の接続が順番に進んでいって、また新しい年度、今年度もどんどん進んでいって、喜ばしいことだと思っているんです。1つだけ教えていただきたいことは、企業、工場さんとかが、井戸水を使っておられる方が、それを排水するのは、公共下水のところにいくと料金が発生するって聞いたんですけども、そういったのってというのは、このどこを見たらよくわかるのでしょうか。

○坂口委員長 寺田下水道課長。

○寺田下水道課長 ここにはちょっと載せておりませんが、一般家庭でしたら一般排水ということで、1立米120円とかいただいております。その月の水を使用する量によりまして、中間排水とか、工場でしたらそういう、量によりまして値段が違ってきますので、そういう形で計算をしております。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 すみません、よくわからなくて。申しわけないです。

○坂口委員長 谷口都市建設部長。

○谷口都市建設部長 若干補足させていただきます。企業等、井戸を利用して排水されるということでございますが、井戸等を利用して、水道水以外の水を利用されるということでございます。そうした場合には、井戸に対してのメーターを設置していただき

まして、そのボリュームをカウントしていただくと。そして収入に反映するという  
ことでございます。ですから、この中で種別はしておりませんが、この料金の中に反映  
するということをご理解いただきたいと思います。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 よくわかりました。それは企業さんとかやけど、個人のおうちはそんなに数な  
いから、それはないんですか。井戸にそのメーターをつけるとかいうことは必要ないん  
でしょうか。

○坂口委員長 寺田下水道課長。

○寺田下水道課長 個人さんの家につきましても、井戸水を使用されている家庭は何軒か  
ございます。そういう家庭に対しましては、個別にそういう、メーターをつけてくださ  
いとか、そういうお願いはいたしております。

○坂口委員長 谷口都市建設部長。

○谷口都市建設部長 ちょっと若干補足させていただきます。これ、メーター設置は義務  
としてつけていただいて、そのボリュームを検針して、水道と合算して請求するという  
形になりますので、つけるようにしていただく、お願いするということではなしに、こ  
れは必要なことと理解していただければいいと思います。

○坂口委員長 ほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、公共下水道事業特別会計に対する質疑を終結いたします。

続きまして、議案第39号 平成27年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処  
分について、また、認定第7号 平成27年度斑鳩町水道事業会計決算の認定について  
の2議案につきましては、関連する議案ですので、一括議題として審査をいたします。  
理事者の説明を求めます。

谷口都市建設部長。

○谷口都市建設部長 それでは、議案第39号 平成27年度斑鳩町水道事業会計未処分  
利益剰余金の処分について及び認定第7号 平成27年度斑鳩町水道事業会計決算の認  
定についてのご説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

議案第39号

平成27年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について  
標記について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、別紙のとおり提出し、

議会の議決を求めます。

平成28年9月1日 提出

斑鳩町長 小城 利重

次に、

認定第7号

平成27年度斑鳩町水道事業会計決算の認定について

標記について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成28年9月1日 提出

斑鳩町長 小城 利重

それでは、平成27年度斑鳩町水道事業会計決算書によりご説明を進めさせていただき、併せて平成27年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてのご説明をさせていただきます。

座って説明を進めさせていただきます。

それでは、平成27年度斑鳩町水道事業会計決算書の16ページをお願いいたします。

1. の概況につきまして、朗読をもってご説明申しあげます。

(1) 総括事項のうち ア、業務状況でございます。本年度の業務量につきましては、契約件数が前年度より47件、0.4%増加し、10,824件となりました。一方、年間総給水量は前年度と比較して28,385立方メートル減の2,992,154立方メートルとなりました。

1戸当りの使用量は、口径20ミリで1か月平均19.6立方メートル、前年度19.9立方メートルの微減となっています。

また、県水受水量は、前年度より12,634立方メートル減の2,016,426立方メートルとなりました。

なお、有収率につきましては、94.6%と、昨年度、94.2%と比較いたしまして、0.4ポイントの増加となりました。

次に、イ、建設改良費でございます。配水設備では、老朽管更新事業で工事2件、委託2件、新設改良事業で工事3件、委託2件、公共下水道築造工事で工事7件、委託7件であり、管延長3,261メートル、前年度2,403メートルの工事などを行い、各地域への給水に必要な施設の整備に努めました。本年度の石綿管の更新は515メートル、前年度355メートルであります。また、河川関連事業では、県事業の三代川改

修工事に伴う導水管移設工事を実施いたしております。

浄水場設備では、三井浄水場の機械設備の修繕工事を実施いたしました。

以上、これら建設改良事業に係る事業費は、前年度より3,445万920円増の2億4,677万3,520円となりました。

18ページから19ページにかけ、各項目の工事別に、工事、内容、金額、工期等をお示しいたしております。

まず、18ページをお願いいたします。配水設備改良費では、新設改良、老朽管更新、下水道工事、河川関連等で2億2,413万9,960円、浄水場設備改良費で2,101万3,560円、取水設備費で162万円、合計2億4,677万3,520円でございます。

本年度も、公共下水道の整備に伴い支障となる配水管及び給水管の移設・更新並びに老朽管更新工事等を実施し、管網整備を行うとともに、円滑な水の運用を図るため、経年劣化した浄水場設備の更新に努めました。

それでは、16ページにお戻りいただきたいと思っております。ウの財政状況につきましても、朗読をもちましてご説明とさせていただきます。

営業収支は、1,698万5,900円の営業損失、前年度営業損失883万7,330円でございます。営業収益のうち、給水収益は給水量の減により、前年度に比べ343万3,431円減の6億772万3,549円となり、営業費用は前年度より97万4,484円増の6億4,670万2,342円となりました。

その主な内訳といたしましては、原水及び浄水費では、受水費等の減により545万8,497円の減、配水及び給水費では、前年度とほぼ同額で91万9,958円の増、受託工事費では、修繕費の増により84万5,000円の増、総係費では、人件費等の増により222万8,134円の増、減価償却費では、前年度とほぼ同額となりました。

また、営業外収支では、長期前受金戻入で7,762万189円や雑収益などの営業外収益から企業債の支払利息2,682万137円などを差し引き、5,136万5,554円の利益となりました。

以上、これらの収支を差し引いた結果、当年度の純利益は、3,437万9,654円、前年度純利益3,512万6,570円でございます。

次に、資本的収支では、収入総額1億4,730万6,320円、支出総額3億2,170万4,385円、差し引き1億7,439万8,065円の支出超過となり、この支出超過額は、過年度分損益勘定留保資金等をもって補填いたしております。

次に、17ページをお願いいたします。(2)に議会議決事項、(3)職員に関する事項の(ア)に職員の配置状況をお示しさせていただいております。

次に、20ページをお願いいたします。業務量に関する事項の説明をさせていただきます。行政区域内人口につきましては28,204人で、前年度より39人の減でございます。平成28年3月31日現在の人口でございます。年度末契約件数につきましては10,824件で、前年度より47件の増加でございます。年間総給水量につきましては、節水意識の向上などの影響から、前年度より28,385立方メートル減の2992,154立方メートルでございます。県水受水量につきましては、前年度より12,634立方メートル減の2,016,426立方メートルであり、年間有収水量は、昨年度より15,121立方メートル減の2,831,201立方メートル、有収率は94.6%と、昨年度と比較して0.4ポイントの増で、依然高い水準を維持しております。また、有収率につきましては水道の経営に大きく影響してきますことから、毎年度、漏水調査を実施することにより、漏水箇所の早期発見、早期補修に努めてまいりたいと考えております。なお、有収率につきましては、平成26年度の全国平均は89.8%でございますが、当町におきましては、全国平均を上回る約95%前後で推移している状況でございます。

また、平成27年度水道事業会計決算資料の資料3に、平成20年度からの1戸当たりの口径別使用水量及び給水収益の推移をお示しいたしております。

資料3をお願いいたします。資料の後ろのほうのページにあります。平成20年度に比べまして、口径13ミリ、口径20ミリともに13%減少いたしております。

恐れ入ります、20ページにお戻りいただけますでしょうか。供給単価は、1立方メートル当たり、消費税抜きで214円65銭でございます。給水原価につきましては、1立方メートル当たり、消費税抜きで236円84銭でございます。

次に、21ページをお願いいたします。(2)事業の収益及び費用に関する事項でございます。

まず、①水道事業収益でございますが、前年度より563万5,977円減の7億849万7,962円でございます。営業収益では、先ほどご説明させていただきましたが、給水量の減少により給水収益で343万3,431円の減、受託工事収益で84万5,098円の増など、717万4,086円減の6億2,971万6,442円、営業外収益では、前年度より221万335円増の7,878万1,520円となっております。

次に、②の水道事業費用は、前年度より488万9,061円減の6億7,411万8,308円でございます。営業費用では、前年度より97万4,484円増の6億4,670万2,342円でございます。その内訳といたしましては、原水及び浄水費で545万8,497円減の3億3,868万8,943円であり、主なものは、県水の受水費でございます。配水及び給水費では、91万9,958円増の5,503万719円であり、その主なものは人件費と修繕費でございます。受託工事費では、84万5,000円増の355万円、総係費では、222万8,134円増の6,280万8,033円で、その主なものは、人件費と委託料でございます。また、減価償却費では、8万3,514円増の1億8,181万600円、資産減耗費では、232万4,875円増の478万2,547円でございます。営業外費用では、前年度より113万5,474円減の2,741万5,966円であります。

次に、22ページをお願いいたします。④に給水原価構成をお示しいたしておりますが、構成比率が最も高いのが、表中の項目、区分の4行目、受水費で39.2%となっております。1行目の人件費は11.1%、6行目の支払利息は4%、7行目の減価償却費は27.1%となっております。また、26ページから28ページには平成26年度の収益的収支明細書を添付させていただいておりますので、これにつきましては、後ほどご参照いただきますよう、お願い申し上げます。

次に、23ページからの会計でございます。

まず、(1)固定資産の取得でございます。主なものは、構築物の管工事について、総延長3,261メートルで、1億8,866万3,000円の取得であります。建設仮勘定につきましては、差し引き23万1,000円の増であり、その内訳につきましては、30ページから31ページをお願いいたします。表外下段に、建設仮勘定の内訳を、減少分と増加分として、事業名、場所、金額をお示ししております。増加分といたしまして、公共下水道築造工事に伴う配水管移設設計業務、新業平橋横断配水管詳細設計業務委託等で770万円、減少分といたしまして、老朽管更新事業に伴う配水管・導水管布設替測量設計業務、公共下水道築造工事に伴う配水管移設設計業務等で、746万9,000円でございます。

次に、24ページをお願いいたします。(2)重要な契約の要旨でございます。1,000万円以上の契約をお示しいたしております。

次に、(3)企業債及び一時借入金の概況でございますが、前年度末残高が13億6,020万824円、本年度借入高が7,100万円で、老朽管更新事業及び配水管整備

事業の財源として借り入れを行っております。

一方、本年度償還高は7,352万7,062円となり、本年度末残高は13億5,767万3,762円でございます。これにつきましては、32ページ、33ページに企業債の明細をお示しいたしております。

33ページをお願いいたします。表の最下段に残高をお示しいたしてございまして、13億5,767万3,762円となっているところでございます。

それでは、恐れ入ります、24ページにお戻りいただけますでしょうか。(3)企業債及び一時借入金の概況の(イ)一時借入金でございますが、本年度中におけます一時借入金はございません。

次に、(4)その他の会計処理に関する事項についてでございます。(ア)他会計補助金について、町の一般会計からの補助金はございません。(イ)は、たな卸資産の購入限度額の執行額と仮払消費税額について記載をいたしております。

以上が、水道事業の全般についての報告でございます。

次に、諸表の説明に入らせていただきます。

恐れ入ります、2ページから3ページをお願いいたします。収益的収入及び支出について、ご説明をさせていただきます。

まず、収入でございます。水道事業収益では、最終予算額7億5,821万4,000円に対しまして、決算額7億5,825万6,499円、差し引き42,499円の増となっております。第1項の営業収益で、予算額6億8,162万8,000円に対しまして、決算額6億7,943万6,488円、差し引き219万1,512円の減。第2項の営業外収益では、予算額7,658万5,000円に対しまして、決算額7,882万111円で、差し引き223万5,011円の増。第3項の特別利益では、予算額1,000円に対しまして、決算額は0となっております。

次に、支出でございます。水道事業費用では、最終予算額7億4,860万6,000円に対し、決算額7億1,109万6,796円で、3,750万9,204円が不用額となっております。第1項の営業費用では、予算額7億324万7,000円に対しまして、決算額6億7,672万3,971円で、差し引き2,652万3,029円の不用額で、不用額の主なものは、県水受水費であります。第2項 営業外費用では、予算額3,525万9,000円に対しまして、決算額3,436万7,322円で、89万1,678円の不用額となっております。特別損失では、予算額10万円に対しまして、決算額5,503円で、差し引き9万4,497円の不用額、第4項の予備費、

1, 000万円につきましては、未執行でございます。

次に、4ページから5ページをお願いいたします。資本的収入及び支出について、ご説明をさせていただきます。資本的収入で、最終予算額1億7,787万円に対しまして、決算額1億4,730万6,320円で、3,056万3,680円の減であります。決算額の内訳といたしましては、第1項の企業債で7,100万円、第2項の工事負担金では7,630万6,320円でございます。

次に、資本的支出では、最終予算額3億7,219万2,000円に対し、決算額が3億2,170万4,385円で、不用額は5,048万7,615円であります。決算額の内訳といたしましては、第1項の建設改良費で2億4,817万7,323円、第2項企業債償還金では、7,352万7,062円であります。

また、表の欄外に明記いたしておりますように、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億7,439万8,065円につきましては、減債積立金300万円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,264万2,071円、過年度分損益勘定留保資金1億5,875万5,994円で補填いたしております。

次に、6ページをお願いいたします。損益計算書の説明をさせていただきます。

1の営業収益は、給水収益、受託工事収益、その他の営業収益の合計で、6億2,971万6,442円、2の営業費用は、原水及び浄水費、配水及び給水費などの合計で、6億4,670万2,342円で、差し引き1,698万5,900円の営業損失であります。

次に、3の営業外収益は、7,878万1,520円で、4の営業外費用は、支払利息等で2,741万5,966円で、差し引きいたしますと、5,136万5,554円となります。

そして、営業損失と営業外収益を差し引きいたしますと、経常利益は3,437万9,654円となり、当年度純利益は同額の3,437万9,654円でございます。前年度繰越利益剰余金は6,457万1,969円、その他未処分利益剰余金変動額が8億8,636万4,192円であり、その結果、当年度未処分利益剰余金は9億8,531万5,815円となりました。

次に、7ページをお願いいたします。ここで、議案第39号 平成27年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてと併せてご説明をさせていただきます。

まず、剰余金計算書でございますが、当年度の利益剰余金の変動額といたしまして、表の中ほど、当年度変動額の行でございますが、減債積立金で300万円を処分いたし



ました。その結果、表の最下段、中央より右側でございますが、当年度末利益剰余金残高は、利益積立金 3,550 万円、建設改良積立金 1 億 400 万円、当年度末処分利益剰余金 9 億 8,531 万 5,815 円、合計 1 億 2,481 万 5,815 円でございます。

次に、当年度末資本剰余金残高につきましては、表の中央より左の最下段でございます。工事負担金、国庫補助金、受贈財産評価額の合計で、1 億 1,648 万 1,293 円でございます。

次に、8 ページをお願いいたします。先ほど、6 ページの平成 27 年度斑鳩町水道事業損益計算書及び 7 ページの平成 27 年度斑鳩町水道事業剰余金計算書におきましてご説明をさせていただきました内容から、本決算書におきまして、平成 27 年度斑鳩町水道事業剰余金処分計算書（案）としてお示しをさせていただいております。この表の右端の欄でございますが、当年度末処分利益剰余金 9 億 8,531 万 5,815 円のうち、減債積立金及び利益積立金として 300 万円をそれぞれ積み立てたいと考えております。その結果、翌年度繰越利益剰余金といたしまして、9 億 7,931 万 5,815 円となる処分計画でございます。

以上が、議案第 39 号 平成 27 年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての説明とさせていただきます。

次に、9 ページをお願いいたします。5 平成 27 年度斑鳩町水道事業会計キャッシュフロー計算書でございます。これは、資金の変動に関する的確な情報を得ることを可能にされたものでございます。まず、Ⅰ業務活動によるキャッシュフローといたしまして、当期純利益、減価償却費、支払利息等計上し、1 億 3,331 万 5,110 円、Ⅱ投資活動によるキャッシュフローといたしまして、有形固定資産の取得による支出、建設改良費未払金の増加額等計上し、8,006 万 6,893 円のマイナス、Ⅲ財務活動によるキャッシュフローといたしまして、建設改良企業債による収入、償還による支出、リース資産の減少額を計上し、361 万 9,875 円のマイナス、Ⅳ資金増加額 4,962 万 8,342 円、Ⅴ資金期首残高 3 億 2,440 万 3,615 円を計上しました結果、Ⅵ資金期末残高は、3 億 7,403 万 1,957 円となりました。

次に、10 ページから 11 ページをお願いいたします。平成 28 年 3 月 31 日現在の貸借対照表でございますが、まず、10 ページの資産の部でございます。

有形固定資産の合計額は、中段にありますように、5 億 7,784 万 9,767 円となっております。明細につきましては 30 ページから 31 ページに明記いたしております。

ますので、また後ほどご参照くださいますよう、お願いを申し上げます。次に、無形固定資産として、電話加入権 2 5 万 5 0 0 円、リース資産が 2 1 3 万 9, 1 4 9 円、投資が 1 4 4 万 6, 0 0 0 円で、固定資産合計は、5 2 億 8, 1 6 8 万 5, 4 1 6 円でございます。

次に、流動資産でございますが、現金及び預金が 3 億 7, 4 0 3 万 1, 9 5 7 円、未収金等は、1 億 5, 5 7 8 万 4, 3 2 9 円で、この内訳につきましては 3 8 ページの未収金一覧表に明記いたしておりますので、これにつきましても、後ほどご参照くださいますよう、お願い申し上げます。次に、貯蔵品 5 3 0 万 9, 8 2 4 円、流動資産合計で 5 億 3, 5 1 2 万 6, 1 1 0 円となり、資産合計が 5 8 億 1, 6 8 1 万 1, 5 2 6 円となります。

次に、1 1 ページ、負債の部でございます。

固定負債といたしまして、企業債 1 3 億 3 1 万 1, 8 7 1 円、リース債務 1 2 1 万 3, 6 0 8 円で、特別修繕引当金 3 5 0 万円、合計 1 3 億 5 0 2 万 5, 4 7 9 円。

次に、流動負債でございます。企業債、リース債務、未払金等で、3 億 2 4 8 万 2, 1 0 3 円となっております。このうち、未払い金等の内訳につきましては 3 8 ページの一覧表にお示しいたしておりますので、後ほどご参照くださいますよう、お願い申し上げます。

また、繰延収益は、長期前受金で 2 1 億 8, 7 0 9 万 3, 3 9 0 円となり、負債合計では、3 7 億 9, 4 6 0 万 9 7 2 円となります。

次に、資本の部でございますが、自己資本金 7 億 8, 0 9 1 万 3, 4 4 6 円、これは、水道が一般会計から企業会計に切り替わったときの分を資本金に充当されているものに一般会計からの出資金及び積立金処分量を加えたものでございます。

次に、剰余金でございますが、資本剰余金として、先ほど 7 ページでご説明いたしましたとおり、工事負担金等で合計 1 億 1, 6 4 8 万 1, 2 9 3 円、利益剰余金といたしまして、利益積立金 3, 5 5 0 万円、建設改良積立金が 1 億 4 0 0 万円、当年度未処分利益剰余金 9 億 8, 5 3 1 万 5, 8 1 5 円で、利益剰余金合計では、1 1 億 2, 4 8 1 万 5, 8 1 5 円となります。そうしたことから、剰余金合計は、1 2 億 4, 1 2 9 万 7, 1 0 8 円でございます。

結果、資本合計は、2 0 億 2, 2 2 1 万 5 5 4 円となり、負債・資本合計いたしまして、5 8 億 1, 6 8 1 万 1, 5 2 6 円となります。

次に、1 2 ページをお願いいたします。重要な会計方針に係る事項や、キャッシュフ

ロー計算書に関する事項、貸借対照表等に関する事項、リース契約により使用する固定資産に関する事項などの、公営企業の経理・運営に係ります重要な事項を注記として記載いたしております。これにつきましても、後ほどご参照いただきますよう、お願いを申し上げます。

次に、39ページをお願いいたします。内部留保資金明細書でございますが、これは、企業の運転資金と言われるものでございます。このページの中ほどで、表最下段の合計欄にありますように、前年度からの繰越額は3億1,474万2,000円で、当年度処分額は1,541万8,000円、当年度発生額は821万2,000円の減額となり、翌年度繰越額は、2億9,111万2,000円となりました。

次に、40ページには、水道経営状況の推移分析に参考といたしまして、過去4年分の累年別損益計算書を、また、41ページには累年別貸借対照表をお示しいたしておりますので、経営分析のご参考にしていただけますよう、よろしくをお願いを申し上げます。

また、42ページ以降には、主な経営の分析比率表をお示しいたしております。右端に全国平均の数値を記載いたしておりますので後ほどご参照くださいますよう、お願いを申し上げます。

次に、先ほどの資料と同じでございますが、資料3をごらんいただけますでしょうか。資料3でございます。1戸当たり使用水量年度推移でございます。各口径ともに平成20年度より毎年度減少傾向になっており、給水収益では、平成20年度より約9,000万円程度の減少となっております。

次に、資料4の石綿セメント管の改良状況でございます。次のページでございます。平成27年度では515メートルを改良し、平成28年度では240メートルの改良を予定いたしております。

次に、資料6の財政推計表でございます。平成36年度まで推計をいたしております。資料中ほどにございます収益的収支差引(a)－(b)の欄をごらんいただきたいと思います。平成25年度は約2,569万円の利益となり、平成26年度では約3,513万円の利益、平成27年度では約3,438万円の利益が発生いたしております。推計によりますと、平成28年度以降におきましても、減少傾向がうかがえるものの、利益が得られる状況で推移できると予測はいたしております。

一方、資本的収支は、下水道関連工事、石綿管や塩ビ管及び施設等の改良費用などが発生し、一番下から2行目の、運転資金としての当年度補填財源は、平成27年度で約2億9,111万円となっており、平成28年度以降におきましても、補填財源は確保

できるものと見込んでおります。

現在、試算いたしております財政推計では、社会経済の大きな変動がないと仮定した場合、本町の水道事業は、引き続きほぼ安定的に推移するものではないかと考えております。しかしながら、昨今の少子高齢化や節水意識の向上などにより、年々給水量が低下していく中、経営の一層の効率化や計画的な施設の更新など、安定した水道水の供給を持続させるためには必要不可欠なことであります。そのためにも、経営基盤の強化を図るとともに、健全な水道事業会計の運営に努めてまいり所存でございます。また、予算、決算や水質検査等の状況につきましても、広報紙を通じてお知らせをいたしてまいります。今後も引き続き定期的にお知らせをしてまいりたいと考えております。

以上で、議案第39号 平成27年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び認定第7号 平成27年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、何とぞ原案どおり議決もしくは認定いただけますよう、お願いを申し上げます。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、議案第39号 認定第7号に対する質疑を終結いたします。

以上で、都市建設部所管に係る決算審査を終わります。

理事者入れ替えのため、14時40分まで休憩いたします。

(午後2時22分 休憩)

(午後2時40分 再開)

○坂口委員長 再開いたします。

それでは、教育委員会所管に係る決算審査を行います。

初めに、第2款 総務費について、説明を求めます。

清水教育長。

○清水教育長 それでは、第2款 総務費のうち、教育委員会所管に係る事業について、説明をさせていただきます。主要な施策の成果報告書の74ページでございます。

座って説明させていただきます。

74ページの第11目 青少年対策費では、青少年の健全育成のため、青少年問題協議会が中心となって、青少年に対する声かけなど、夜間を中心とした巡回補導活動を実施し、青少年の非行防止に努めたところであります。また、青少年の非行防止や子ども

も・若者育成支援強調月間に合わせまして啓発活動を行い、住民の方々に青少年の健全育成についての意識の高揚、協力要請、また、協議会組織の周知に努めたところであります。さらに、青少年のあらゆる悩みごとに対し相談事業を実施し、学校等と連携するなど青少年を含めた住民への悩みの解消に努めたところであります。

以上をもちまして、第2款 総務費のうち、教育委員会所管に係る事業の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜われますよう、お願い申し上げます。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、第2款 総務費について、質疑をお受けいたします。

小林委員。

○小林委員 青少年の健全育成ということで、先日、埼玉県のほうで夏休みの最後に痛ましい事件がありましたけれども、あそこの中で、学校の1学期の登校日数が数十日、ちょっと加害者側の子がですね、登校日数が、数十日お休みされていたり、もう1人の加害者が、登校はしているけれども、遅刻が、二十日ぐらいあったのかな、そういうふうなやっぱり日ごろの行いで、ある程度そういうふうな指導できる子を見つけることもできるのかなと思うんですけれども、そのあたり、斑鳩町のほうはどうなっているのか。青少年健全育成に関連して、わかるようなら教えていただきたいんですけども。

○坂口委員長 清水教育長。

○清水教育長 先ほども若干触れたんですけども、青少年問題協議会のほうでですね、夜間を中心とした巡回補導も何回か実施をしておるところでございまして、その際に、夜間にまだ帰っていない子どもたちにはですね、声かけを行いながら、早く帰るようにも指導しているということでございます。先ほどおっしゃった、問題を起こす青少年、起こした青少年の子どもたちが学校の不登校が多いということがございますが、それは後ほどまた学校教育のほうで出てくるかもわかりませんが、当町でも、不登校傾向の子ども、複数おります。その中で、学校のほうからですね、家庭訪問を何回も繰り返すということで、登校を促したり、その学習が遅れているところの資料を渡して、学校には昼間来られないけども、夜間に来て補習をするといった取り組みもしているところでございます。

○坂口委員長 ほか、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、第2款 総務費に対する質疑を終結いたします。

次に、第3款 民生費について、説明を求めます。

清水教育長。

- 清水教育長 それでは、第3款 民生費のうち、教育委員会所管に係る事業について、説明をさせていただきます。主要な施策の成果報告書では104ページでございます。座って説明をさせていただきます。

104ページの第4目 学童保育運営費でございます。これは、平成28年度から、福祉課から教育委員会の所管となった業務でございます。学童保育室の指導員の賃金や施設の維持管理に要する費用が主なものであります。平成27年度は、3学童保育室で301人が利用したところであります。また、斑鳩西学童保育室のエアコン取替工事など、適切な維持管理に努めたところでございます。

以上をもちまして、第3款 民生費のうち、教育委員会所管に係る事業の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜われますよう、お願い申し上げます。

- 坂口委員長 説明が終わりましたので、第3款 民生費について、質疑をお受けいたします。

平川委員。

- 平川委員 学童保育ですけれども、当初の、予算化したときの利用の見込みの人数と、今、実際この人数っていうことですけれども、その差ですとか、あと、今後の見通しについて、お伺いできますでしょうか。

- 坂口委員長 真弓生涯学習課長。

- 真弓生涯学習課長 こちらにつきましては申し込み制でございますので、見通しという部分は、出てきた形でしかとれないというところでご理解いただきたいと思います。

それから、今後につきましてなんですけれども、6月の議会でもございましたように、今、現段階では、昨年で301名という利用ございますけれども、この学童保育の需要に対してどう対応していくのかっていうお話だと思うんですが、黎明保育園さんのほうですね、そちらのほうでも学童保育のご検討されているという中でありますので、そちらの動向も見ながら町のほうも学童保育についても検討していくということになろうかと考えております。

- 坂口委員長 平川委員。

- 平川委員 申し込み制っていうのはよくわかるんですけれども、やはり指導員の方の配置だとか、あと、予算を組む上で、ある程度の見通しを持った上で予算を組んでおられると思うんですけれども、その利用見込みと実際との差っていうのは、それは、申し込み制だからっていうだけじゃなくて、ある程度の見込みと実数っていうのの違いは出

てくるんじゃないかなと思うんですけども。

○坂口委員長 清水教育長。

○清水教育長 平川委員もご存じだと思いますけども、各学童の定員っていうものがございいます。例えば、斑鳩でしたら179人、東では139人、西学童では72人というところでございいますけども、今現在、この、28年の9月の段階におきましても、若干まだあきがあるという状況でございまして、夏休み中は若干ふえるんですけども、終わったらまた減るという状況を繰り返してしまっていて、当分の間、これが急激にふえるっていう可能性はなきにしもあらずでありますけども、この態勢でいけるのではないかという、見込んでおります。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 まだ、じゃあ、定員に多少余裕があるっていうことですが、いつも1月から申し込みを受け付けて、実際の利用の、できますよという返事が、なかなかその指導員の確保がままならないところもあって、実質的な受けられるという返事が遅くなっているようなことも聞きましたので、そのあたり、これからどのぐらいの需要があるのかっていうのをきちんと見据えた上で、本当に、働いておられる保護者の方にとってみたら、学童に預けられるのかな、どうなのかなっていう心配の中で仕事をされているっていう状況もありますので、やはり早い段階で返事をしてあげられるような、そういう状況をつくっていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○坂口委員長 小城町長。

○小城町長 今、教育長も申しましたけども、定員っていうひとつの枠はありますけども、延べ人数ですから、やっぱり若干休んでおられるとか、いろいろな関係あります。だから、もう必ず毎日この百何人来られるっていうことじゃないわけですから。夏休みは多いわけですし。その現状から言って、今、真弓課長が言ったように、やっぱりこの学童保育も、私はやっぱりそういう私立でやっておられるところもこれからやっぱり検討の視野に入れていかなかったら、いつまでもこの現状のままでいけるっていうことは、私は難しいと思いますし、やっぱり安全面を考えますと、そういう点については、定員があるからいけるとかいうんじゃないしに、ある程度余裕を持ってですね、やっていかなかったら、やっぱり事故起こってしまったらもう終わりですから。やっぱりそういうことを考えたら、できるだけ安全・安心の中で、やっぱりそういうところも確保していくということが大事だと思います。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 今、平川委員のほうからもちよっとあったんですけども、指導員さんの確保がなかなか難しいって聞いたり、また、実際に、町長がおっしゃるように日によって需要の児童数が違うっていうけれども、多いときに、指導員さんが少ない人しか勤務できなくて大変だったみたいなこともちよっと聞いたことがあるんですけども、一応、何人の児童に対して指導員何人っていうふうに決まっているんだと思いますけども、その辺のことと、それから、学童保育のオープンの時間っていうのが、学年によってとか、学童保育の部屋に来る時間っていうのがやっぱり子どもたちによっていろいろ、まちまちなかなとも思います。それから、帰る時間もそれぞれちよっとまちまちなかなとも思いますので、指導員さんが、例えば早く子どもたちが人数が少なくなったら早く指導員さんが帰る人があるのかっていう、そういうシフトだったりとか、それから、できれば1時間当たりの指導員さんの単価を教えてくださいたいのと、人材不足のときがあるように聞いているので、今現在、お仕事してくださっている指導員さんの経験年数っていうか、この仕事をどのぐらい続けていらっしゃる方がいるのか、短期でしか、入れかわりが激しいのかっていう、そういう、ちよっと、動きみたいなのを教えてください。

○坂口委員長 真弓生涯学習課長。

○真弓生涯学習課長 まず、指導員の配置の関係ですけども、児童20人に対して1人というのが基準でございます。

次に、オープンの時間でありまして、帰る時間、確かに学年によって、5時間だったり、6時間なり、4時間であったりということございますので、その辺は、学校行事のほう見ましてシフトのほうは組んでおりますので、その20人に1人という状態が確保できるように態勢を組んでいるということでございます。

それから、指導員の単価でございますけども、1時間当たり1,060円でございます。

それから、今、各指導員の経験年数ですけども、約20名ほどおりますので、ちよっと全てというわけにはいかないんですが、十数年ご経験されている方もおられますし、今でしたら、ことし初めて入っていただいた方も確かにおられますが、前歴でご経験ある方だという方もおられますので、ちよっと個々の年数等はあれですけども、かなり開きあると思いますけども、よろしく願いいたします。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 ありがとうございます。

経験年数ごとの人数っていうのは別に詳しくなくてもかまいません。ただ、経験豊か



な方も、どのところの学童保育にもいてくださっているっていう配置になっているということで、若いっていうか、新しい方はそういう方の指導を受けながらというふうに、了解でございます。

そうしたら、お迎えに来られる時間までに、人によったら、1日の、その日の勤務時間っていうのは変化しているんでしょうか。例えば、さっき言いましたように、ちょっと、私、詳しくはないですけど、例えば3時に出勤をして、する指導員さんもいるけれども、その日はもっと遅い利用のほうがたくさんだから4時から来る人があるとか、そういうのは学童のその当たっている方できちっとそのシフトみたいなものをされて、3時に来た方は何時間仕事したとか、そういう感じなんですか。

○坂口委員長 真弓生涯学習課長。

○真弓生涯学習課長 行事でありますとか、時間割等々で当然変わってまいりますし、指導員の、多少、都合っていう場合もありますし、ですので、先ほど言いましたように、20人に1人、これが守れるような形でやっていただいておりますので。当然、日によって、やはり子どもさんが早く帰られる場合とか、例えば、極端に言いますと土曜日なんかですと、かなり利用率が低い状態ですので、その場合でしたら、人数をぐっと減らしてやっている場合もございますし、そこはもう子どもさんの状況によりということで組んでおりますので、と思います。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 任せているところもあってということだと思います。

先ほど、指導員さん20人ほどいらっしゃるということですけども、日によって違っていることですけど、一応、登録の方が、斑鳩で179人いらっしゃるということでしたら、すごく単純な計算ですけど、179人の方がその日に利用されるということになったら、この、これを人数の20で割った人がその日の指導員さんの数というふうに言うたらいいんですか。どんなふうに。

○坂口委員長 小城町長。

○小城町長 それは指導員が自分らで決めますけども、ただ、一番難しいのは、やっぱり税金の問題で、やっぱり年間が百何万っちゃうことで決まっていますから、その時間で限定されて、130万きたら、もう私はその分はもう仕事できませんという方もありますから。その調整はやっぱり20人の中で皆さん方やっていただいていると私は思っていますし、責任持ってやっぱりそのシフト管理・調整してもらわなければいけませんし。

ただ、この179人は定員でありますから、だから必ず定員、まだ、かえていますから。そういう現状で、私も見に行きますけども、現状は登録がされているけども、本当に実際それだけ行くかっていうたら、なかなかいかない。今、言うたように、土曜日はほとんど来られません。土曜日はもうほんまに少ないです。現状を私も見に行きますから、やっぱりそういうところがありますから。なぜきょうは多いかっていうたら、やっぱり何かお母さんが、あるいはそういうことがあるときには多いですけども、やっぱりそういうことのことを考えたら、やっぱり指導員さんが自分の配分っちゅうのか、そういう責任を持って、20人に1人ですか、そういう枠をこしらえながらやっていただいていると、自主運営っていうのか、そういう形でやっていただいているということです。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 ということは、今、じゃあ、20人の方が在籍してくださっているということは、個々の税金で、仕事できる時間とかの制限があったりするということは、それから、定員にまだ余裕があるということは、まだ募集をしなければならないという状況なんですか。そののところだけ。

○坂口委員長 清水教育長。

○清水教育長 定員にまだ余裕があるので募集をしなければならないっていうよりも、最大、斑鳩学童やったら179人おりますけども、その中で、今現在、9月1日現在で160人、実際には160人でございますので、残り19人募集するという、そういった性格のものではないものでございます。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 学童保育のことですけど、昨年度、斑鳩の学童保育で、畳がすごく、こう、劣化していて、子どもさんたちがその畳の上で遊ぶとたたみのほこりが舞うような状況の中で、保護者会のほうから要望して、そこのちょっと修理なりを町のほうでしていただいたっていう経緯があるんですけども、やはり、保育所なんかだったら保育所の園長先生だったりっていう方が代表して、いろいろな町との話をされるんですけども、なかなかその指導員の方、皆さん同じ立場の中で、責任を持ってここをこうしてほしいっていう話をする、こういう仕組みができていけるのかなっていうのがちょっと疑問に感じた部分がありまして、そのあたり、どんなふうに運営していただいているんでしょう。

○坂口委員長 真弓生涯学習課長。

○真弓生涯学習課長 当然、日報等を書いていただいておりますし、それから、こちらのほうにもお渡しする書類等々もございますので、割と頻繁に来られておられますので、

そのときにお聞きするなりしてやりとりは、情報交換、当然しておりますので。

あと、先ほどございました畳の部分につきましては、今年度ですね、もう既に対応済みでして、塩ビシートを張るような形でもう既に完了しておりますので、ご報告申し上げます。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 修理していただいたのは見させていただきまして、ありがとうございました。

なかなか責任者の方っていう、そういう立場の方がいらっしゃらない中で、やはりそういう情報を密にして、そういう対応をしていただきますように、お願いいたします。

○坂口委員長 ほか、よろしいですか。

小村委員。

○小村委員 この間も一般質問で奥村議員のほうからあったんですけれども、町長もおっしゃいましたように、やっぱり安心して安全なものが一番大事やと思うんですけれども、日射病対策であったりだとか、あとはアレルギーで突然発作を起こす子どももおられると思うんです。そのときに、例えばエピペンであったりだとか、そういうのをとっさに打てるように学童の方もされているのかっていうのが。学校の先生はされているっていうふうに聞いているんですけれども、ちょっと学童のほうにそれをお願いしても、できないっていうふうに言われたっていう方がいまして、そこら辺はどうなっているのかなと。

○坂口委員長 真弓生涯学習課長。

○真弓生涯学習課長 ちょっとその、今、お話ございましたが、各学童のほうでそういった、例えばエピペンが必要な方がおられる場合は、そのご父兄の方ですね、とお話をさせていただいた上で、こういうときはこういう対処をしてくださっていうのを確認してやっておりますので、ご安心いただいていると思っております。

○坂口委員長 小村委員。

○小村委員 僕が聞いた話では、学校の先生がエピペンを打つと。その学童保育の時間にその残っている、例えばその場で倒れたときに、学校の先生を呼んできて、学校の先生が打つっていうような話になっているっていうことをお聞きしたんです。そういう説明をされたと。でも、保護者の方からすれば、その場で学童の先生に、簡単なものなので打ってほしいというふうをお願いしたみたいなんですけど、エピペンを打つのもちょっと怖いというようなことで言われたというふうなことを聞いているんですけれども、その。

○坂口委員長 清水教育長。

○清水教育長 今、ご質問のことにつきましては、状況を確認をさせていただきまして、当然、研修が必要ならば研修を行ってですね、打てるような状況にしていきたいというふうに考えています。

○坂口委員長 小村委員。

○小村委員 ありがとうございます。日射病の対策については、どうなっているんですか。

○坂口委員長 真弓生涯学習課長。

○真弓生涯学習課長 熱中症、屋外で遊ばせる場合もございますので、その心配というのは常にございますけれども、水分の確保でありますとか、疲れがある場合には中の、学童保育室の中、こちらのほう、エアコンのほうきいておりますので、そういった形で対応しております。

○坂口委員長 小村委員。

○小村委員 20人を遊ばせながら見るっていうのは、1人で20人見るっていうのはなかなか大変だとは思いますが、その点も注意していただければと思います。

○坂口委員長 ほか、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、第3款 民生費に対する質疑を終結いたします。

次に、第9款 教育費について、説明を求めます。

清水教育長。

○清水教育長 それでは、第9款 教育費について、説明をさせていただきます。主要な施策の成果報告書では163ページからでございます。よろしくお願いいたします。

座って説明をさせていただきます。

まず最初、163ページ、第1項 教育総務費であります。

第1目 教育委員会費では、教育委員会の活動内容として、時代に応じた教育や特色ある教育、また、生涯学習、文化等に関する教育行政全般の方針の審議でありますとか、学校計画訪問等を実施しております。また、本町では「育てよう和の心」を教育スローガンとしており、和の精神を誇りを持って継承していこうとする子どもたちの育成を図ることにより、斑鳩を愛し、安らぎと活力の備わった豊かな郷土づくりに貢献できることを期待しております。

続きまして、第2目 事務局費では、交流活動の推進として、大阪府太子町、兵庫県太子町、そして本町の両中学校の生徒が、各地域の歴史文化の紹介やグループワーク等

により交流を深めました。

次に、時代に応じた教育内容の充実では、町議会の協力を得まして子ども模擬議会を開催するとともに、英語や異文化に対する興味、関心を高めるため、外国人英語指導助手を配置し、英語によるコミュニケーション能力の育成と国際理解教育の推進に努めました。

次に、164ページの教育環境の整備・充実では、小中連携教育の実践として、小学校と中学校の教職員が連携し、小学校から中学校への円滑な進学ができるよう、英会話教育や道徳教育、小中交流事業を推進いたしました。

次に、相談体制の充実では、医師や学校関係者による就学指導委員会を開催し、障害のある児童・生徒等に対し、一人ひとりの心身の状況に応じた適切な就学指導に努めました。

次に、165ページでは、住民と行政の協働によるまちづくりとして、畿央大学大学院准教授福本先生により、中学1年生を対象に特別講座を実施いたしました。

次に、166ページ、第3目 私立学校振興費では、私立幼稚園に就園している園児の保護者の経済的な負担を軽減するため、保育料の一部について補助を行いました。

第4目 スクールカウンセラー事業費では、これまで県事業として両中学校で1名のスクールカウンセラーが配置されておりましたが、平成27年度4月からは、両中学校にそれぞれ1名が配置され、臨床心理の視点からの的確なアドバイスを行っております。また、心の教室相談員が生徒の相談等に応じ、心にゆとりを持たせ、また、ストレスの軽減などに努めたところであります。

続きまして、167ページ 第2項 小学校費であります。

第1目 学校管理費では、教育環境の整備・充実として、小学校の運営に係る経費で、学校用務員の人件費、消耗品及び庁用備品の購入等を行うとともに、校舎の修繕や光熱水費の支出など、学校の維持管理を行っております。また、斑鳩小学校、斑鳩西小学校では、これまでの耐震化事業で対象となっていなかった渡り廊下等の耐震診断業務を実施いたしました。

続きまして、168ページ 第2目 教育振興費では、時代に応じた教育内容の充実として、特別活動の推進で、児童の自主性や個性を伸ばすため、各種学校行事、学級活動及びクラブ活動等に助成を行うとともに、情報教育の推進では、コンピューター機器等の活用により、児童の想像力及び表現力等を高めることに努めたところであります。

また、169ページ、日本伝統文化の学習では、児童の伝統文化に対する興味や関心

を高めることなどを目的に、斑鳩小学校では能楽、斑鳩西小学校では茶道、斑鳩東小学校では和太鼓といった分野で伝統文化の学習を行っております。

次に、教育環境の整備・充実では、学校図書整備として、始業前の読書活動や読み聞かせなど、児童の読書活動を推進する取り組みを行うとともに、これらの活動をさらに充実するため、引き続き町費で、3校で1名の学校図書司書を配置したところであります。

次に、170ページ、特別支援教育の充実では、特別支援学級入級児童の保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、小学校講師の配置では、新たな少人数学級編制として、小学1年生、2年生は1学級当たり30人に据え置いておりますが、集団としての役割や機能等を向上させていくことから、小学3年生から6年生までは1学級当たり35人を基準とした学級編制を実施いたしました。

また、生活困窮世帯への支援の充実では、経済的な理由のために就学困難な児童の保護者に対し、学用品、校外活動費及び給食費等の援助を行いました。

次に、171ページ、第3目 保健体育費では、児童の健康の保持増進のため健康診断を行うとともに、学校給食の充実では、食育並びに地産地消の取り組みを推進し、食物アレルギー等への対応など、安全で安心して食べることができる学校給食の提供を行いました。なお、引き続き、自校方式により調理を行うとともに、小学校2校において学校給食の調理・洗浄業務を外部に委託して実施いたしました。

続きまして、172ページ、第3項 中学校費であります。

第1目 学校管理費では、教育環境の整備・充実で、小学校費と同様に、学校用務員の人件費、消耗品及び庁用備品の購入等を行うとともに、光熱水費の支出など学校の維持管理を行っております。また、斑鳩中学校では、小学校費と同様に、渡り廊下の耐震診断業務を実施いたしました。

次に、173ページ、第2目 教育振興費では、時代に応じた教育内容の充実として、総合的な学習の時間をとおして、キャリア教育でありますとか、情報処理、環境との共生、福祉への理解等、時代のニーズに応じた教育の展開など学校教育の充実を図っております。また、生徒が自ら学び、自ら考える能力や社会に主体的に対応できる能力の育成を図るため、文化活動や部活動、校外活動に対し助成を行うとともに、情報教育の推進では、コンピューター機器等の活用により、生徒の想像力及び表現力等を高めることに努めたところであります。

次に、174ページ、教育環境の整備・充実では、小学校と同様に、読書活動を通じ

て生徒の人格形成や情操をより一層育むため、引き続き町費で、2校で1名の学校図書司書を配置し、学校図書室の充実を図りました。

次に、特別支援教育の充実では、特別支援学級入級生徒の保護者の経済的負担の軽減を図り、また、中学校講師の配置では、集団としての役割や機能等を向上させていくことから、全学年で1学級当たり35人を基準とした学級編制を実施いたしました。

次に、175ページ、生活困窮世帯への支援の充実では、経済的な理由のために就学困難な生徒の保護者に対して、学用品、校外活動費及び給食費等の援助を行いました。

続きまして、176ページ、第3目 保健体育費では、教育環境の整備・充実で、生徒の健康の保持増進のため健康診断を行うとともに、学校給食の充実では、食育及び地産地消の取り組みを推進し、食物アレルギー等への対応など、安全で安心して食べることができる学校給食を提供いたしました。なお、引き続き自校方式により調理を行うとともに、調理・洗浄業務を外部に委託して実施しております。

続きまして、177ページ、第4項 幼稚園費であります。

第1目 幼稚園費では、良好な子育て環境づくりとして、幼稚園の運営に係る経費として、幼稚園教職員に係る人件費のほか、特別な支援を必要とする園児に対応するための講師の配置などを行い、幼児教育の充実を図りました。また、幼稚園園舎の修繕等の維持管理を行うとともに、教員の資質向上のため、実践的な指導力を身に付けるなどの研修を行いました。また、178ページでは、健康診断を行い、園児の健康の保持増進に努めました。

続きまして、179ページ、第5項 社会教育費であります。

第1目 社会教育総務費では、まず、人権意識の高揚について、互いに認め合い、強い絆で結びつき、生きていることや住んでいることの喜びを共感できる人権のまちづくりを進めるための研修機会として、引き続き人権セミナーを開催し、人権意識の高揚に努めたところです。

次に、180ページの、子ども・若者育成支援の充実についてでございます。日常生活において学校や家庭では体験しにくい自然や社会での体験を通じて、自己の知識を広め、集団生活の大切さや各自の役割を学び、社会性を育み、自分を育てることや地域のリーダー育成を目的として、小学4年生から6年生を対象にしたホリディ学園を開催いたしました。また、青少年期における野外活動体験の重要性から、町外の野外体験活動施設を利用される青少年の健全育成を目的とする団体に対し補助金を交付したところであります。

次に、交流活動の推進では、二十歳の青少年を祝うため、成人式を開催いたしました。小学校、中学校の恩師によるビデオレターを上映することなどにより、成人者の祝福に花を添えていただいたところであります。

次に、181ページ、第2目 公民館費では、まず、生涯学習の充実において、昭和58年に完成の中央公民館のエレベータについて、更新工事を行いました。

次に、182ページ、生涯学習・生涯スポーツの推進体制の整備では、中央・東・西公民館の利用状況として、利用回数で合計が7,086回、利用者数は合計104,553人となっております。

次に、第3目 文化祭費では、文化・芸術にふれる機会の充実として、各種芸術・文化の振興と芸術・文化に接する機会の提供や意識の向上を図ることを目的として、いかるがの里文化芸術祭を開催いたしました。

次に、183ページからの第4目 文化財保存費では、まず、歴史文化資源の保全・活用についてであります。次のページの184ページの町指定文化財候補の調査では、五百井地区の大方家の文書などの調査のほか、春日古墳については、調査検討委員会を発足し、今後の調査方法について検討を開始いたしました。

次に、歴史文化情報の発信では、史跡藤ノ木古墳の石室特別公開で、平成27年度も春季、秋季それぞれ2日間開催し、多数の方にご見学をいただいたところであります。また、185ページの小田原市との文化交流事業の開催につきましては、小田原市で開催をされました法隆寺ゆかりの都市文化交流シンポジウムに参加をいたしました。

次に、歴史文化の拠点づくりでは、史跡中宮寺跡について、史跡中宮寺跡整備検討委員会のご意見をいただきながら引き続き整備工事を実施しております。

次に、186ページ、第5目 図書館管理運営費では、生涯学習・生涯スポーツ施設の充実で、斑鳩の記憶デジタルアーカイブ化事業や、もらってくださいリユースブックなどの図書活動に引き続き取り組んだところであります。平成27年度の町立図書館の利用人数は188,007人で、貸出冊数は332,992冊となっており、また、中央・東・西公民館の利用人数は13,563人、貸出冊数は39,910冊となっております。

次に、189ページであります。第6目 文化財活用センター管理運営費では、歴史文化の拠点づくりで、文化財の情報発信として、通常展示とともに、企画展・特別展などの展示会、関連する講演会などを開催いたしました。平成27年度の来館人数は12,458人で、開館からの総来館者数は、75,701人となったところあります。ま



た、子ども考古学教室、中学生以上の大人を対象とした斑鳩考古学講座につきましては、多くの方々にご参加をいただいております。

次に、191ページ、第6項 保健体育費、第1目 保健体育総務費では、まず、生涯スポーツの充実として、マラソン大会について、近年の健康づくりブームにより、多くの方にご参加をいただいたところであります。また、友好都市スポーツ交流の推進では、平成27年度も長野県飯島町や和歌山県上富田町との交流を行いました。

次に、192ページの子ども・若者育成支援の充実では、ドッジボール大会の開催で、小学生の体力向上及び団体競技を通じた団結力を養成することなどを目的に開催されており、27年度もその開催を支援したところであります。

次に、第2目 町民体育大会費では、平成27年度については、天候不良が予想されたことから中止をいたしました。

次に、193ページ、第3目 健民運動場費では、健民運動場等の維持管理として、テニスコート人工芝の全面補修等を実施いたしました。

次に、第4目 町民プール運営費では、引き続き安全確保を第一に運営を行いました。平成27年度におきましては、プールサイドの塗装などの維持管理に取り組むとともに、管理棟の耐震補強工事を完了いたしました。

次に、194ページ、第5目 すこやか斑鳩・スポーツセンター運営費では、中央体育館等の適切な維持管理を行ったところであります。

以上、教育費の決算状況でございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、第9款 教育費について、質疑をお受けいたします。

濱委員。

○濱委員 教育費のことでは、一番最初にどうしても申しあげなくてはならないと思っているのが、30人学級から35人学級に移行してというところの問題だと私は思っています。導入というか、そういうふうになる前には、十分に保護者の方には意見を聞いてってということではなく、こういうふうになりますよってというようなことをお知らせをするというようなことで始まったって印象が深いんですけれども、具体的に大きな問題で何かがあったということではなくても、それぞれのやっぱり保護者の方がどういうふうに感じておられるかとかいうことを町のほうから積極的に意見を聞くっていう、そういう取り組みってというのはどういうふうにされたかなと思います。いかがでしょう

か。

○坂口委員長 安藤教委総務課長。

○安藤教委総務課長 毎年、PTAと教育委員会との懇談会っていうのがございます。昨年度、そのPTA協議会のほうでもですね、アンケート調査ですね、行っておられるんです。その中でですね、さまざまな意見がございました。やはり友達がふえてですね、学校行くのが楽しくなった、クラスがにぎやかになったっていう意見もございますし、あと、体育であるとか、音楽であるとかですね、そういう活動も非常に幅が広がったっていうんでしょうかね、そういった声も聞かれているところでございます。

トータル面ではですね、子どもの意見と保護者の意見っていうのがあるんですけども、トータルで見ますと、どちらかといえば賛成、賛成っていうんでしょうかね、の意見が多かったということに、そういう、PTAとの話の中でですね、そういう、協議っていうんでしょうかね、意見交換を行っているところでございます。以上でございます。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 この開催されたのがいつかとか、アンケートをされた規模だったり、人数とか、規模であったりとか、その辺のことと、学校側っていうか、先生の、個々の先生方の意見っていうのがこのアンケートというところに行っているのか、また別の形で聞き取りされているのかというのを教えてください。

○坂口委員長 安藤教委総務課長。

○安藤教委総務課長 すみません、実施の時期はですね、すみません、定かでないんですけども、11月の中旬にですね、PTAと教育委員会との会合ですね、持っております。アンケートは、夏休みに実施されたというふうに聞いております。そのアンケートの対象は保護者と生徒というふうに聞いておまして、教員へのアンケートっていうのは特にとっていないというふうに聞いております。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 先生方からのご意見を聞いていないということですけど、今、アンケートをとったのは夏休みとおっしゃいましたでしょう。だから、去年の夏休みっていうことですね。ということは、スタートしてからそうたっていない段階でっていうことですね。4月からですし、1学期が終わった段階でアンケートをとられたということですね。トータルのプラスのほうに考える方が多くて、紹介していただいた分も、にぎやかになったとか、幅が広がったというようなことですけども、やっぱりそうでない意見というのもあったのは確かですね。プラスマイナスという言い方はあれですけども、やはりこ

このところはマイナス面であるっていうふうに言われた方もあるわけですね、そのアンケートの中では。その辺では、少し紹介していただけたら。

○坂口委員長 清水教育長。

○清水教育長 確かに、私もその懇談会に参加しておりまして、いろいろな意見を聞く中では、否定的な意見としては、あったのが、今まで30人学級であったと、30人以下であったと、それが35以下になるということで、先生の目が行き届かなくなるんじゃないかという不安があるといったご意見は何件かあったというふうに記憶しておりますが、そもそも、濱委員もご存じのとおりですね、学校、日本の学級編制の体制、ご存じのように、文科省が言うているのは、小学校第1学年が35人学級です。第2学年も、県等の少人数学級編制の人員を充てて、奈良県では35人にしてねっていうお願いがある中で、あとは全部40人学級です。それを斑鳩町では、単独で30人、第1年学年、第2学年は30人学級、それ以外の学級については全て35人学級で対応しているということをもまず第一に考えていただくことが必要なのかなと思います。

教員について、先ほど不安があるという、教員の目が行き届かなくなるって不安があるということをおっしゃいますけども、35人学級というても、35人以上は絶対ない、今の学級編制で言うと30人学級、30人、31人が一番多いのかな、という中で、教員いうのは40人学級に対応した技量というのを持っているわけです。その中で、いろいろな、特別支援の子、入り込みの子がいる中で、別にその特別支援の補助員も町ではつけていただいている中で活動しているっていう事実もあるということをちょっと念頭に置いていただきたいなというふうに考えています。奈良県でも、全ての学年で35人以下の学級を編制しているところないし、全国的にもほんのまれな例やというふうに自負をしております。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 斑鳩町が誇れるそういう施策を行ってきたっていうのは大変誇らしいことで、いいことだと思っています。でも、そういう30人学級を今までしてきたのを、後退するとか、元に戻すとか、そういったことで、やはり住民、住民とか保護者の方からすると、国の基準がどうだとか、県の基準がどうだとかでなくって、この間までこうだったのにそれがやっぱり後退したっていう、そういう感じっていうのは否めないと思います。また、何も特に大きな事故があったとか、そういうようなこともないですし、順調にいつているっていうことですがけれども、先ほど言いましたように、導入するときの前の段階でも、保護者のほうにはこういうふうになりますという説明的な、そ

ういうことで始められたっていうことも問題だと思いますけども、この、今のアンケート、それからそのアンケートに基づいての懇談会ということが行われて、今度は、年度1年をたった後で、この次には、だから1年に1度だったら11月に予定をされているんだとしたら、その段階で1年経過して、2年目に入った段階でっていうことで、やっぱり保護者の意見、子どもさんの意見っていうのもきちっと聞き取りをして、その意見っていうのを生かしていただきたいと要望します。お願いをします。結構です。

○坂口委員長 ほか、ございませんか。

小村委員。

○小村委員 163ページなんですけれども、外国人英語指導助手の配置、今のところ1名で、お金もかかることなんですけれども、これから英語教育というのは注目されていくと思います。小学校5年生からもう必修になるんですかね、というような通知も出ておるんですけれども、この英語助手の配置、今後の予算づけとしてどのようにやっていくのかなっていうのをちょっとお聞かせいただきたいなと思います。人員をふやすっていうふうなあれがあるのか。

○坂口委員長 清水教育長。

○清水教育長 現在のところ予定はございませんが、この外国人の英語助手、指導助手というのは、主に中学校2校に1人、そして小学校は別に、ALTは言わないんですけども、英語が話せる、公用語とする者をつけております。実質、町では2人雇用しているということになるわけでありましてけれども、先ほどおっしゃいましたように、指導要領変わってですね、小学校5年から必修になるとかいう話の中でね、将来的には、一定のそういった指導員をふやす必要が来るかもわかりませんが、それよりも、まず教員の力量を高めることが第一でございますので、その研修等々について考えていく必要があるというふうに考えています。

○坂口委員長 小村委員。

○小村委員 ありがとうございます。

あと、今、小学校と中学校にその外国人の講師の派遣しているということなんですけど、平群町やったと思うんですけど、幼稚園とか保育園にも数日行っていただいて、外国人に触れる機会を与えているというようなことをお聞きするんですけども、この点については、どうお考えでしょうか。

○坂口委員長 安藤教委総務課長。

○安藤教委総務課長 この外国人英語指導助手でございますけれども、週4日中学校に行

っております、残り週1日はですね、幼稚園、保育園ですね、あと、公民館等にも派遣をさせてもらっています。

○坂口委員長 小村委員。

○小村委員 ありがとうございます。すみません、ちょっと私が不勉強ですみませんでした。

164ページの小中連携教育なんですけども、小学校から中学校に上がる時、やっぱりここがすごく重要なのかなと思うんですけども、今、③に挙がっているように、ようこそ先輩とか、体験入学っていうのを実施されているんですけど、今、報道とかでも見ますと、ここがすごく問題になっているので、もう少し、こう、力を入れていかなければいけないのではないのかなというふうに感じています。

また、ページ数変わるんですけど、幼稚園から小学校1年生になるときに小1プロブレムというような問題もございますし、この切りかえの時期のときに、今、どのようなアプローチをしているのかっていうのを、ここ以外にもあるのであれば、お聞かせいただきたいなと思います。

○坂口委員長 清水教育長。

○清水教育長 この164ページには、小中連携教育という形で載っているんですけども、幼少の連携も当然必要ということで、幼稚園の芋掘りに小学校の子と一緒にいたり、逆に幼稚園の子どもが小学校に行って小学校の子どもに読み聞かせをしてもらったり、そういった交流、それで、小学校の先生と幼稚園の教諭の交流等々も図っております。そして、幼稚園の場合はですね、各小学区に幼稚園ございますので、比較的そのまま上がって、またその幼稚園の先輩がそのままいてという状況もあるので、幼稚園の子どもたちだけをとれば、まだあると思いますけども、保育園のほうもね、そういった小学校との連携を今後とも深めていって、いわゆる小1プロブレムについては徐々に解消していく必要はあるのかなと考えています。

小中連携につきましても、今、私、今やかましく言っているんですけども、中学校の先生が小学校の、例えば理科の実験等々について何か考えろというふうに指示もしている中で、お互いに、小学校の高学年が中学校へ行くときの不安感をちょっとでもなくするような形でできたらいいなと思っています。今の取り組み、この、ようこそ先輩でありますとか、小学校の、中学校の体験入学、クラブ活動の体験とかいうこともかなり有効にはなっているのかなというふうには考えています。

○坂口委員長 小村委員。

○小村委員 ありがとうございます。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 184ページの文化財のところですけども、大方家文書の調査を実施したということですけども、この成果はどういう形で反映していただけるのでしょうか。

○坂口委員長 真弓生涯学習課長。

○真弓生涯学習課長 大方家の調査なんですけど、今、現段階、今年度から国庫補助事業受けて、5年間で、今、計画をしているところのごさいますて、当然、一定のまとまった時点で、文化財センターの企画展等々で活用していく予定ではございます。現段階はまだ調査中ということでご理解いただきたいと思えます。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 個人の所有であっても、そういうところで一般の方に公開をしていただけるということによろしいんですか。

○坂口委員長 清水教育長。

○清水教育長 今、まさに平川委員ご心配の点がございまして。約1万点の資料がございまして、この、後5年でどれだけ整理できるかということもあれなんですけども、一定の成果が上がった段階です、大方さんにもいろいろ相談を申しあげながら、公表についても協議をしていく必要あるのかなというふうには考えています。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 ありがとうございます。それと、186ページの図書館の件なんですけども、昨年ちょっと一般質問をさせていただいて、できたら祝日も開館してもらいたいということを要望させていただいて、できたら日曜日と祝日重なる日は開館していくようにみたいなことを教育長おっしゃってくださったんですけども、実際のところは、どんなふうに進んでいるのでしょうか。

○坂口委員長 小城町長。

○小城町長 図書館の関係でございまして、斑鳩町の場合は、土曜日を午後8時までということで、日曜はもう休館ということで。日曜は休館やな。

(「祝日」と呼ぶ者あり)

○小城町長 祝日は休みやな。それはもう開けないと。だからもう日曜はやっていますから。休みは火曜日やな。火曜日が図書館の休館ですから。祝日は休みと。祝日は休みやな。それはもう、当初、図書館の関係のときにいろいろ議論があつて、やっぱり土曜日は8時までいこうということで、大分、議会のご意見等を十分参考にして土曜日は8時

までと。そのかわり、祝日は休館ということでお願いをしていたわけでございます。それはこのまま続けていきたいと思えます。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 昨年的一般質問のときには。

○坂口委員長 清水教育長。

○清水教育長 今、原則はそう、今、町長が説明させていただいたとおりでありますけれども、日曜と祝日が重なった場合の対応について、今ちょっと図書館協議会ともいろいろ話をしながら、そういう開ける方向で検討をしていっているという状況であるということ、ご報告だけさせていただきます。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 働いている方の事情もいろいろあると思えますけれども、できるだけ利用しやすいような形でお願いします。とりあえず、以上、了承したということで。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 先ほど小村委員のほうからありました、164ページの英会話の講師っていうことですが、小学校ごとに時間が書いていただいていますけれども、これはクラス、何クラスあるから何時間ずつというような感じで入ってくださっているんやと思えますけれど、講師の方を、講師というのかな、講師の方をどういうふうに使われているのかとか、それから、少しその授業の内容とかいうようなことが具体的にわかれば、紹介してほしいです。

○坂口委員長 安藤教委総務課長。

○安藤教委総務課長 この施策の成果報告書に記載しております斑鳩小学校166時間、西小学校88時間、東小学校132時間ということで、これ、学級数が違いますのでこの数字も違って来るんですけれども、例えば小学校6年であれば、年間で35時間英語学習をするというふうになっているんですね。そのうち17時間をこのALTが受け持つというふうになっております。残りの18時間は、担任がですね、英語指導を行うというふうになっております。

この、今、1年、雇用しておるんですけれども、英語を公用語とするですね、外国人をですね、現在、今、来ておる者は、島根の大学に在籍をしている者でですね、日本語もかなり流暢に話すことができるというところから雇用したところでもあります。

あと、その指導の内容なんですけれども、できるだけ、パネルっていうんでしょうかね、イラストであるとかですね、子どもたちに親しみやすいような形で、比較的簡単な

単語から、そして日常の挨拶とかですよね、そういう、主に英会話になれ親しむということを目的に学習に取り組んでいるという状況でございます。

以上でございます。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 すみません、続けて同じ項目で聞きたいんですけども、人選については、島根大学に在学の方を来ていただいているということは、こちらにずっといらっしゃるということは、今、大学には行ってはらへんということですね、お仕事されているということは。それが何年契約なのかとか、その辺のこともですけども。それと、35時間のうち17時間当たってくださるということですけど、その指導の内容とかっていうのは、斑鳩だけでなくほかの市町村も同じような形で入っておられるということだったら、県のほうなんかで統一のような指導の、レベルと言うたらおかしいですけど、こういうようなことをっていうようなことをされて、それに合わせてされているのか、もう本当に独自に何か、計画っていうか、そんな指導の内容を決めておられるのかというふうなことをちょっと聞かせていただきたいなと思います。この方については、英会話に親しむということでしたらということですけど、担任がしている授業っていうのは、じゃあ、どんなような授業ですか。

○坂口委員長 清水教育長。

○清水教育長 この英会話講師っていう、今、課長からありましたように、17時間やっているということでもありますけども、あくまでも主は学校の教職員でありまして、ALTというのはアシスタントランゲージティーチャーですので、あくまでも補助的な役割を果たすものであります。どういった授業を進めていくかっていうことについては、学習指導要領の中、内容を教員が35時間どう発展させていくかということの中にALTを入れてですね、実際の英語の発音でありますとか、その習慣でありますとか、そうした疑似体験的なものも盛り込んで英語に親しませるといった役割のものでございますので、あくまでも主は学校の教員であるというふうにご認識をいただければと思います。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 わかりました。担任の先生が主にやって、それを楽しくサポートするというか、そういう形で入ってくださっているとわかりました。

大学の在学生の方、島根の方がっていう点では、どうですか。

○坂口委員長 安藤教委総務課長。

○安藤教委総務課長 申しわけございません。島根の大学をですね、卒業した者というこ



とで訂正させていただきたいと思います。

(「わかりました。こちらにいてはるねやったらね」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 ありがとうございます。結構でございます。

続いてお聞きしていいですか。165ページのところに、職員の健康管理っていうところがあるんですけども、申しわけない、もう1つね、給食の職員の方の健康管理っていうのが、ごめんなさい、何ページに出ているのかな。

(「165にあります」と呼ぶ者あり)

○濱委員 ごめんなさい、ああ、わかりました。ちょっとほかのこと勘違いしていました。

これは、この27年度については、まだ斑鳩小学校は職員の方でいらっしゃったから、2つに分かれてほかの科目もあると思うんですけど、これは町の、町職と言ったらおかしいけど、町で雇っている方の健康診断ということで、委託されている方っていうのは、このことについては何も、町のほうからは何もないっていうふうでいいんでしょうか。

○坂口委員長 清水教育長。

○清水教育長 そのとおりでございます。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 給食の委託のことで、ちょっと同じようなことですけど、ごめんなさいね、どこやな、何ページになりますか、委託、給食委託。ここですね。ごめんなさい、171ページですね。学校の給食の調理と洗浄業務っていうのを委託しているのが、今度からは全部が委託になるけれども、この段階ではまだ、さっき言いましたように町で直接していた斑鳩小学校があったからこういうふう書き方になっていると思うんですけども、委託料の積算というのか、そういったもので入札をしていただいて業者を選定されたっていうふうに聞いていますけれども、その積算のうち、人件費以外のものとかいうのは、どのようなものを積算されたんでしょうか。

○坂口委員長 安藤教委総務課長。

○安藤教委総務課長 主に人件費に係る経費になるんですけども、それ以外の経費としては、例えば研修に係るものであるとかですね、あと、消耗品等ですね、そういう事務的な経費を計上して積算しております。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 ありがとうございます。消耗品とか、事務的なこととか、それから人件費、研

修費ということですが、積算をされたときの基本的な人件費の単価と、実際に委託した業者の方が実際に仕事をされる方にお支払いになる人件費っていうのは、もうそれは業者任せでということではないでしょうか。

それから、研修っていうことについては、どのぐらいの規模というか、どういうふうに言ったらいいのかな、時間的にどのぐらいの研修をとるか、内容とか、そういったようなものっていうのは、町のほうから何かこう、こういうような研修をしてくださいますみたいなものだとか、それから反対にこういう研修をしましたっていうふうな報告みたいなものが来るんだとか、その辺のことではどういうふうに対応されているか、教えてください。

○坂口委員長 安藤教委総務課長。

○安藤教委総務課長 人件費の積算につきましては、公務員ですね、大学卒業、要は初任給をですね、ベースとして積算をしております。おっしゃったように、実際の支給額については、ちょっとこちらのほうではわからないところでございます。

その研修につきましては、委託業者が独自で、例えば食中毒の防止であるとかですね、そういう独自で研修をされております。そして、その研修報告もですね、報告書、そして現況の写真等も添付してですね、研修の状況がわかるように報告書を出してもらっていると。あと、それ以外に、例えば県の教育委員会が主催します給食調理員をですね、であるとか栄養士であるとかですね、学校の栄養教諭であるとかですね、そういう職員を対象とした県教委主催の研修にもですね、参加を促しているという状況でございます。

○坂口委員長 ほか。ございませんか。

伴委員。

○伴委員 171ページの学校給食のことで、まず、この件なんですけど、この間の、先日の一般質問でも同僚議員のほうから給食費無償、そういうような提案があったんですけど、私自身、前回というか、去年の特別委員会でも、子どもの医療費、1人、一部負担、もし通院やったら500円、また、入院やったら1,000円、もしそういう形で一部負担を求めた場合、大体1,800万ぐらいの金額が出てくると。十分これ、健康な子どもであっても給食は毎日食べはる。これはもう町全体の施策にかかわることなんですけど、これ、どっちがええやろかなと。やっぱり学校、やっぱりそういうほう、非常に大事にしてほしいなという思いがありまして、ちょっとこのあたり、なかなか子どもの医療費無償っていう流れにはなっておるんですけど、ちょっとそういうような考え方もできへんやろうかと思うんですけど、ちょっとこれ、副町長、このあたり、どんな感

じでしょうか。

○坂口委員長 池田副町長。

○池田副町長 まず、一般論ですけれども、新しい事業をする場合には、やはりその財源をどこかで生み出してくるというのが一般的な考えでございます。一方、子育てというのは、やはり今現在、子育てとか、雇用、まちを元気にするというのは町にとっての一番大事な施策となってまいります。そうした中で、子育てをする場合に、子育て施策をする場合に、どれが一番よいかというのは、やはり総合的に町全体で判断すべき問題でありますので、やはりそこらは総合的に判断して、どうあるべきかというのは、今後、やはり内部でも検討をしたいとは考えております。何が一番よいかというのを。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 今おっしゃるように、何が一番いいんか、そのあたり、検討していただきたいと思います。

続きまして、192ページ下の町民体育大会なんですけど、これ、雨で中止になって、そしてこれぐらいの金額が中止であったかてどうしても必要やろうという形になっているんやと思います。たしかこれ、これはもうたまたま雨、天候の問題ですが、この5年間でたしか1回ぐらいしか開催できていないん違うかなと思います。そうなってくると、これ掛ける4ぐらいの金額が雨のために流れてしまっているというような。用意されているお金だけでなく、それぞれ地域、地域で選手を選定されたり、いろいろそんな形で、そういうような、尽力っていいですか、お金にかえがたいその辺も、天候のためとはいえ、どうしても天候に左右される外の行事やという、それと、基本的になかなか選手のほうも、今、難しいし、その上に上がること、バスとか用意していただいておりますが、なかなか昔のように行こう思ってもなかなか行きにくいんやという方も非常に多く聞かれますが、この町民体育大会、これ、実質、続けていくことに関して、今まで、私はこの町民体育大会、どっちかいうたら個人的には好きな、どっちかいうとみんなでコミュニティーをとっていつてというように思っておるんですが、最近非常に中止も多い、そして1つのこういう形で契機じゃないかなというようにも思うんですが、このあたり、町長、町民体育大会、今後やっぱり、これ、続けていかれるという考えでおられるか、ちょっとお聞きしたいです。

○坂口委員長 小城町長。

○小城町長 今おっしゃっていただくように、全国的にやっぱり町民体育大会、あるいは市民体育大会、そういう催しは必ずどこともやっていると思います。ただ、こういう斑

鳩という方式ですね、ただ選手を何名、100メートル競技とか、あるいはそういうものを、やっぱり選手を選抜する中で、やっぱり体育委員の方々が大変ご苦労いただくと。なかなか綱引きにしても、もうその当日来たら、わしも出ませと出してくれはるけども、それまでにやっぱり何ぼかは名簿をいただかんと、やっぱり保険の関係とか、いろいろな関係ございますから。やっぱりそういういろいろな問題を考えたら、お世話する人がなかなかでき得ないと。しかしこれ、町民体育大会やったら、3,000人ぐらい来はります。必ず来はります。もう間違いなしです。やっぱりそういう1つの同窓会みたいな、あるいはまたそういう集団的なことが、また話ができますから。地域、地域によって、また日ごろいてない人がお会いしたら、やっぱりそういう楽しみがありますからね。

ただそれは、私はやっぱりこの、継続はせないけませんけども、結局やっぱり2011年の東北の震災からですね、あのときにちょうど中止をしたんです。4月何日ということでも、3月11日やったから、一応決断して、中西議長らいろいろと議会からも、こういうのはもうやめたほうが、中止したほうがええん違うかということで、中止をさせていただいた。その後、雨が降ったりですね、前日から雨ということで、もう先に、やっぱり皆さん方、世話される方は、弁当買わないかとか、いろいろあるよってに、中止をということで。1回だけやったやつは、11時半ぐらいから雨降り出してきたんです。これも実際はやったけれども、途中、雨が降ってきて、最終的にはやりましたけども、それだけでございましてですね、いずれにしても、やっぱり毎年、これ、4月の大体、4年に1回だけは町会議員の選挙のときは5月と。それ以外は4月の下旬の20日前後、そういう土曜日、日曜日に開催したいということで、続けていくことはもう、今現在も町民体育大会の実行委員会は、今、立ち上げてやっております。

そういうことで、これからも続けていく、天候の関係もございましてけども、もう毎年これは続けてやっていくということでございます。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 今、町長のお考え、わかりました。やはり、ある時期が来たら、その場所っていうものもまた考えていただかなあかん、そういうときが来るかもわかりませんし、また、内容も、もっと変えていただかなあかん、そういうことも出てくる、いろいろ、何しろやっぱりその場、その場の決断っていうものをしていただくことを要望いたします。以上です。

○坂口委員長 小林委員。

○小林委員 1項目についてお聞かせ。175ページの要保護・準要保護の生徒数についてなんですけれども、数値を見ていますと、各学年の数値は予測できるんですけれども、各学年、要保護・準要保護、まず、どれぐらいの割合なのか、教えていただきたいと思っています。

○坂口委員長 安藤教委総務課長。

○安藤教委総務課長 各学年の数字で申しあげますと、平均すると、約、平成27年で、小学校でですね、1学年30人程度というふうになります。全体の認定件数が165件、こういうふうになっております。中学校もですね、平均しますと、1学年で約30人程度ということで、中学校の合計、平成27年の認定数が87というような状況になっております。

○坂口委員長 小林委員。

○小林委員 修学旅行33名、新入学生徒25名から87引いたら2年生の分とか、何かそういうふうに考えていいのかなと思うんですけれども、その中でですね、この、ちょっと改めて詳しくお聞かせいただきたいのは、クラブ活動費について、71、件数、200万円、結構な金額を援助していただいているのかなと思うんです。これからもオリンピックの影響とかもありまして、子どもたちがやっぱり自分のしたいスポーツをですね、家庭の状況によらずにですね、選べるような、そういう支援をしていただきたいなと思うんですけれども、ちょっと、なかなか今までしっかりと聞いたことがないので、このクラブ活動費の件数で、大きな金額とかですね、それについて、また、どういうふうに、支給というかですね、援助を、全てのケースが支給されるとは思っていないんですけれども、だめだったケースがもしあるようでしたらですね、教えていただきたいなとも思います。

○坂口委員長 安藤教委総務課長。

○安藤教委総務課長 このクラブ活動費でありますけれども、活動に必要となる道具等ですよね、そういう購入に係る費用としまして、27年度の単価ですね、小学校で年間2,710円、中学校では年間2万9,600円の支給になっているというような状況になっております。どういったものを購入されているかっていうのは、もう当然各家庭でですね、所属されているクラブで必要となる物品をですね、運動靴であるとか、ウェアというんでしょうかね、であるとか、そういった、実際、個人に必要となる身の回りのものを購入されているというような状況でございます。

○坂口委員長 小林委員。

○小林委員　なかなか要保護・準要保護になってきますと、これに伴って支給されると、要件とかがね、いろいろ細かく決まっていますので、なかなか充実した支援ができるのかどうかはわかりませんが、また、こういう、家庭によってですね、やはり自分の夢を諦めなければいけないという子どもたちに対してですね、何か町独自というかですね、地域、地域もですけど、支えていかなければいけないのかなと、これからは思うんですけれども、そういうふうな、教育委員会としてこういう子ども、この子どもたちがこれに、そういう子に該当するっていうのをわかった上で何か手助けできるような、地域で手助けできるようなことって、今後、何かないのかなっていうふうな思いをね、ありますので、そういう、難しいとは思いますが、そういう地域の斑鳩町の子ども、宝に対しての支援というのはやっぱり難しいんですかねという、感想で結構なんですけれども。

○坂口委員長　清水教育長。

○清水教育長　地域の協力力を高めましょうというのは、ずっとこのごろ言われる話の中で、なかなかご近所の方がですね、例えばそこのご家庭ちょっと苦しいみたいなので寄附集めてっていうのは、なかなかでき得ないのかなというふうに思います。

教育行政の中で、そういった、学校で必要なもの等について、できる限りにおいてですね、支給はしていくものの、あとは、そういうハード的な面については一定のあれですけど、もっとソフト的なやつ、やっぱり技術であるとか、スキルアップについてのコーチングの技術料はどうすんねんとかいうことになったらね、なかなか行政だけではできないのかな。例えば陸上で足の速い子がおるんやけど、大学、例えば僕の大好きな東洋大学の陸上部に入って箱根を走るみたいな資質の子がおったとしても、行政ができるっていうよりも、やっぱりそういった、厚志家っていうんですか、そうした人たちのバックアップで何とかなるような、そういう、社会的なそういう団体、厚志家グループみたいなのを設立できていけばいいのか、僕の勝手に想像しているだけです。そうした、昔はそういうパトロンとって、いろんな形で支援してもらう方が、お金持ちの方々がおられたみたいに、あしながおじさんとかああいったこともある中で、あしなが基金もありますけども、そういった形でないと、なかなかそのご近所だけの力ではつらいのかなと。行政でもできるだけのことはしますけど、限界もあるというのは。感想にしか過ぎませんが、そういうことです。

○坂口委員長　ほか、ございませんか。

濱委員。

○濱委員 図書館のことでお聞きします。図書館は186ページでございますけれども、各小学校と中学校に、小学校は3校で、中学校は2校で、1人ずつの司書の方を配置しているっていうふうに、いうことですが、その司書の方たちと、それから図書館との関係というか、図書館でももちろんお仕事されている司書の方たちの、そういう、何ていうのか、一緒に意見交換をするような、そういうようなものってあるんでしょうか。

○坂口委員長 真弓生涯学習課長。

○真弓生涯学習課長 ございます。既に実施はしております、子どもの読書計画っていうのがあるんですけども、その中でも、その計画づくりにもご参画いただくという形でやっておりますし、それから、ふだんからそういった、学校から図書館に見学に来られるとかいうこともございますので、そういう機会もございますので、司書の先生方との連携は今もとっているところです。

○坂口委員長 小村委員。

○小村委員 小学校とか、中学校でもなんですけど、設備に対してですね、今、斑鳩南中学校でも、体育館の水漏れがある、雨漏りであるとかっていうふうに上がっていると思いますし、斑鳩幼稚園ですかね、のほうも、ちょっとトイレから水漏れするとか、それがこの10月か11月ですかね、奈良県中からその幼稚園に集まるからそれまでに補修してほしいとか、いろいろ要望出ていると思うんですけども、この要望は、もちろん限られたお金の中で優先順位を決めていかなければいけないんですけど、これ、特別会計とかで早目に補修することできないんですかね。

○坂口委員長 小城町長。

○小城町長 今、小村委員もおっしゃっていただくように、今、そういうものは緊急にやっぱり修理をしていかないけませんから。だから、斑鳩幼稚園のトイレが悪いというやつは、やっぱりそれはもうすぐかかかっていかんと、それ、教育委員会で言うていますと、言うて、予算の捻出がどうやとか言うたところで、それはもう特別にやっぱりやっぴりかんと。

私はやっぱり雨漏りしたかて、やっぱりすぐ対応せんといかんと言いますよ。我々はやっぱり環境を整備していくというのは一番大事なんです、学校環境というのは。だからいつも言いますよ。だから今、現実に、洋式のトイレも、今、9月15日までが工期ということで、これはもう、今、できましたから、きのう、私、見にいったんですよ。やっぱり洋式になったら、子ども喜んでいますよ、本当に。だからそういう気持ちをやっぱり持っていかなかったら、私は環境を整備をせんと、学校っていうのはよく

ならないと。だからそういうものが、今、ご指摘されているような関係は、大いにやっぱりできるものをやっぱりやってやらないかと。学校側に言わせたら、教育委員会にそういうものを出していますよと、こう、これだけです。だからそれを見たら見たで、ちゃんとやっぱりそういう、設計士もうちの職員がおるわけですから、1級建築士。だからそういう者がやっぱりちゃんと行って、そういう者はどこそこって指示して、やっぱり修理をすることはやっぱり早くせんといかんと私は思いますから、そういうことについては緊急によくしていきたいと思います。

○坂口委員長 小村委員。

○小村委員 今、言ったこと以外にも、いろいろなところから上がってきていると思うんですけど、特別会計なりなんなりで組んでいただいて、早い目に修繕していただけたらと思います。お願いします。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 今のことと関連してですけど、この小学校の維持管理っていう、この167ページのこれの中で修理費用は出るというふうに理解していいんでしょうか。この中の光熱水費っていうのはもう絶対支払わないといけないお金になると思うんですけど、その中で本当に修繕に使われている費用っていうのがどのぐらい各校であるのか。やはり小村委員も言いましたけども、私も、やはり修理をしてほしいって言っているけどなかなか直らないで、先生が日曜大工みたいな形で何とか修理をしているっていうような話も実際に聞いたこともありますので、そのあたりのこの維持管理費というのはどの程度、直近、されているのか、ちょっとお聞かせいただきたいです。

○坂口委員長 清水教育長。

○清水教育長 決算書を見ていただきたいんですけども、決算書の125ページの11節の需用費の中の一番下に修繕料とございますけども。125ページの一番右の欄、備考欄の下から4つ目、修繕料656万円って出ていると思うんですけども、これが小学校3校の維持管理に係る修繕料の合計なんです。大きな工事になると、工事請負費という形で別の項目に出るんですけども、今、町長がおっしゃいましたようにですね、できる修繕、環境整備についてはもう優先的にやれと言っている中で、なかなかでき得ないっていう状況あるかもわかりませんが、教育委員会としては、もう即対応できるようにですね、今後もやっていきたいと考えていますし、先生が修理をしているっていう状況があるっていう、それは、先生方ででき得る修理はね、例えば椅子の一番下がちょっと欠けているとか、板がちょっと外れているとか、そんなんは教頭先生とかやって、昔か



らずっとそういう伝統がある中で、簡単なやつはしていただいて、専門的な技術が要る場合は教育委員会から業者に言って、発注して、早急に対応していきたいというふうに考えています。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 よろしく願いいたします。

○坂口委員長 ほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、第9款 教育費に対する質疑を終結いたします。

以上で、教育委員会所管に係る決算審査を終わります。

以上をもちまして、当委員会に付託されました各会計の決算の審査を終わります。

本日は、これをもって審査を終了いたします。

明日14日は午前9時から再開したいと思いますので、定刻にご参集いただきますようお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午後4時10分 散会)